

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第五号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○十番（平野文活君） 早速入りたいと思います。まず、憲法の問題からで、市長にお伺いをしたいというふうに思います。

明治以来、日本の歴史は戦争の歴史でありました。戦争反対、そして民主主義を掲げる戦前の日本共産党は、国賊、非国民というふうなレッテルを張られて、ひどい拷問を受けました。警察署の中で、そのまま行方が知れずという方々も相当数に上っております。そういう弾圧というのは、共産党にだけ科せられたわけではありません。そうした恐怖政治、暗黒政治が、全国民を支配していたのであります。そうした政治が日本を破綻に追い込んだ。その結果、戦後の憲法ができました。

戦後の憲法は、御承知のように主権は、天皇ではなく国民にあるということを宣言すると同時に、二度と再び戦争はしないということを内外に誓ったわけであります。「押しつけ憲法」と言う方々もおられますが、この憲法が一九四七年にできた。その二年後の四九年にはすでにアメリカは再軍備、憲法改定、こういう対日政策を変更しております。そういうアメリカの圧力のもとに歴代の自民党・政府が解釈改憲を重ねてまいりました。今や海外派兵は憲法違反と言っていたわけですが、海外派兵、公然とやられております。しかし、この憲法のもとで五十数年間、武力行使というものはできない。これは憲法の解釈改憲では無理がある。自衛隊なども専守防衛ということを建前にしてありまして、戦争で殺し合いに参加するということはやられておりません。そういう点では、いまだに日本は戦争はしない国という評価を内外で受けております。

今、この解釈改憲ではできない武力行使、これをできる自衛隊、いわば戦争をしない国から戦争をする国にする。そのために最後の歯どめを外そうとしております。これが明文改憲であります。アメリカから「湾岸戦争で金だけではだめだ」と言われ、アフガン、イラク戦争では海外派兵に踏み切った。今日、アーミテージその他の発言を見ておわかりのように、憲法改定を視野に入れて武力行使のできる日本をつくれというふうに迫られております。

自民党は、結党五十年の来年二〇〇六年に、自民党としての憲法改正案をまとめる、このようにしております。翌年、民主党も同様であります。二〇〇七年には国民投票法案を提出する、こういうふうに使われております。まさに今は、日本国憲法が戦後最大の危機を迎えているというふうに思います。国民投票が必要なわけでありまして、これは全国民がこの憲法に対してどういう態度をとるのかという選択を迫られるわけであります。

こういう時期だけに、従来こうしたものに対しては国のことでございますから、その動向を見守る、こういう答弁を繰り返してまいりましたけれども、護憲を旗印にしてきたと、浜田市長の政治信条はそういうふうに聞いております。こういうときだけに憲法、とりわけ憲法九条を守るという立場をこの機会に内外に表明をしていただきたいと思いますし強く要望したいと思いますが、いかがでございましょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

日本国憲法は、御承知のように国民主権そして基本的人権の尊重、平和主義、このことを基本原則としています。私は、日本国憲法、国の根幹を規定する最高法規であると考えております。したがって、憲法改正の問題につきましては、憲法の基本原則を踏まえた国民的な広範な論議が不可欠であるというふうに考えます。

御質問の件につきましては、自治体の長という立場から、憲法改正の論議の行方を注視してまいりたい、このように考えています。

○十番（平野文活君） 従来同様の答弁がなされたというふうに思いますが、私は、前の議会で新潟県加茂市の小池市長の行動について、つまりイラク派兵についての反対の意見書を小泉総理に出してきた、そうした行動について紹介をしたことがあります。きょうは、それに続いて自民党の元国防族の幹部であった箕輪登さんが、イラク派兵は憲法九条、自衛隊法に違反するというふうにして原告として提訴している、そういうことを紹介したいと思います。私もその訴状を読ませていただきましたが、いわゆる党の所属は違え、思想・信条は違って、憲法を守るという一点で広範な流れがある。自民党も、決して一枚岩ではないということを感じました。保守の政治家の中でもこうして時流に流されないで政治信条を貫いているという方々がいることに、心からの感銘を覚えたわけであります。もちろん国会では、先ほど言われましたように、自民党もそして民主党もいわゆる改憲を目指しておりますから、国会では九割以上が改憲勢力で占めているという状況の中で、いつでも憲法を変える発議ができる状況にあります。国民の間では、とりわけ九条擁護はいまだに大多数の世論であります。こうしたさまざまな党派を越えた方々、国民と手をつないで改憲阻止という国民的な戦いに私も頑張りたいというふうに決意を表明したいと思います。

次に、教育基本法の問題、さらには「日の丸」、「君が代」の強制の問題について、これは教育長を中心にお伺いしたいというふうに思います。

小泉内閣は、報道されているところを見ますと、さきに述べた憲法の改定前に教育基本法の改定計画を進めております。同時に、学校の中では「日の丸」、「君が代」の強制が行われておりまして、今やこの問題は現在の踏み絵になっているわけであります。私の夫婦の仲人をしてくれた元校長先生で、斉藤耘平先生という方、もうお亡くなりになりましたが、戦後、平和運動一筋の人でありました。私が初めて選挙に出たときに、その激励集

会であいさつをしていただいたのですが、初めてそのときにその斉藤先生の戦前の経歴というものを聞かせていただきました。つまり、自分の手で教え子を一生懸命口説いて満州に派遣をした。自分の手で子供たちを送り出してきた。本人はもちろん、家族を説得するというようなことをたくさんやってきた。その多くの子供たちが帰ってこなかったということを、送り出した子供たちの顔が思い浮かんできたのだろうか、涙ながらにそうした自分の戦前の経歴を語りました。そういう戦前の経験のある方々、年配の方々にとってみたら、この憲法改悪、そして教育がそうした戦争をする国というか、その一端を自分も担っていたということは、戦後のそれぞれの人生の再出発の出発点になったのだということ、そうした話を聞きながら非常に痛切に思いました。

今日、教育基本法を変えて、そして「日の丸」、「君が代」を子供たちに、そのためにも全教員に強制をするというものは、戦争をできる国づくりを目指す憲法の改悪と一体のものとして進められているというふうに思います。国旗・国歌法が制定された際、当時の国会では自民党の政府でさえ、歌う自由も歌わない自由もあるということを繰り返し強調せざるを得ませんでした。

そこで、教育長にお伺いしたいと思います。憲法十九条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、このように規定をしております。国歌あるいは国旗に対する思いは、それぞれの国民が心の中でさまざまにそういう、とりわけ戦前の体験を踏まえながらさまざまな考え方があるわけであります。いわば心の中は自由だ、内心の自由ということが言われております。教職員にはこの内心の自由はないのかということをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校における国旗及び国歌の指導につきましては、学習指導要領に基づいて行っているわけでございます。また、各学校は、学習指導要領に基づき児童生徒に国歌を斉唱するよう指導するわけですから、教職員もみずから範を示して斉唱するということは当然必要であると思っております。教育委員会といたしましては、このことにつきましては、校長会を通じて指導しているところでございます。

○教育長（山田俊秀君） 補足いたします。

この国歌・国旗につきましては、学習指導要領に基づいて行っているわけですが、この学習指導要領というのは、法的な拘束力もありますので、これは学校の方で子供たちを指導する教師については、私どもは、先ほど課長が言いましたように、校長会を通じてきちんと指導してっております。

○十番（平野文活君） 今、学習指導要領のことが出された。中教審答申については言われませんでした。そのもとにはそれがありませんね。憲法九十八条、何と書いてあるか。

この憲法は、国の最高法規であって――先ほど市長も言われました――その条規に反す

る法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為は、その効力を有しない」。憲法の方が上にあるのです。それに反する法律、その他は無効だということを憲法自身が書いてある。先ほど、やじの中に、「先生をやめろ」というようなこともありました。これは冒頭に私が言いましたが、いわゆる国策に反対する者は非国民だという非国民思想の流れをくんでいますよ。そういうことが、形を変えた恐怖政治、暗黒政治をつくっていくのではないのでしょうか。この憲法第九十八条の精神、そして、何人も「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」という十九条の精神、これを学校現場でも生かしていく、守る、厳守するということを強く申し添えまして、次に移りたいと思います。（発言する者あり）はい、どうぞ。

○教育長（山田俊秀君） 先ほどの学校教育基本法の改正についての御答弁をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

平成十五年三月に中央教育審議会におきまして、学校教育法を改正する必要があるという答申がなされました。今の教育基本法にうたわれております個人の尊厳、人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者などの理念は、憲法にのっとった普遍的なものとして今後も大切にしていきたいとともに、二十一世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、重要な教育の理念や原則を明確にすることが大切であると述べられております。この中で明確にする理念や原則といたしましては、信頼される学校教育の確立、家庭の教育力の回復、学校、家庭、地域社会の連携・協力の推進、公共に主体的に参画する意識や態度の涵養、日本の伝統文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養など七項目を上げております。この理念や原則については、例えば日本の伝統・文化の尊重、郷土の国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養など、今の日本の現状を考えますと、大切なことではないかと考えております。

この半世紀の間、我が国社会も国際社会も大きく変化し、国民意識も変容を遂げ、教育において重視すべき理念も変化してきていることを考えますと、教育基本法の改定は、私としても十分理解できるものと思っております。

○十番（平野文活君） 先ほど述べましたように、教育基本法の改悪は、憲法改悪と一体のものであります。今回の教育基本法改悪についての与党としての合意事項というものが、すでに発表されておりますが、例えばその中には、現基本法の中には、教育は不当な支配に言うなら屈してはいけない、教育の独自性といいますか、これを貫かなければならんということが書いてありますが、改正されようとしている与党の合意事項の中には、「教育は」ではなく「教育行政は、不当な支配に屈することなく」というように表現が変えられております。これは、憲法あるいは教育基本法、そうしたものは国民を縛るというよりは国家権力を縛る、そういう法律改定になった。つまり、国の不当な教育介入が、戦前の侵略戦争を全国民にあおり立てていった大きな力を教育が発揮した。先ほど斉藤先生の例を

紹介しましたが、もうほとんどの先生たちが、戦争政策に協力させていただいてきたわけで、こうした反省のもとに教育は、そうした国なども含む不当な支配に屈することなくという理念を教育基本法で打ち立てた。ところが、改定しようとする方々は、「教育行政は」というふうについて、あたかもそういう国の政策、政治に批判的な意見――国民の側からの――そういうものに教育行政は屈するな。全くさかさまな法律をこの教育基本法の改定の中で作り上げようということを計画しております。これは、憲法の改定改悪問題と同様な重大な改悪であります。これは、日本の戦前からのそうした歴史を逆転させる発想を持っております。先ほど教育長が述べられたさまざまな、言うなら美名のもとでそうしたことがやられようとしているということを申し添えて、次に移りたいと思います。楠港の問題であります。

これまでの議論を聞いておまして、一つだけ冒頭に市長にお伺いしたいということがあります。それは、きのうも池田議員もちょっと述べられたようですが、市長が、一社に選定された、これからが私の出番だ、ということを繰り返し言われたことに関してであります。そして、選定作業に対していわゆる影響を与えるような発言はしてこなかったというか、選定については何ら関与していないというか、そういう趣旨の発言をされてまいりました。

私は、聞きながら非常に不思議なことを言うなというふうに思ったわけです。といいますのは、結果から見ると十九人の委員の方々に十票ということで株式会社イズミが決まったわけですね。辛うじて選ばれております。そうすると、市の職員として送り込まれた五人の委員の方々がいなければ、株式会社イズミを支持する票は極めて少数派、十四人の中の五人しかいないという。ですから、結果から見ると、市の職員の委員が決定的な役割を果たしたと思うのです。この五人の委員を送り込んだのは、どなたでしょうか。市長ですね。その五人の委員の方々は、それぞれ申し合わせしてイズミに投票したのか、これはどうかわかりませんが、偶然かどうか、一致してイズミを支持しているわけでありまして、市の職員の方々は、市長の意を受けた行動をされたのではないのでしょうか。そう考えるのが、私は自然だというふうに思うのですが、そういう経過を見ると、私は、市長がこの五人の委員を送り込んだこと自身が、選定に関する最大の関与、初めから関与していたということになるのではないかというふうに思うのですけれども、その点についてまず最初にお伺いしたいと思います。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

市の職員が五人ということでございます。この選定委員会でそれぞれ皆さん立場があります。そういう指導とかは全く受けておりませんし、公平に慎重に審査したと考えております。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

市の職員が五人ということですが、これはきのうも御答弁申し上げましたように、平成十二年に中心市街地活性化基本計画を策定いたしております。そのときの活性化基本計画策定のときの人員の構成を参考にしてさせていただいたところでございます。そのときは二十名で、行政から五名というふうになっております。その前の基本計画を策定のときを参考にさせていただきましたので、決して別府市の考え方を押し通すという気持ちはなかったわけでございます。特に私ども、この楠港につきましては、貴重な市有財産の処分にかかる案件でもございます。そういったことから、それぞれの立場から御意見を発表させていただき、そしてそれぞれの立場の審査をということでしたわけでございます。プレゼンテーションを聞いた上で、そしてそれぞれが投票いたしましたわけでございます。プレゼンテーションのそれぞれの立場から別府市の中心市街地の活性化に寄与できる企業はどこかということが、一番の主眼であったかと思っております。そして、それぞれが示された各項目ごとにプレゼンテーション、また質疑応答を聞きながら採点をいたしまして、最終的に投票した結果がそのような結果になったわけでございますので、そのところの御理解をよろしくお願いいたします。

○十番（平野文活君） では、もう一度助役さんに確認しておきたいと思っております。それぞれの自主的な判断、保障された。何も話し合いとかしてない、市長からも指示を受けてない。それぞれの自主的な判断で、その判断の結果が偶然、株式会社イズミということで市の職員五人の方は一致した、偶然一致した、結果的に一致したということではないのでしょうか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○十番（平野文活君） それは、確認した上で次に移りたいと思っております。

私は、三つのことをこの項目では提起しているわけですが、第一に指摘したいのは、一貫性のない海岸線政策、場当たりの行政ということをお願いいたします。

私が議員になってすぐだと思っておりますが、学生交流会館問題が起こりました。そのときにあの埋立地、的ヶ浜埋立地の推移について詳しく勉強もさせていただきました。大変驚いたわけですね。おさらいになりますけれども、荒金市長のときに――昭和四十三年――六億三千万円かけて埋め立てしたのです。その埋め立ての目的は、公園緑地をつくるということでありました。ところが、その四年後の四十七年、やはりこれは荒金時代でしょうかね、大阪開発というところに売却しました。八億一千四百万円で売却した。市は幾らか差益が出たということになるわけですが、ところが、五十七年になって、これは脇屋さんの時代ですね、この土地を再び市が買い戻した。その買い戻した金額は、何と二十四億六千万円であります。つまり自分で六億余りのお金で造成をしておいて、転売をして、造成費の四倍の値段で買い戻した。なぜそんなことをしなければならなかったかということ、も

うこのときには火の海まつりが始まっておりましたね、脇屋市長のもとで。その買い戻した目的は、市民広場事業用地として買い戻すのだと。つまりあれでしょうね、四倍の値段があっても、やっぱりそれだけのイベント広場が必要だという判断になったのでしょね、一たんは売ったのだけれども。しかし、市の財政に与えた損害たるや莫大なものですよ。しかし、そこまでしてつくった広場です。そこまでして確保した広場。

ところが、同じ脇屋市長が北小を移転し、続く中村市長はテルマスをつくり、井上市長は学生交流会館をつくって、完全にその広場は消滅をしたというのが、この的ヶ浜埋立地の経過であります。市長が変わるたびに祭りも変わりました、ついに火の海まつりも消滅をいたしました。その火の海まつりの消滅ということについても私は非常に疑問があって、直接TOSの、社長ではありませんでしたね、常務さんか専務さんかだったと思いますが、行ってお伺いをしたわけでありましたが、ずっとTOSが、資金的にも人的も負担がちょっと重過ぎる、もうちょっと市民参加というか、市の方の協力が欲しいということをお願い続けてきたけれども、もう市の行政は非常に冷たい。脇屋さんが始めた祭りだということで、中村さんも井上さんも冷たかったのかどうか知りませんが、そういったことで火の海まつりも消滅をしてしまったという、広場もなくなり祭りもなくなりました。

私は、こうした歴代市長の一貫性のない場当たり的な行政について調べておりました、本当に怒りを覚えました。私は、海に面したイベント広場というのは、やっぱり必要ではないかというふうに思います。楠港をどう埋立地を生かすかということについて、私は、もう市長が就任された時点では、あそこは民間に売るといことは、企業誘致するのだとか、そのためにつくったのだということと言われて、すぐ公募ということに踏み切ったようではありますが、楠港、あの広場をどういうふうに生かすことが、別府市百年の大計になるのかということについて、今までの議論の中でも市民が参加したワークショップ的な手法も必要だったのではないですかという意見も出されましたが、私は、やっぱりそういった手法に立ち返るべきではないかなというふうに思います。冬の花火は一体どうなるのだろうかということも、素朴な疑問であります。楠港の広場を広場機能、イベント広場としての機能を残した整備が要るのではないかと。そして冬の花火もやるし、夏の宵まつりですかね、成功したと言っておりますが、その中で火の海まつりも復活をしたらどうかなというふうなことを考えているわけであります。

第二点は、市内業者に対する打撃の問題であります。

繰り返し課長さんを中心に「大きな吸引力があると思う」というプラスの波及効果が言われてまいりました。しかし、これまでの議論の中では、根拠のある試算は示されていないというふうに感じております。商業統計を見てみましたが、平成三年にトキ八・コスモピアがオープンしておりますね。三年ごとに商業統計というものが調査されておりました、トキ八・コスモピアがオープンする前の調査、昭和六十三年の調査では、別府市内に二千

九百二十九の店舗があった。そして二千三百四十九億円の販売額が記録されております。トキハ・コスモピアがオープンされて、販売額は若干伸びたようであります。しかし、店舗数はどんどん、このオープンにもかかわらず減り続けております。一番新しい公表されている商業統計は平成十一年のもの。調査はその三年後の十四年のものもあるのですが、これはまだ公表されておりません、集計がおくれているということで。一番新しい平成十一年の資料を見ますと、店舗数は六十三年の二千九百二十九から二千三百二十一、六百八減っております。二〇%の減であります。販売額は二千三百四十九億円から二千四百六十三億円、約百十四億円ふえております。つまり、パイは大型店が独占している。地元商店はどんどん減り続けているという状況です。平成十四年の新しい資料がもうそろそろ出ると思うのですが、店舗数はたぶん、さらに減り続けているだろうと思いますし、販売額ももう六十三年当時と変わらない状況になっているのではないかなと私は想定しております。私は、大型店を誘致することでパイがふえるということは、こうした別府市のこの十数年来のトキハ・コスモピア問題を、そうした事例を含んだ経過を見ても、パイは決してふえないということを物語っているのではないかと思います。

私の先輩議員でもうお亡くなりになりました本田行男さんという議員がおりまして、その方が亡くなった後、形見分けとでもいうか、彼が所持していた二十年近い議事録を奥さんからいただいたのです。その議会の議事録をとにかくばあっと読んで見ました。その中で例えば脇屋さんが、駅前、浜脇、北浜に観光バスがどんどん通るようになる、こういう答弁をしているところがあるんですね。これはどういう場面かといいますと、駅の前にトキハを誘致する。そして北浜には北浜開発という形で、あの当時はだからコンベンションホールをあそこにといい案もあったのでしょね。そして浜脇は浜脇開発がやられる。こういうことを言って、この三つを結ぶ巡回大型バスがどんどん通る、こういうことを答弁の中で言われているのを見て、ちょっとやっぱり思わず笑ってしまったことを覚えております。

また、中村市長が、コスモピアがどんどん赤字になって、あの底を買う――約二十億かけたのですかね――というときの議事録で、もうすぐ高速道路がオープンするのだ、開通するのだ、そうしたら、ここも黒字になる、こういうことを盛んに言っている議事録を読みました。

こうした風が吹けばおけ屋がもうかる式の、何の根拠も示さないまま、こうしたことを最高指導者が先頭に立ってそういうことを言う、これはやっぱりいうなら「とらぬタヌキの皮算用」とも言える非常にこっけいなことではないか。私は、本当にそういうことをおっしゃるのなら、きちんとした試算、根拠のある試算を示して、そういうこととセットで言わなきゃいかんというふうに思いますよ。御自分の施策を正当化するために、何か過大な見積もりをするという手法・やり方というのは、全国にはたくさん例がありまして、そ

の結果、たくさんの事業の失敗、破産が、もう今は数え切れないほどありますね。ですから、この議論の中でも楠港と駅前をつなぐ回遊性というようなことなども議論をされておりますが、やはりそういうことをおっしゃる以上、きちっとした調査もし、試算もしということが必要だというふうに思います。

この地元業者の打撃の問題は、そうしたプラスの波及効果が盛んに宣伝されているのだけれども、これほど経済界を中心に反対の世論が強いというのは、たぶん私は、そういうプラスの波及効果はない、マイナスの波及効果の方を心配している、これが肌身に感じているのではないかというふうに思います。トキハ誘致のころは、非常に過激な反対運動がありました。今はそんな形の反対運動はありませんが、私は、あのとき以上に危機感が広がっているのではないかというふうに感じております。それは、トキハ誘致のころはまだまだ日本の経済、別府の経済にも一定の体力があったというふうに思います。しかし、今はこの経済界の体力も非常に弱っているということで、残っている体力まで株式会社イズミに吸い取られてしまうのではないかという危機感があると思うのです。プラスの大きな波及効果ではなく、マイナスの影響を非常に強く感じているからこそ、これだけの問題になっているのではないかというふうに思います。ですから、そんなことではない、プラスの波及効果があるのだということを言われるのであれば、やはり根拠のある試算を示していただきたいということを二つ目の要望事項としたいと思います。

三つ目の要望事項であります。市民の知恵を集めた内発的な開発ということでありませぬ。

楠港に何か大型の施設を誘致すれば経済が活性化するのではないかと、これは私はバブル時代の計画だと思っております。全国ではもう破綻をしております。そういう発想を思い切って転換すべきではないか。楠港の開発も、また中心市街地の活性化も、別府全体の活性化も含めてでございますが、どうすればそれができるのかということをも市民の知恵を集めた、みずからの手でみずからのまちおこしをするのだという内発的な発展です。何か県外の大資本に頼らなければ活性化はできないという、この呪縛からみずからを解放すべきだと。そのために市長は、内外の知恵を集めた戦略会議も設置をしたのだらうというふうに思いますし、その戦略会議の報告がもうすぐ出るというのですが、この間の公開討論ですかね、聞いてみると、もうのっけから別府にはたくさんの宝がある、宝があり過ぎて生かし切れてないということを盛んに言われておりました。その宝の一つは海、海岸線が生かされていないというようなことも言われておりましたが、そういう別府本来が持っている宝、これを生かし、市民の本当の知恵を集めて、そして外来の資本に頼らない内発的な発展、そういう路線に私は転換すべきだというふうに思います。

市長が就任をされて最初の所信表明では、そういうなら市民の草の根のエネルギーに依拠してまちづくりをやるということをも市長が言われて、そういうことを、これが浜

田市長の基本的な考え方だということを知り、ああ、これはいいなというふうに私は率直に思いました。そういう発想と、今やられているものがどういうふうに関連しているのかなというふうに思うのですよ。私は、ちょっと矛盾しているのではないかなというふうに思います。

こうした三つの提起を行いました、ぜひそうしたことについて再検討をいただきたいというふうに思いますが、まとめてでも結構でございます。何か感想なり意見があれば、お伺いしたいと思います。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

まず、イベント広場にしてはどうかという御質問でございます。これまで誘致企業を全国に公募し、選定委員会で一社が選定されました。これからイズミと協議する中で、今の時点では楠港跡地をイベント広場にするという考えは持っておりません。

市内業者への影響ということでございますが、確かに市内業者への影響がないとは申し上げられませんが、昨日もお話ししましたように、郊外に大型店が出店されております。別府市の消費者が郊外の大型店に流出しますと、結果的にはパイは小さくなるのではないかと考えております。楠港に消費者ニーズに合った複合商業施設を誘致することによりまして、中心市街地の商業基盤を強くし、現在、郊外に流出しています消費者を呼び戻すことによりまして、パイを大きくすることができるのではないかと考えております。

また、市民の知恵をという形でございます。楠港埋立地には賛否両論があることは承知しております。今後は、議員の皆様方や市民の皆様方の御意見を謙虚に耳を傾けることによりまして、慎重に進めていきたいと考えております。

○十番（平野文活君） そういう答弁が返ってまいりましたが、私の提案について再度よく聞くべきところはないのかということで、受けとめて考えていただければありがたいなというふうに思います。

ついでに別府市の商工行政、別府市の地元商工業者をいかに活性化するかということについて、私は、以前の大分前の議会になりますが、三つの提案ということを行ったことがあります。その第一は、全事業所を調査する。私は、その当時、部課長が直接足を運んで一年間ぐらいかけて聞き取り調査をすべきだということを提案いたしました。二つ目に、各界の人材を結集した言うなら経済振興会議――そういう仮称――といいますか、そういう提案をいたしました。「百人委員会」と言ってもいいでしょうか。いろんな団体、「あなたの団体はだめよ、この団体はだめよ」というようなことではなくて、いろんな団体から、百人が百五十人になっても二百人になってもいいのですけれども、そういう別府市の市民の知恵を本当に集めるという取り組みが、その二つ目の提案でありました。三つ目の提案は、そうした調査、そしてそうした時間をかけた議論を踏まえて中小企業振興基本条例をつくって、つまり外来資本が来れば、風が吹けばおけ屋がもうかる式でそのおこぼれ

が周りに波及するのだという考えではなくて、直接いかに市内中小業者の要望に耳を傾けながらこれを支援するという基本になる条例をつくる必要があるのではないかという、この三つの提案をしました。

これはもう全国で幾つかそうした成功例があるのですよね、東京の大田区とか東大阪とか、もっと小さな都市でもあります。そして、そういうところのお話、書いたものなどを見ると、例えば部課長が一年かけて全事業所調査で歩く、これだけでも市の行政、部課長の発想というか、日常の仕事の考え方が変わったという、そういう事例もあります。そういう声もあります。私は「お上、お上」という話もこの議論の中にありましたが、やっぱりそういう意識、どうしても置かれているそうしたものというのは、知らず知らずのうちにあると思うのですよ。やっぱり生の本当に、あした、あさってどうしようかというような人も含めて、そうした生の声を聞き取りに回るといって自身、私は非常に意義のあることではないかというふうに思います。

あのときの議会では、課長さんが、あれもだめ、一もだめ、二もだめ、三もだめですという答弁しかいただけませんでした。私は、この楠港問題を一つの契機にして内発的発展の本当に市民の知恵を集めるということはどういうことかということについて、ぜひ再検討願えないかというふうに思います。これは質問項目にありませんでしたので、答弁は要りません。

ちょっと時間がなくなってしまいました。浜田温泉の問題についても質問通告をしておりましたが、（発言する者あり）ええ、わかっております。（笑声）総文、総務文教委員会で六月議会との関連で附帯決議があつて、そして調査会が継続をされております。そこで私の意見もしっかり述べさせていただきたいというふうに思いますが、昨日、池田議員が言われた点、大筋で私が言おうと思っていたことでもあります。若干違う点もありますので、それはまた委員会で議論をさせていただきたいというふうに思います。

国保税の問題です。

別府の国保は、約二万八千世帯が加入をされております。県下の市町村の中でも低所得者が多いというのが、別府の特徴ですね。この二万八千世帯の中で一万二千世帯が、所得ゼロの世帯であります。全加入者の四三％を占めております。大分市の所得ゼロ世帯は三三％ですから、別府の言うなら市民の置かれている実態というものが、その数字を見てわかりと思います。そして収納率も、この所得ゼロ世帯が、全体は九〇％なのにこの世帯は八一％、全体の収納率を引き下げている、こういう状況にあります。

そこで、二つの点を提案・要望したいのですが、第一点は、保険料の減免についてであります。国民健康保険法の七十七条でこの減免が規定されております。市の国保条例第十八号で、具体的にこの定義がされております。生活保護者とか、あるいは不慮の災害で納税能力をなくした方とか、三つ目にその他前二項に準ずる特別な理由がある者というよ

うな規定になっておりますが、別府市にはその減免の具体的要綱がなかったのですね。これが平成十四年から、具体的要綱ができたわけです。ですから、その点では一步前進なわけですが、「所得の著しい減少」という項目が設けられておりまして、こう書かれてあります。「病気それから失業、事業の破綻、その他の事情により前年の所得に比べて著しく減少すると認められる者で、客観的に担税力がなくなったと認められる者」、こういう規定になっておるのですね、所得の著しい減少をどう見るかということについては。ただ問題は、この「著しく減少すると認められる者」とか、「客観的に担税力がなくなったと認められる者」とか、これはだれが判断するのだろうかと思ったわけです。客観的基準がこの要綱には示されていない。ですから、ほとんどこの要綱に基づくいわゆる減免制度というのは、利用されておられません。大分市の要綱を見てみましたが、こう書いてあります。

「前年の世帯全員の収入の合計額並びに当該年の収入見込額が、それぞれ生活保護基準以下で、他に生活資金のない者」、こういうふうになっております。そういう生活保護基準という基準がありますから、申請した方の所得の状況などを見ると、判断の基準が客観的に明らかなのですね、大分市の場合。ですから、それほど多くはありませんが、本当に困った人がこの制度を利用するということが、大分市では行われております。

私は、この大分市の要綱も参考にしながら客観的な基準を明確にするよう、要綱の改定を求めたい、これが第一点であります。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

今、議員御指摘の減免基準の客観的な基準を定めてということでございます。ただ、私ども、減免要綱を策定する際にもやはり市町村税実務提要というものがございまして、やはりある程度基準を定める中で、その中に減免についてうたわれておりますが、やはり減免について客観的な判断をする、また担税力があるかないか、どう判断するかということでございますが、一つは、この提要の中に「単に総所得金額を一定以下の者は減免する」とか、そういった画一的な基準を設けることはできないというぐあいに定められている状況でございます。そういった中で、今御指摘が議員さんの方からありました大分市は、そういった部分で基準を設けている。そういった部分もありますので、今後、私どもがやはり他市の状況、また県・国の指導、また相談をしながら調査し研究していきたいと思っ

ている状況でございます。

○十番（平野文活君） 所得税とか住民税などは、いわゆる非課税世帯という仕組みがありますね。いわゆる生活費には課税しないという基本原則に基づくものだと思いますが、しかし国保税というのは、先ほど言いましたように所得にゼロでもかかる、そういうものなのです。ですから、大変負担感が重荷になっております。結果的に滞納する、あるいはその結果、保険証がもらえない、医者に行けない。こういう事例も生まれているわけでありまして、そうした実態を見た対応というものが必要ではないかということをおし添え

ておきたいと思います。

二つ目に、一部負担金の減免であります。

これは、国民健康保険法の四十四条にこう書かれてあります。特別な理由があって一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金を減額あるいは免除できると。一部負担金というのは、窓口で払う三割負担のことですね、医療費の三割負担のことではありますが、この法律が、実は別府市では適用されていない。国保条例の施行規則の中にはあるのですが、これも具体的な要綱がない。ですから、申請をしても手続きもはっきりしていないし審査の基準もないし、要するに法律にはあるけれども、別府市では適用されておらん、こういう今ちょっと欠陥と言っていいような状況があるのですね。私は、この法律がある以上、別府市もこの制度はきちんと実施すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

一部負担金の減免ということで、若干誤解を招くと悪いのでちょっと訂正をさせていただきたいと思いますが、別府市では適用されていないということの御質問でしたが、これ自体は全国的な傾向というような形で御理解をいただきたいと思います。それで現在、大分県内におきましても要綱が定められておらない部分がございますので、国保担当主管課長会議の中でもこの問題については議題に上った経緯もございます。そういった意味から、私の知っている範囲内では、今、那覇市が要綱を策定しておる状況もございますので、そういった状況を把握しながら、私どもとしては各市と連携をとりながら調査・研究し、前に進めていきたいと思っている状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○十番（平野文活君） 本当に底辺では不況の影響というのは非常に深刻に続いております。一部新聞報道では景気回復の局面に入っているとか、いろいろ言われておりますが、そういう中で一家の中で重い病気になったというようなことに襲われたら、本当、一家路頭に迷うような状況があるのですね。どうしたらいいか、そんなときに。生活保護を受けたら医療費無料ですよというようなことしかないのですよ。しかし、そういうことではなく、とにかく病気を治したいのだけれども、医療費が三割負担が全額払えないという特殊な、その場その場でその局面だけ、生活全体ではなくて救済する、そういう制度であります。ぜひそれを実現していただきたいというふうに申し添えて、質問を終わります。

○二十八番（浜野 弘君） それでは、通告に従いまして、各種審議会の委員構成とその選定方法について、お伺いをしたいと思います。

もちろん本題につきましては、この議会でたくさんの議員から楠港の選定問題についていろいろと論議がありました。これはゆっくり後でさせていただきたいと思っておりますし、私も皆さんからいろいろ御批判をいただいた選定委員の一人でありましたので、その経過に

については、はっきり皆さんの前にお伝えを申し上げたいというふうに思っておりますので、もし私の言うことが間違っておれば、はっきり間違っておるといふふうに答弁をしていただきたいと思いますというふうに思います。実例を挙げて、はっきり話をさせていただきます。

その前段としまして、審議会のあり方について私もいろいろなところから電話がかかったりするのですが、本当にどんな形でこういう審議会の構成をし、その内容について審議をするのかなと思うことが、最近特にあります。その中で、今言いましたように楠港の問題につきましては、ゆっくりさせていただきますが、その前段として、つい最近、競輪場の設計の委員会がありました。これは御存じのとおりプロポーザル方式ということで、皆さん方がどれがいいのかというのを審議するというところでございますが、もちろんそれに加わる方は、日本でも一流の設計士ばかりということも心得ておりますので、それに異議を申し立てるものではありません。ただ、その審議のあり方がどうであったのかなということについて、市民の皆さんから疑問の点をいろいろ御指摘を受けましたので、この席を借りまして、どういう形でこういう委員構成になったのか、どういう審議をしたのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○競輪事業課長（大田英晶君） お答えいたします。

設計者選定のプロポーザル方式は、設計対象に対する発想や構想などの技術提案者やヒアリングで審査しまして、最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ設計者を選定するものでございます。この観点から選定委員の選出は、建物の構造や意匠等の専門的知識を有する者として学識経験者それから市議会、それから自転車競技法に精通した者として九州自転車協議会、それから市民の共有財産である公共施設の建設という観点から、関係職員としまして総合体育館建設選定委員会を参考にして助役、建設部長、それから担当部長であります観光経済部長の三名を選定しました。

それから審査の仕方についてでございますけれども、審査項目は二十二項目ありまして、設計事務所の内容が十一項目であります。その中で九項目は設計事務所の経歴それから技術職員の状況、それから過去の競輪場の実績等につきましてでございますので、事務局において評価できます。それを除いた本施設に関する基本的な考え方及び取り組み姿勢、それから競輪場施設としての入場者増加対策、それからデザイン、コンセプトの斬新性及び創造性について等の十三項目の内容につきまして、委員に評価をお願いしたものでございます。

○二十八番（浜野 弘君） わかりました。全員が六名ですか、六名ですね、はい。その中で行政の人が何人おるのですか。

○競輪事業課長（大田英晶君） 三名でございます。

○二十八番（浜野 弘君） 私が心配しておるのは、先ほども触れましたように、日本でも一流の設計士ばかりですから、その内容については皆すばらしかったと私は思います。

その中から確かに業界第一の方が落札をされたということですから、それをどうこうと言うつもりは一つもないのです。ただ私が大変心配しますのは、競輪場というのは今さら言うまでもない、特殊な施設ですから、そのよしあしを決めるのに当たって、それだけのノウハウがあるのかどうかということに大変疑問を持つのです。大変失礼ですが、委員になった方々で、競輪場はどこがよかった、競輪場にはあっちもこっちもいろいろあれに行きましたよというのであれば教えていただきたいし、その方たちが最終的には、今の野球の問題ではありませんけれども、ファンあつての競輪場ですから、その方々の意向がその中にどれだけ取り入れられたのか。そういうことも含めて、もし競輪場のことに自分は詳しいのだというのなら詳しいという話をしていただきたいと思うのです。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

私は競輪場のことについては余り詳しくありませんが、今回のプレゼンテーションの中でそれぞれの意匠なども完成予想図、そういったのも皆上がってきてそれぞれの御説明を聞いた上で、私どもは私どもの判断の中で点をつけさせていただきました。特に建築にかかわる分、建築構造、そういった分についてプレゼンテーション並びに質疑応答の時間を十分とっております。その分については学識経験者の方から御質問をされております。私どもも、それを聞きながら採点をしていったわけでございます。また、競輪場の中の施設の分については、競輪自転車協議会の方が主に御質問をされておりました。そういったのを聞きながら私どもは判断をさせていただき、点をつけさせていただいたわけでございます。内容につきましては、ここで公開というわけには、資料も持っておりませんが、特に余り大差はなかったのではないかと、皆さんの点のつけ方は。と申しますのが、一位、二位、三位、これが均衡いたしておりました。その三社が均衡いたしておりましたので、それぞれ皆さんの点のつけ方というのは、方向性が一致していたのではないかと、そのように考えております。

○二十八番（浜野 弘君） 今、助役がおっしゃるとおりだと思うのですね。先ほど私も触れましたとおり、大差なかったと思います。なぜ私がこれを質問するかといいますと、後からお話しします楠港の業者の選定の問題についても、これがやっぱりかかわってくるのです。むしろ今お聞きしましても、楠港で言うと、もう業者の言うことをそのままのみにしての発言ばかりなのですね。皆さんがいろいろ聞くけれども、全部そうです。例えば経済界のこと、商業のこと、企業のこと。大変仲がいいのであえて言わせてもらいます。観光経済部長、あなた、そういう商業の関係について少なくとも私より詳しいと思いますか、どうですか。ちょっと答弁してください。（笑声）

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

役所に入ってちょうど三十五年でございますので、議員さんがおっしゃるように、商業は、もう議員さんの足元には及ばないというふうに考えております。

○二十八番（浜野 弘君） それを、私は大変心配するのです。市長が常々、みんなの議員から出たように、「市民の目線で」、「市民の意見をよく聞きながら」。私はすばらしいことと本当に思います。しかし、現実には、今回の問題を詳しく話しますけれども、あくまで私の目から見たら、あくまで行政主導の方法でどんどん進んでいった。言いわけするわけではありません、ここには四人の議員が出ております。先日も同室であります泉議員から、それとなく、「議会から出た者は何しておったのか」というようなおしかりをいただいたというふうに思うのです。しかし、私としては、言うだけのことは言ったつもりです。その辺について私が先ほども言いましたように、もし違うというのであれば、「違う」というふうに言ってください。

それでは、楠港の審議のあり方について御質問を申し上げたいと思いますし、また確認もしたいというふうに考えております。

市長、皆さんのお話を聞いてわかるとおり、このような審議会の答申のあり方では、議会が審議するに当たる資料がないではないかという御指摘をいただいております。それは市長もお感じだと思うのですね。では、なぜそんな審議会になったのかということになりますと、まず一番当初からこれが秘密会という話になったわけです。私も正直言いましてびっくりしまして、発言をしましたので言っておきますが、なぜかといいますと、我々も個人で出ているのではないのですね。私は南部の委員会の委員長として出席をさせていただきましたし、朝倉委員は、企業誘致の委員長として出席をさせていただきました。当然それは、その内容について皆さんに御報告をしなければならない役目がありますので、審議会が秘密会だから、これは全くよそで言ったら悪いのだ、資料も持って帰ったらいけないということになれば、それならどんな説明を皆さんにするのかという問題がありましたので、それはいけないということをおっしゃっていただいたというふうに思います。結果的には、皆さんもそういうことで公開ということになったわけです。それは私は、今この情報公開の中で秘密会、しかも、それが何もかも、いや企業のために、企業が言うからというような形でなされたということについても、私は大変その持っていき方に問題がやっぱりあったというふうに考えております。いたずらに皆さんから疑問を抱かれるような方法論であったというふうに思うのです。その辺だけ、まず最初にお話をしておきます。

それから、長々と言ってもいけません、私はこの前の六月議会でも申し上げましたし、それから先般の全員協議会でも申し上げました。市長も私からの話を聞いていただいたというふうに思いますので、土地のことは省かせていただきます。ただ、これを私は余り言うつもりはなかったのですが、今、平野さんの質問で、行政側の考え方というのが述べられました。これにつきましては、やっぱりはっきりしておかないといけないと思いますので、あえて申し上げたいと思います。

確かに審議の中で、最終的な決定をするという段階でどういう決定をするのかという中

で、これは本人におことわりしておりますから名前を申し上げますけれども、三ヶ尻委員から、「こんな選定方法ではおかしい。皆さんからそれでなくてもいろいろなうわさがあって誤解を招いておるのだ、これではおかしいではないか」と。そのとおりの言葉で言うと、「できレースと言われるのだ」というような言葉であったわけです。

そういう中で、もうこれも皆さん新聞でも御存じのとおり、今のようなままで最終結論を出すのはいいか悪いかという中で九対九になったのですね、九対九。いいですか、十八人中九対九。それでさえ、今言うように全く相反する皆さん方の考え方が半分ずつであったということでしょう。しかも、その中でどうしても決めたいという人が九人。その九人の中に役所の方が五人おったということが問題になったのです。そのときに、確かに私ものはっきり記憶しているのですが、今おっしゃったとおりの答弁をしました、役所側が。私も行政から出ているわけではありません、市長の諮問を受けて一委員として出ているので、何らそれは関係ない、自分たちにもちゃんとしたそういう権利があるのだというようなことを主張なさいました。それで私が聞いたのです、いいのですか、皆さんそれで。確かに個人として出ているかわからんけれども、行政の一員として市長がまず一番最初に市長の一周年のときに、あそこに、あの楠港に対する思いを述べられました。私は、ああ、大変いいことだなと思いました、当時。

ところが、本会議でも市長が堀本議員の質問に対して意見を述べました。私もそれも当然のことだというふうに思いました。各種の団体の会合でも、市長はそう申しておるのですね。これを、この前の協議会でも私は言いました。市長は、何が何でもそういうことではないのだ、いろいろな企業の、せつかく企業が進出してくれるのだから、その方々の意見をよく聞いて、市の思いをわかってくれる企業、それにするためには、一社がだめなら二社目に、二社目がだめなら三社目にする。そうでない、市の意向を本当に取り入れてくれない企業にはお断りをするとまではっきり言われたのですね。

だから私は、市長がそういう考えであるのに、何ぼ個人の資格で出ても、市長の意見と全く反することであなたたちはいいのですかと、私は聞きました。聞いたのです、間違いなく。もし違うというなら言ってください。聞いたら、いやいや、もう市長にも話をして、市長も一社に決めてくれということだと、こう言ったのです。私はびっくりしたのです。これは今言っておるんじゃないんですよ、この前の協議会でも私は言いました。ではそれなら、本当に個人の資格で個人の意見で言ったのだらうかなというふうに思うのですね。

それともう一つ。これも言いたくありませんけれども、本当に個人個人の考えで言ったのか。その前段で皆さんが集まって協議していませんか、何日か前に。してないですか。そんなこと、また常識で考えられないではないですか、だれが考えても。だから私はいつも言う、心配です。結果的にいろいろ言うけれども、後で迷惑して困るのは、みんなからいろいろ言われるのは市長なのですよと。私はそう思うのです。やっぱり、いろいろな意

見があって当たり前です。しかし、やっぱりよく考えないと、こういう決め方は、私は民意を反映させたとは言われたいというのを言っているのです、それそのものもありますけれども、それそのものよりも、決め方にやっぱり大きな問題点、悪く言えば疑われるような部分がある。だから、それはどの審議会でもやっぱり考えないと、逆にせっかく市長がそういう考え方の中で、皆さんの意見を聞きたい、聞きたいというのが、何かかっこうだけつけておるのかというようなことになるわけです。

今私が言ったのが、それならそのとおりなら、市長、はっきりこれは言いますけれども、私どもから言わせれば、それなら市長は、私どもの前で言う話と職員の皆さんに言う話が全く違うのか。（発言する者あり）いいですか、その辺が私は大変心配になるのです。そうでしょう。極端に言いますと、悪く言うわけではありませんけれども、まあ、いい、そのときはそうっておけばどうにかなるのだ。そのくらいにしか、簡単にしか思っていないのかな。私はそんなものではないと。この議会の答弁というのは、そんなものではないというふうに、もっと重みのあるものである。市長の発言というのは、一議員がする発言と違いますから、私はそれを大変、市長がせっかく市民のためにということであっても、結果としてそれではどうにもならないということになると思います。

それだから、今私が言ったことが違うというのなら「違う」と言ってください。この中に三人も委員になった人がおりますから、それだけはもうはっきり言ってください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

まず初めに、秘密会ということからの御指摘からでございます。

この秘密会に、初め事務局から説明をいたしました。これについては、プレゼンテーションを受けるということから、この会議については企業の方とも話をしたところ、表に出していただきたくない、企業秘密にかかわるのでということで秘密会ということから始めたわけでございますが、その中で、会を進めるごとに、秘密会というのは非常におかしいのではないかというような委員さん方の御指摘もございまして、その都度企業と話し、少しずつでも発表したい、公表したい、こういったことを企業の方にお願ひいたしまして、初めはプロジェクトの概要についての了承をいただき、それを市報にも掲載させていただきました。その次に、鳥瞰図についてもやはり市民の皆様にお知らせすべきではないかと強い御意向もございまして、これもまた企業と話し合いをさせていただき、企業の方の了承をとって、その都度企業の方の了承をとって、最終的には企業名も発表させていただくようになり、そしてマスコミの報道の関係の方の入室も認めて、プレゼンテーション並びに質疑応答、そういったことも当時、初め秘密会ということからございましたが、そういったことも公開の方に切りかえて、これも企業の方の了承をとった上で取り組んできたところでございます。

それから二点目は、市長が一社を言ったということのあれでございます。

確かに浜野委員さんが、当時、市長は、一社がだめなら二社、二社がだめなら三社、そ

ういうふうに言っているのに、あなた方市の方は、一社を選びたいというのはおかしいのではないかという御質問が確かにございました。そのとき、私はお答えしたわけですが、と申しますのが、私ども別府市の考え方ということとを以前、第一回目のプレゼンテーションと質疑応答が終わった後に委員さんの方から、市の考え方を発表していただきたいという場面がありまして、そのときに市の考え方ということで、それぞれの担当から別府市の考え方ということを発表させていただきました。それについても一応決裁をとらせていただきました。そのときに、私、市長と話したときに、別府市の考え方としては、一社を選定していただきたい。しかし、委員さんの中では、一社ではなくて二社の方がいい、三社がいい、順番をつけた方がいい、いろいろな御意見もございまして、一社になるかどうかわかりませんというお話は、確かに私、そのとき市長にお話ししましたところ、そうだったときは点数をつけていただいて、私が話すしかないなということと言われたのを覚えておりましたので、市長は、私どもそれで決裁を受けておりますので、一社を選ぶということで認識いたしておりますということ、私はお話ししたところでございます。

それから、選定前、選出前にあなたたちは話し合いをしなかったかということでございますが、私ども、どの企業にするという話し合いはいたしておりません。それぞれの立場からプレゼンテーションを聞いた中で採点をするというふうにお話を前からいたしておりましたので、どの企業にするという話し合いはいたしておりません。

○二十八番（浜野 弘君） 正直言いまして、あなたたちの立場は大変だと同情を申し上げます、はっきり言って。わかります、何を言いたいか。わかるのです。ただ、それにしても、なぜ今まで例のないような審議会の中で退場者が出たりしたかということについては、答申の中でもその問題についても一つも触れられていないのですね。なぜか。

いいですか。私たちは、あなたたちの立場というのは大変だということは、私は勤め人になったことはありませんけれども、わからんことはありません。しかし、行政はどちらかといえば、私が何遍も言うように、市民の皆さんの考え方の答申をいただく方なのです、普通はね、普通常識として。それが、この最後の一番決定する段階で、役所の代表の方が手を挙げて、「一社にしてください」と。一社に賛成の方は五名です。私はだれかと思っ
て後ろを見たら、役所の人五人立っておる。普通の人が見たら、あなたたちは異常と思わんかしらんけれども、普通の人みんな異常とやっぱり思いますよ、はっきり言って。では、それなら二社の人といたら、これが六人。でしょう。それなら、それで十一人です。あとの残りの人はどうか。そのどっちにも皆さんが賛同できないということになったわけですよ。ということは、本当はそういうやり方自体に賛同できないという人の数が一番多かったということなのです。にもかかわらず、これはもうこんな話では皆さんはやっていけんということで退場した。退場した人というのは、棄権をしたのだというような感覚で、はい、もう最初から何遍言っても同じですわ、十人の人がというふうに、九対九で

あっても、会長さんが、私どもは何が何でも決めるのが役目ですからといって決めるのですか。もうどうしますか、それなら。それに、こういう方法ではおかしいといって抗議する方法が、それならほかにないから、皆さんも退場したのだと私は思うのです。

そんなような混乱の中だから、結果として会議所の中でもあれだけの今問題が起こっているのではないですか。市のこの誘致の問題に絡んで、はっきり言いまして、今までは観光協会長と旅館組合長と商工会議所の会頭は、本当、三羽ガラスのようにこんな仲のいい人があるかというぐらい仲がよかった、今まで。これがあなた、二つに分かれて、追い落とすか追い落とさんかというような話になっているのですよ。これの責任を感じませんか。私は本当におかしいと思います。こんなことで議会も含めて二つに分かれてわあわあ言うような形の中で、別府の活性化なんかできると思いますか。私は思いません。やはりみんなの力を結集してこそ、初めて別府の発展というのはいり得るといふふうに思っております。

それから、もう一つ。どうしても私はこれだけは納得がいかないことがありますので、質問をさせていただきたいと思います。

これはなぜかといいますと、これも行政側の説明の中で必ず出てくる言葉なのですが、「中心市街地活性化のために」と。これが、楠港の企業誘致の基本的な考え方なのですね。しかし、先般も申し上げましたけれども、その中心市街地の活性化、また委員構成にしても、最初の中心市街地の活性化基本計画のときの委員を含めてという話がありました。確かにそのとおりです。そのとき私も出ました。そのときには、大型店もホテルも含めてこの基本計画に皆さんが賛同しました。みんなが、「ああ、これはいい。ありがたいことだ、市がこうしてくれるのなら」ということでした。その賛同した皆さんかが、なぜ反対をしているのかということは、もう少しやっぱり考えなければいけないことではないかなという気がするのです。私も大体頭が悪いので、詳しいことはわかりません。しかし、この皆さん方の考え方が、あれだけ喜んでおった皆さん方が、なぜみんな反対するのかということについては、やっぱり行政側としてもっと考えなければならぬ原点ではなからうかなという気がします。

今一つ。これは私ども零細業者のひがみかもわかりませんが、常に何か言うと、

「それは商店街の努力が足りない」という話が必ず出ます。今、あそこに誘致したら必ずよくなる。それはおかしいではないかという議論があれば、今度は、「いや、あそこに客を寄せたら、それから引っ張るのはいわば商店街の役目だ」というようなことを言うのですね。現実の問題として、市長、失礼だけれども、あなたたちに本当に、やっと皆さんが生活している商業者の気持ちがわかるのだろうかという気がするのです。これも確かに私がそう言いながら、私の言葉も失礼かもわかりませんが、今の商店街が、大型店でさえお互いがつぶし合う状態の中で、そのはざまの中でどうして生きていけるのです

か。それを引っ張るのは自分たちの努力だというけれども、そんなノウハウが、また資金力がありますか。ないではないですか、だれが考えても。それが、ただ「商売人の努力不足だ」というようなことで片づけられる問題では私はないと思います。ぜひ、そういうことも今一度考えていただきたい。

今、市長がなさなければならないのは、どうして、悪気はなかったにしろこれだけ市内に混乱を起こしたということの收拾をどうするのかということの方が、より重要な市長に課せられた問題だと、私はそう思います。ぜひ再考していただきたいというふうに考えております。私も正直言いまして、きょうは最後の日でもあるし、もう全員協議会でもあれだけ言わせていただいたので、きょうは半分は遠慮しようという気もあったのです。ただ、何回聞いても、議員の皆さんが納得できるような答弁がない。ただ、これだけはまた言っておきます、一つ。企業の考え方、いい意味でも悪い意味でも企業というのは、やっぱり自分がもうけないようなことはしないのです。ただそれだから、向こうが言うことをそのままうのみにして、こうだああだということ、私はやっぱり余りいいことではないというふうに考えます。私どもは、当然チェック機関であると同時に、市長を中心にして皆さん方が市民のためにどうしたらよくなるのかということに努力をしなければならないというふうに考えておりますので、ぜひよく市民の方ともお話をするでしょうけれども、まずその前段で市民の代表である議会の方から、議員の皆さん方に理解がいただけるような内容を整理して、引くときには気持ちよく潔く引くということもやっぱり頭の中にないといけないというふうに思います。

大変僭越なことを申し上げましたけれども、私の考え方を述べさせていただいたということで、終わりたいと思います。

○十四番（野田紀子君） お食事の前に大変恐縮なのですが、由布登山口のトイレにつきまして、今度が三回目の質問でございます。「三度目の正直」ですから、積極的な答弁をお願いします。

登山人口の増加とか、またそれに伴って当然、昔の山男とは違って、登山マナーを知らないような人もふえておりますし、山の自然破壊をもたらすような事態にもなっております。その原因の一つというのが、人間の排泄物の始末、早く言えば山のトイレをどう用意するかという問題になっております。丹沢の方にも、沢の水から大腸菌が検出されたというような報道もございましたが、由布山の登山口、これは皆さん御存じだと思いますけれども、やまなみハイウェイを別府から上って行って右側が由布で、左側にトイレがあるという駐車場兼公園のようになったところです。そこに問題のトイレがございます。

この前の二回の質問で、余りにも不潔であるということと、登山に来た観光客にもあきれられ、改善をその質問で要求いたしました。その後どのような改善を実施されたのでしょうか。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

御質問のトイレにつきましては、昨年九月議会でもお答えさせていただきましたように、昭和五十一年二月に林野庁より由布鶴見岳が自然休養林の指定を受けるとともに、昭和五十二年六月に別府市が設置し、現在、由布鶴見岳自然休養林保護管理協議会が維持管理を行っております。

十四番議員さんの、利用者に不快感を与えているのではという御指摘を受けまして、昨年十月に専門業者による便器清掃を行うとともに、清掃を月に十二回にふやすなど努力してまいりました。しかし、ドアの破損や壁や天井の一部の剥離などは、協議会の通常予算では対応し切れないというもので、本年の七月の協議会の総会に諮りました結果、施設の管理責任者である別府市に修繕を要望する議決があり、八月九日付で要望書の提出がありました。

今後も、衛生面に注意を払い、利用者に不快感を与えないように努めるとともに、厳しい財政状況ではありますが、補修、塗装、ふきかえ等の予算の獲得に努力したいと考えております。

○十四番（野田紀子君） やまなみハイウェイという立派な道路も通じておりますし、パキュームカーの通行にも、また清掃業者の行き来にも何の支障もないはずでございます。これはもう町中の公園と変わりません。町中の公園と変わらないのですけれども、この由布というところは、何度も言われます湯けむり、山と海の、その山の部分、観光の重要地点という位置でございます。ですから、別府観光の重要地点という位置づけでこのトイレ改装の予算をしっかりとつけられるように、重ねて要望をしておきます。四回目の質問なんかしないで済むように、させていただきたいと思っております。

引き続きまして、高層マンションの建設とまちづくりについて質問をいたします。

近年、この別府市にも続々と十五階の十八階のと高層の集団住宅、いわゆるマンションが建てられております。その多くは、近年になるに従いましてセキュリティが万全であるとかオートロックシステムとかキーレスエントリーとかペットが飼えるなど、外部とはかわりなく暮らせるように、また外部からもかわれないようなシステムが発達してきております。ですけれども、そのマンションを建てる周りには、たくさんの低層住宅があって別府市民が住んでいるわけですが、こんな近所の皆さんにかなり大きな影響を与える高層建築ですが、この高層建築がいざ実際に立ち上がる、建設に至るまで、消防法上の規則も含めて市からはどのような許認可があるのか、御説明をいただきたいと思っております。

まず高層ビルを見ますと素人と申しますか、素朴な市民は、火事的时候はどうなるのだろうかというのが一番心配でございます。消防サイドからの規制はどうなっておりますでしょうか。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

御質問の高層マンションの建築に際して、消防の立場から申しますと、消防法第七条に消防同意という規定がございます。「建築主事は、管轄の消防長の消防同意を得なければ建築の確認ができないこと」となっております。

なお、この規定では、「消防長は、建築物の計画が消防法令及び条例の規定で建築物の防火に関するものに違反しない限り拒むことはできないこと」とされております。

それから、火災等に対する消防の体制はという御質問でございますが、現在、高層マンション等の火災に対応するため、当消防本部は、二十メートル級及び三十メートル級のはしご車二台を本署と浜町出張所に配置してございます。

○十四番（野田紀子君） そのはしご車が届かないという心配がまたあるのですけれども、はしご車というのは、大体どの程度の高さの救出作業というのできるのでしょうか。そしてまた、そのはしご車が届かない場合、ではどのような対策をとってありますのでしょうか。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

通常二十メートル級、三十メートル級のはしご車の高層の建物に対する対応ですが、はしご車を使用する場所等によっても若干異なります。二十メートル級で六階ないし七階、三十メートル級で十階程度となっております。

それでは、はしご車の届かない建物で火災が発生した場合はという御質問でございます。届かない部分につきましては、これを補うためにも消防法の第十七条において、七階建て以上の建築物には、すべて消防用設備等であります連結送水管等の設置を義務づけ、消防隊の活動が容易に行えるようになっております。さらに、大分県防災ヘリの出動も、救助活動等の大きなメリットになると考えております。

○十四番（野田紀子君） 火事を起こさないのが最高の対策なのですけれども、最後になります、はしご車を持っていかなければならないような高層ビルというのが、消防の範囲、別府消防署の管轄にいかほどありますでしょうか。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

本市で現在一番高い建物は、ホテルの十八階が一棟、御質問のマンション等では十五階建てが四棟ということになっております。

○十四番（野田紀子君） ありがとうございます。

では消防の規制を終わりました、こちらの行政と申しますか、建設部からの許認可は、どのような条件をクリアすればその建設が許可されるのか、御説明をお願いいたします。

○建設部参事（松岡真一君） 高層マンションの建設計画について手続きのことに、建設関係につきまして、流れに沿ってちょっと御説明いたします。

まず、指定建築物というものがございまして、これは都市計画課が担当してございます。指定建築物についてでございますけれども、高さが十五メートルを超える建築物につつま

しては、別府市環境保全条例で指定建築物と規定しております。この条例によりまして、指定建築物の申請を、建築基準法の規定による確認申請の前に先立って市役所の方に提出していただくということになっております。この申請をする内容でございますが、この申請に先立ちまして、当該建築計画について近隣関係者に事前に説明会を開催していただく。その結果について報告することとなっております。申請のこの内容でございますけれども、この主な内容は、工事中の公害安全対策、それからテレビ等電波障害対策、駐車・駐輪対策でございますね、それらの説明書。それから説明会の結果報告等でありまして、条例に従い書類の審査を行います。規則に定めております適合する旨が確認できました場合につきまして、受理した日から三十日以内に申請者に適合した旨の通知をお渡しすることになっております。指定建築物については、以上でございます。

○ 建築指導課参事（高橋静夫君） 建築確認申請の手続きについて、お答えいたします。

建築確認申請の手続きにつきましては、建築基準法第六条に規定されており、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該工事に着手する前に建築確認申請を提出し、建築主事は、その計画が建築物の敷地、構造または建築設備が、建築基準法関係規定に適合しているか否かを審査し、審査期間は、ものにより二十一日または七日以内です。審査の結果、建築基準法関係規定に適合していれば、当該申請者に確認済み書を交付し、その後、建築着工となります。

○ 十四番（野田紀子君） 要するに、建築に至るまでに法的にいろいろな条件をクリアしておれば、市としてはその建築を許可せざるを得ない、許可をしなければならないということですね。

流川通りに近いさる住宅街ですが、今度、高層マンションが建つそうだが、今まで普通の二階建てで、庭には大きな樹木があって町内一の緑だった土地だったのですね。その土地に跡継ぎが戻ってなくて、とうとうマンション業者がその土地を買ってマンションを建てることになった。一体これからこの町内はどうなるのだろう。やめさせることはできないだろうかと、そのマンション建設予定地の近所の方から相談がございました。この方たちと私は出かけまして、土木課、都市計画課、建築指導課の皆さんに、この建設に当たって市の行政が法律にのっとってできること、できないこと、建設業者に対して市から要求できること、また要求したことなど、懇切な説明をしていただきました。

そもそも大きなマンションが突如できるとかというような問題が起こると、もうだれれさんが印鑑を押したから反対しても間に合わないとか、だれれさんはどうやら金品をもらったらしいとか、市が許可しているとか、県が許可しているとか、やれ十三階建てだ、いやいや十五階建てだ。デマばかりが飛びまして、町内には感情的な対立を引き起こしてぎくしゃくぎくしゃくするわけなのです。この中にも、かなり建設に当たったの思い違いや勘違いがあります。それで土木課初め皆さんに、市の行政ができることを説明していた

だいて、思い違い、勘違いをかなり正すことができたそうでございます。ありがとうございました。

都市計画から私がいただきました指定建築物計画申請書というのに、建築事業者が近隣の皆さんに説明会を開いて、その報告書を市に出すという書類がございます。別府市環境保全条例施行規則第二十条の近隣関係者説明会報告書というのですが、これは説明過程における質疑とか対策等の概略並びに近隣住民から異議があった場合の内容、これを事業者が報告書類を書くということになっております。ですけれども、本当に住民の異議を書いてくれたのかどうか、近隣関係者が確認することもできないわけですから、業者に不利になるような異議が、正確に市の方に報告されとは限らないと私は思うのです。

この欠点を補うべく、狛江という都市がありますが、この狛江市のまちづくり条例というものがございます。このまちづくり条例では、「市長は、建築の申請書、説明会報告書が提出されたときは、その旨を公告し、説明会報告書等を公告の日から二週間縦覧に供さなければならない」となっております。近隣の方たちは、その意見・異議があるときは、その意見を記載した書面を市長に提出できる。その後、事業者の方に市長は近隣の意見を送り、最後に近隣の皆さんの意見、その意見に対する事業者の回答を、また市長は縦覧に供するということになっております。

大変公平なやり方であろうと考えますが、別府市でもこの事業者の報告書を公告して、市民の意見、近隣の皆さんの意見や異議、これを提案できるようにできないでしょうか。

○建設部参事（松岡真一君） 今、説明会で地元住民から提出された書類の縦覧、その他についてのお問い合わせでございます。

現在、都市計画課で指定建築物施行規則第二十条によりまして、説明会で地元住民の皆様から要望が出されましたことにつきましては、施主に対しまして要望をお伝えしている状況でございます。これは、その要望をお伝えして、そういう運用で施主の方にお伝えをして、住民からはこういう要望が来ているからこういうふうに対応してくださいというような方向で今のところは言っております。

今おっしゃいます説明会の内容の、申請書の内容でございますが、これにつきましては、申請書の報告として提出されておりますから、私どもは、別府市情報公開条例に基づいて情報を、それを縦覧するとなれば、今の段階ではそれを見るというような方向で今のところは処理しておるような状況でございます。

○十四番（野田紀子君） 今のところは情報公開条例ということでございますが、情報公開条例を使って何かを見たいとすると、かなり時間がかかるのですね。手続き、その他時間がかかりますので、例えばこのようなことであれば特にスピードを上げて――そうしないと建設許可がおりてしまいますので――していただきたいと思っております。

続きまして、この問題で、問題のマンション建設予定地とされる地域は、昔は繁華街で

バスガイドが、「不夜城でございます」と歌ってガイドしたところなのですけれども、最近はお店が大変少のうになりました。お店がなくなった跡には駐車場やら、あるいはコインランドリーになったり、普通の住宅になっている地域です。ですから、もう夜は不夜城どころか街灯だけが頼りという暗い通りになっておりますが、通りから一軒から二軒分奥に入ったら、もう純然たる住宅街、それも古くからの大きな家や、あるいはまた企業の保養地、別荘も珍しくはございません。ですから、この地域の住民の方は、商業地域の指定に今なっているということは、ほとんど思いもよらなかったそうでございます。ですから、

「こんな住宅街に大きなマンションなんて」、そう思われたわけです。この地域の商業地域指定、いつごろ指定されたのか。また、この見直しはできないのでしょうか。

○建設部参事（松岡真一君） 流川通りの商業地域のことについてでございますが、流川通りは、おっしゃいますように用途地域につきましては昭和二十五年四月の別府国際観光温泉文化都市建設法によりまして、いわゆる別府法の制定に基づきまして、二十七年の別府国際観光温泉文化都市建設計画というふうに定めまして、これが一番の根幹になりまして、現在、商業地域というふうになっております。これは昭和二十七年そのときからそういうことございまして、おっしゃいますように時代が変遷しているんな状況は変わってございます。

この用途地域の見直しにつきましては、都市計画に関する国の指針との整合性や、それからいろんな手続きが必要となります。それから、都市計画法第六条によりまして、都市計画に関する基礎調査を大体五年ごとに行うようにということになっております。この基礎調査を実施いたしまして、この調査の中で土地利用それから建築物等の現況、周辺の現況でございますが、そういうもの及び将来の見直しにつきましては調査を行います。さきの調査につきましては、平成十三年に行っておりまして、この次は――五年ですから――平成十八年の予定でございます。

議員の御指摘の地区につきましては、住居系、住まいの関係ですね、この変更は、この調査後の解析ですね、その都市がどのように変わっていったか、その付近の地区がどのように変わっていったかという解析、それからその解析に基づきましていろんな分析ですね。それは国の出してあります指針等によりまして、見直しが適合できるかどうかということをチェックする、それによりまして初めてこの地域の位置づけができるわけでありまして。この次の見直しは、そういう状況でございますから、おおむね平成十九年か二十年ごろにそのことが俎上に上がってくるというふう考えております。

○十四番（野田紀子君） この都市計画関係、いろいろ、別府駅、亀川駅のバリアフリーをする計画とか、あるいはまた、それぞれに集まってのワークショップと申しますか、盛んにしておられます。この用途地域の見直しにつきましても、現にそこに住んでいる住民の意見をじかに聞き取るという位置づけと申しますか、趣旨でこの見直しにつきましても

ワークショップを、随分先のことかもしれませんが、前もって要望をしておきたい
と思います。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後 一時 二分 再開

○副議長（松川峰生君） 再開いたします。

○十四番（野田紀子君）（「頑張って」と呼ぶ者あり）それでは、（「頑張ってと言
ておるぞ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。（笑声）市内のあちこちに石垣や、あ
るいは境川の近所を初めとしまして、ちょっと広い空き地があれば、いつの間にか大きな
高層マンションに変わっております。高層マンションのおかげでテレビがろくに見えない。
電波障害になるわ、何だって真っ暗な日陰になるわ、ビル風は吹くわ、これまでの住環境
が大変壊されておりますが、壊したあげくにマンション業者の方は、後は野となれ山とな
れで、しっかりもうけてどこかに出ていってしまいます。高い建物の高さ制限の条例、全
市に高い建物の高さ制限の条例をつくったらどうでしょうか。

○建設部参事（松岡真一君） 高い建物の条例でございますが、都市計画の概念からいた
しますと、全市的に画一的に高い建物の制限をするということは、都市の機能をそれぞれ
の地域に担ってもらっていますので、画一的には無理かと思えます。

それから、これについて少し無理なことは、全市的にやはり制限をかけることは、私権
の制限をかけることになりますから、やはり少し無理があるかなというふうに考えており
ます。

それから、これにつきましては、別府市都市景観条例というものをつくってございま
すが、実は今おっしゃいましたように全市的ではございませんで、これは地域を指定すれば
いろんな制限が加えられるというような条例でございますが、この条例の性格上、強制力
はございません。それで私どもは、今、別府市では地域のまちづくりの一方策といたしま
して、都市計画法による地区計画の制度を活用したまちづくりをお願いしております。こ
れはもうすでに皆様方御存じだと思いますけれども、別府市内に地区計画というものを定
めておる箇所が八カ所ございます。代表的なところを申しましては、新別府地区それから
山の手地区、山水苑地区等でございますけれども、これは建物の高さ制限とか、それから
いろんな地区の整備計画、それから用途制限、壁面の後退の制限とか、そういうものを定
めましてやっておりますけれども、この定めた根拠につきましては、地区の皆様方の熱意
と御尽力、つまり自分たちの地区の制限をやってもよろしいと、いろんなことを考えても
やっぱり自分の地区はいろんな風紀を守りたいというような熱意ですね、そういうところ
によりまして、この地区計画制度を取り入れて、皆様方がやっておられる地区があるとい
うことでございます。これらの地区におきましては、建築物の計画に際しましては、建築

確認申請に先立ちまして、都市計画法によりチェックをいたしますので、非常に強力なシステムになっております。

それから、先ほど申しましたけれども、この地区計画制度を活用することにより、高層マンション等の高い建物の建築制限がなされ、地区住民の皆様方が望まれるまちづくりがなされるということでございます。先ほどの新別府地区なんかが、そういうことになっております。

そういうことございまして、地区計画制度は、その地区の住民の民意によって活用できる制度でありますけれども、先ほど申しましたように、建築物等の規制を行うこととなります。それで、私権の制限の関係がございますので、地区住民の方々のコンセンサスが不可欠になるということでありまして、話し合いや御意見を伺いながら、やはりいろんなそういうまちづくりをやっていただきたいという熱意と、私どももやっぱりまちづくりが必要な地区ということも、内々いろんなところで調査してございますので、そういうところで私どもも今後ともいろんなまちづくりにつきましては、都市計画の方策を利用しながらやっていきたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） また狛江市のことを申しますが、狛江市にもやはりまちづくり条例というものがございます。このまちづくり条例は、地区のまちづくり計画というものをやはり同じように立てるので、地区のまちづくり計画を市の住民がつくるのを、市の行政が積極的に応援するように条例ができております。住民がつくる地区まちづくり協議会というものに市の方から運営費の助成、情報の提供、そして何といたっても建設分野というのは専門家が要りますので、その専門家の派遣などの応援をしまして、地区のまちづくり計画、これをしっかり市の行政が支援するという条例になっております。

今議会に別府市国土利用計画というものが提案されましたけれども、これを見ましても、湯けむりが映える美しくデザインされた別府市、扇山を初めとする山、海、湯けむり、これを繰り返し取り上げてあります。もう別府は――こう申してはなんです――観光に生きるしかないのではないかと思います。観光に生きるまち別府にお客さんと呼ぶというのは、この湯けむりを初めとする自然であると、この別府市国土利用計画でも言っているのです。私もそう思います。

ところが、近年の高層ビル、マンションの陰に湯けむりを初めとする自然の景観、隠されてしまっております。全く見えなくなった高崎山とか鶴見とかでございます。ほっておけば今後も住民の皆さんの反対を押し切ってどんどん高層マンションやらビルやら、さらに携帯電話の鉄塔も建設されていきます。さっきおっしゃいました八地区のように地区計画をつくって、住民の手で自然の景観を守っていく、これが今本当に求められている。守っていく、住民の手で守るしかないと思わざるを得ません。別府市も――行政も――住民のまちづくりを行政が応援するシステム、これをこれからつくってはどうか。

○建設部参事（松岡真一君） 御意見・御提言、そのとおりだというふうに私どもは受けとめております。

それと、先ほど別府市都市景観条例のことを申し上げました。これが実効性がなかなか出ないということを申し上げましたが、これは、こういう条例をつくりましても、全国的にこの実施に向けて非常に難しいところがございます、実効性がないということで、半分ぐらいの自治体が、これをつくったけれども要綱ができてないというような状況でございます。それを国の方も認めまして、今度、平成十六年から景観法というものが新しくできております。ですから、景観法の中では、各都市がこういう景観条例をつくっておるのであれば、景観法に移行するような検討をしてはどうかというような運用の指針も上がってきております。そういうことでございますので、景観につきましては、やはりそういう視点で、新しい視点も入っておりますし、法的な視点も入ってきておりますので、あとは都市、先ほど申しましたように都市でございますから、都市の機能を果たすためには、どの地区はどういうふうなものがよろしいか、この地区はこういうものがよろしいかということでございますから、やはりゾーニングをして、そのゾーニングの中で景観を守らなければならない地域については、十分その法律に従って強力に当然やっていかなければならないものというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○十四番（野田紀子君） その地区地区のまちづくり計画は、現在の国の制度とか法律とか、あるいはまた市の基本的な都市計画を無視することはできないということで、市民の要望とのすり合わせが本当に必要になります。各地域のまちづくり計画の調和とか調整とか連携についても市が中に立って、各地域がある程度満足できるようにまとめていく必要もあると思います。困難な事業ではありましようけれども、すでに実施している市も少なくなく、別府市でも現に八地区がもうできておるわけです。私権の制限に当たるというのは大変重要なことでありますし、私権というのは大事なものなのですが、大きな建物をいささかの制限をするというのは、例えば五十坪の家に三十坪の建坪で二階家を三十年ローンで建てる、その程度の私権とはまた質が違うのではないかと思うのですけれども、別府でもまちづくり条例を建設部関係の職員の専門性を生かして早く実行に移す、始めなければ、そして住民のまちづくり計画の応援をしっかりと始めなければ、ぐずぐずしておったら、湯けむりが全く見られなくなってしまうのではないのでしょうか。早急な検討を強く要望します。

続いて、介護保険制度に移ります。

介護保険制度の見直しというのが、二〇〇五年にやるということになっておりますのですが、特別養護老人ホームにホテルコストと称する家賃や光熱費を新たに徴収する方針というのが、強く押し出されております。現在は個室がある新型の特養ホームで、ホテルコストを取ることが認められておりますが、これをすべての施設に広げていこうとい

うのでございます。朝日新聞の全国調査によりますと、自治体の首長の四八％が、この特養のホテルコスト徴収に反対をして、その理由として、年金が少ない人は特養に入れなくなると、低所得者への影響を心配する声が大変多いとあります。

そのほかに特養についてもっと深刻かつ差し迫った問題は、介護保険制度が始まる前に特養ホームに高齢者福祉の方で措置入所した人がおります。所得の低い人は軽い費用負担で入所しておりましたので、激変緩和の特例ということで、介護保険制度後五年間は利用料を措置入所時の費用以下に抑えるということが認められましたが、その五年の期限が二〇〇五年、来年の三月でございます。その市内における該当者数と、今後の対応はどのようになりましょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

平成十二年四月一日に介護保険法が施行されまして、施行日以前から特別養護老人ホームに入所しておりました旧措置入所者は、介護保険法施行後の利用者負担が、制度施行前における費用徴収額を上回らないように五年間は特例措置がなされております。平成十六年の六月現在では、百四十一名の方が入所されております。このうち利用料の一〇％から三％の軽減の適用を受けていらっしゃる方が七十名でございますが、平成十七年度から特例措置がなくなりますので、通常の一割負担に戻ることになっております。

○十四番（野田紀子君） その後の対応については……。

○介護保険課長（藤野 博君） 失礼しました。期限が過ぎまして、費用負担が困難な方につきましては、現在、新型の特養に入所しておられる保険料第一・第二段階の低所得者につきましては、国の軽減措置がありますし、従前の特養の入所者につきましては、別府市の保険料の減免措置と社会福祉法人等による生活生計困難者に対する利用者負担金の減額などの軽減措置の利用がありますので、御検討をしていただきたいと思います。

○十四番（野田紀子君） 利用者の所得によって費用を負担する応能負担方式というものが、介護保険制度始まって以来、受けるサービスの内容と量に応じて、所得があろうとなかろうと一律に負担する応益負担制度が導入されました。しかも低所得者対策、低所得者が助かるような対策は極めて不十分でございます。結果、低所得者にとって措置時代よりも重い負担になりますし、高所得者ほど措置時代より負担が軽くなるという大変いびつな利用者負担になっております。この七十人の方は、措置時代の費用が、現在の一割負担より少なかったということでもありますから、低所得者であろうと察せられるところでございます。

この五年の期間が切れて特養の利用料負担ができない方が入所を続けられる対策として、先ほど、保険料減免と社会福祉法人の軽減措置を上げられました。ですけれども、年金はまたカットされ続けるわけです。せっかく長生きできる時代になったのですから、せめて人生の最晩年、ついのすみかからはじき出されることのないように、この社会福祉法人の

軽減措置の利用というのが、今までももっとたくさんの人が利用できるはずでありますのに意外に利用者が少ないということが、これまでの議会のたびに答弁をいただいております。ですから、この軽減措置があることをしっかり利用者にお知らせをし、また社会福祉法人の方からもしっかりお知らせをして、救ってあげるといのはなんですけれども、せめて今使われる軽減措置を十分に使われるように対策をとられるように要望をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

今、議員さんが言われましたことを踏まえて、今後とも社会福祉法人等とも協議をしてまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 次に、二〇〇五年の見直しについて、質問をさせていただきます。

介護保険制度が始まって四年半です。この間、介護を受ける側、介護を提供する側、どんな変化があったか、どうなってきたかということを考えてみたいと思います。五点伺います。

最初が、十二年度末と十五年度末の六十五歳以上第一号被保険者数と、その中で介護認定を受けた人、認定されて介護保険を利用した人数。

二番目に、介護保険で重視した在宅サービスですね、在宅サービスの利用限度額に対する利用率、年度別に平均値をお願いします。

三番目に、在宅サービスで三百六十五日二十四時間サービス、これが実施されているのか。されているとしたら、利用状況をお知らせ願います。

四番目に、市内のあちらこちらに在宅介護事業所、看板がふえておりますが、事業者数を年度別をお願いします。

五番目に、痴呆に陥った高齢者を九人一組にして介護するグループホームと介護つき有料老人ホームが、また大変にふえております。設置状況と一人当たりの介護報酬をお知らせ願います。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

平成十二年度と十五年度の第一号の被保険者数、利用者数、認定者数をお知らせいたします。被保険者数は、平成十二年は二万八千六百四十一人、平成十五年が三万四千三百三十一人で、千七百九十人の、伸び率六・二%でございます。認定者数は、平成十二年度が三千三百六十一人、平成十五年度が五千七十七人、伸びが千七百九名で、五〇・八%と大幅に伸びております。利用者数につきましても、平成十二年が二千五百三十一人、平成十五年度が三千八百六十五人、差が一千三百三十四人で、伸び率が五二・七%でございます。

年度別の在宅サービスの利用限度額に対する伸びでございますが、これも平成十二年四月と平成十五年四月を比較してみますと、要支援の方が、平成十二年が二八・九%、平成

十五年が三五％。要介護一の方が、平成十二年が二一・四％、平成十五年が二五・四％。要介護二の方が、平成十二年が二七・四％、平成十五年が三八・五％。要介護三の方が、平成十二年が三二・二％、平成十五年が四二・一％。要介護四の方が、平成十二年が三二・二％、平成十五年が五二・二％。要介護五の方が、平成十二年が二五・六％、平成十五年が四八・六％となっております。

また、二十四時間サービスの利用はあるかという御質問でございます。介護サービスを提供している事業者のうち、二十四時間でサービスを提供しておりますのは、訪問介護事業所でございます。夜間に訪問介護員が利用者宅を訪問し、おむつの交換や寝返りのできない人の体位交換等を行っております。現在の訪問介護事業所は二十四業者ございますが、そのうち約十の事業者が二十四時間サービスを実施いたしております。また、在宅高齢者サービスの中に在宅介護支援事業がありまして、市内七カ所の地域型在宅介護支援センターで在宅介護等について専門的な相談が二十四時間できるようになっております。

次に、年度別の事業者数のお尋ねでございますが、平成十二年度は三百八十九社、平成十三年度は四百十四社、平成十四年度は四百二十二社、平成十五年度は四百二十七社、平成十六年の現在では四百六十七社となっております。平成十二年度から平成十六年度までの伸びとしましては、二〇％の伸びとなっております。

次に、年度別のグループホームと特定施設の状況でございます。痴呆対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの開設状況でございますが、平成十二年度に一施設九名、平成十四年度に一施設十八名、平成十五年度に四施設五十四名、それと平成十六年度に一施設十八名の八施設、定員で百十七名がすでに開設をいたしております。平成十六年四月現在の一人当たりの費用でございますけれども、二十四万五千五百五十三円となっております。

また、介護つき有料老人ホームの設置状況でございますけれども、平成十二年の法施行時に二施設四十四名でスタートしておりましたが、平成十五年度に二施設九十五名が開設をし、平成十六年度の年末に一施設三十二名が開設予定でございます。最終的に五施設で定員が百七十一名となっております。このほかにも二施設、定員八十数名が開設するようでございます。平成十六年四月現在の一人当たりの費用は、平均で十六万百三十八円となっております。

○十四番（野田紀子君） 数字を御紹介いただいたのですけれども、介護利用者、認定者数ですね、これが増加に伴って社会的な介護を利用するというのは恥だというのが昔でございました。家庭で嫁が、娘が介護すべきという風潮が現在は少なくなっているというのは、何はともあれ喜ばしいことに違いはございませんが、二点目の利用率、これが介護度五、もうほとんど寝たきりなのですが、それでも五二・五％という低い利用率でございます。全国的にこの利用料には一万円の壁というのがあるそうでございまして、利用料毎月一万円までが、お年寄りが払えるほとんどの限度ということでございます。お年寄りの経

済状態を申しましたら、別府市のお年寄り六十五歳以上、第一号被保険者が、十二年度所得第一段階、第二段階というのは生活保護と老齢福祉年金、そして世帯全員が住民税非課税という世帯ですが、これが被保険者二万八千六百四十一人のうちの一万四千四百八十四人、何と五〇・五七%を占めております。そして十五年度になりましたら、三万四百三十一人のうちの一万六千四百四十八人、五三・六%になっております。所得段階一、二の部分が、年を追うごとにふえてきたということで、別府市の高齢者の暮らしというのが苦しくなっているということがわかります。利用料も、したがってだんだんその負担を重くしていることと考えられます。

四点目、五点目について、先ほど御紹介いただきました数字は、市が事業者に支払う介護報酬なのですね。利用者が払う利用料が利用料全額の一割でありまして、二万七千円に家賃、光熱費、食費などつきまして、グループホームは大体一人当たり一カ月十四、五万円少なくとも支払わなくてはならなくなっております。同じように介護つき有料老人ホーム、例えば――固有名詞を出して悪いのですけれども――別商の上の方にできました介護つき有料老人ホームは、お一人一カ月約二十万円は支払ってくださいということになっております。

この四年半の状況を見ますと、介護事業者がどんどんふえております。介護保険財政が膨張していることがわかりますけれども、その一方でグループホームや介護つき有料老人ホームなどは、低所得者にはまさに高嶺の花で、介護保険はお金がなければ利用できない制度ということも、この四年半ではっきりあらわれてまいりました。介護保険が始まる時から一貫して「低所得者対策を」と私ども日本共産党は要求し続けてまいりましたし、全国市長会の意見書でも、国の制度として保険料・利用料の軽減の財政措置を要求してあるのでございます。ところが、国の方は、低所得者対策ではなく、国の負担を抑えるために介護利用を抑える見直しというものを打ち出しております。

ことし二〇〇四年四月三十日付でまとめた社会保障審議会介護保険部会から、見直しの意見書が出されましたけれども、その内容と市の対策をお伺いいたします。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

介護保険制度の見直しにつきまして、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で計十六回にわたりました会議を開催し、七月三十日に介護保険制度見直しに関する意見を報告しております。その報告によりますと、見直しの主なものとしましては、予防介護型システムへの転換ということで、要支援、要介護一の対象者を基本的に予防給付へ移行する。施設給付の範囲の見直しで在宅と施設の利用者負担について不均衡を是正するため、施設入所者の居住費や食費の範囲などを見直す。地域密着型サービスを創設して、身近な地域で通い・泊まり・居住などの機能を組み合わせた小規模型サービスを整備する。ケアマネージメントの体系的見直しで、ケアマネに更新制を導入し、更新時の研修を義務づける。

地域にマネジメント調整の地域包括支援センター――これは仮称でございますが――これを創設する。情報会議の徹底ですべての介護サービス、事業者を対象に第三者がサービス内容を客観的に調査するなどとなっておりますが、被保険者受給者の対象年齢を引き上げるべきかどうかにつきましては、賛成、反対の両論併記とされております。

保険者としたしましては、健全で持続可能な介護保険制度を目指しておりますので、国の動向、県下他都市の状況を踏まえ、今後対応してまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） この見直しをわかりやすく平たく言いますと、軽度の要介護が最もふえているから、軽度の人々が制度を乱用しているのではないかという認識が背後にあります。保険給付を削る目的で介護予防システム、給付の重点化、交渉しては要支援、要介護一の軽度の人への給付を抑制ないしは排除する方向へと向かっております。新予防給付として、要支援、介護度一を介護保険から外して、加齢が――年をとったことが――原因とみなされる人には、筋力トレーニングなどで介護予防を義務づけようとしております。いろいろな年のとり方といいますが、筋力の弱り方がありますのに、ここで一律にもう介護保険から外すというのは、余りにもひどい、むごいというやり方と考えます。

介護給付の見直しというのは施設入所者、さっき申しましたが、特養に入っているような人からホテルコストを徴収するということなのです。これが二〇〇三年度から新型特養はすでに徴収が始まっておりますが、このホテルコストを徴収するという理由は、在宅より生活費のかからない施設入所者の負担は少ないから、在宅と不公平にならないように費用徴収は当然だということです。不公平にならないようにするのだったら、負担の重い方に合わせなくとも、負担の軽い方に合わせる方が、国の社会保障としてやるべきことと考えます。費用徴収当然というのですけれども、そうすると月十万円以上の利用料が必要になりまして、低所得者は、さっきも申しましたが、本当に施設からはじき出されてしまいます。施設というのは、特養ホームなどいまだに待機者が多い多いと私ども何遍も言っておりますが、在宅で介護できなくなったときや緊急の事態にも対応できて、介護のプロが二十四時間いるという、言いかえれば在宅を支える柱ともいうのが、この施設というものでございます。

もっと高齢者にとってひどい仕打ちは、その見直しは利用料の引き上げです。介護保険部会からは出ておりませんが、財務大臣の諮問機関・財政制度審議会、これが二〇〇三年六月の答申で、このままでは保険料は上がり、要介護者はふえ続ける。介護保険制度は持続できない。よって、利用料一割を二割から三割負担にする。医療保険制度が三割だから介護保険も、これも高い方に合わせて三割にすることが必要だということです。利用料が高過ぎて、今でさえ利用できない低所得者は、完全にもう保険料を徴収されるだけになってしまいます。

見直しの意見書にもありますとおり、この国が進める見直しの中身を、どうか市民の方

に知らせていただきたいと思います。いろんな介護教室、あるいはまた、この前、介護保険課長もお出かけになって話をされたそうですが……

○副議長（松川峰生君） 十四番、ぼちぼち時間です。

○十四番（野田紀子君） はい。そのようなときに見直しの内容について市民に知らせ、そして市民の意見をじかに聞いて市長会上げてくださるよう、もう時間もありませんので、要望して終わります。ありがとうございました。

○三十一番（村田政弘君） すばらしい論戦が続いたわけですが、三日目になりますと、絞りかすしか残っておりませんから、なるべく時間の節約をしたいと思いますので、確実な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず順序に従いまして、神楽女のしょうぶ園について若干の質問と意見を述べさせていただきます。

神楽女のしょうぶ園、中村市長時代、井上市長時代の前半、年々ショウブがくたびれていった。その時点で私ともう一人の議員さんの発言を受けて井上市長が、恐らく後藤議員さんと相談されたのではないかと思います。自衛隊OBさんに募集をかけ、現在までたしか五名の方が管理に当たっている。そして、私は久し振りにしょうぶ園のしょうぶ園開きに参りましたが、市長も出席されたようですが、当日朝、五名の方々が朝六時から出て、一万八千の古い花を摘み取って、すばらしい花を観客に見ていただくために、六時から早出をしてやってくれたそうです。

御承知のように私がお願いしたのは、管理をしていただく方は、植物と話ができるような人が管理に当たれば、必ず成功する。お座なりの管理ではそんなにうまくいかないというのが私の理論で、現在、客土、よその土を持って行って何年かに一回土かえをやっておる。いわゆる管理作業の一部ですが、嫌地――土地を嫌う――ほとんどの植物が連作をすると低収穫、よくない。連作が効くのは水稻、野菜ではニンジン、このぐらいですが、御承知のように最近管理がよくなって、観客からおほめをいただくぐらいになっております。

管理費、その他を調べてみますと、民間会社に委託した時代とそんなに大きくは金額的に変わっておりませんが、花がよくなっただけがはっきりわかるわけです。このことについては、現在携わっている方はもちろんですが、今後とも引き続いて今の手段、傾向を持続していただきたいな、このように考えておるわけですが、別府市の総合基本計画表、実施計画、これを見ますと、「しょうぶ園については、奥別府観光の中核として施設の充実を図りたい」と書いてあるのです。

ところで、施設の整備について、今後どのようなお考え、計画があれば後ほど御答弁をいただきたい。

次にまいります。楠港の跡地問題について、すばらしい討論が続いておるわけですが、

ほとんど言い尽くされ、答弁し尽くされておるとは思いますが、若干の問題について御質問をさせていただきたいと思えます。

全員協議会で若干の資料をいただきましたので、その資料の範囲内で質問をさせていただきますが、一番の問題点は、昨日、岩男議員の質問に対する市長の答弁、これが真実であり、それがまた同時に議論の出る問題点の中心であろうと思うのです。それは昔のことわざにもありますが、馬を水辺に連れていくことはできるけれども、馬が水を飲みたくなければ、無理やりに飲ませることはできない、ということわざのとおり、市としては企業を誘致し集客に努力するけれども、集まったお客さんを商店街に綱をつけて引っ張っていくわけにはいかない。それはできませんという趣旨の答弁がありましたが、そのとおりだと思う。ただし、今、商店街が一番怖がっているのは、そのお客さんをいかにして自分の方に引っ張るかという手段が果たしてできるのかできないのか。厳しい景気の中で頑張っておるわけでしょうけれども、ファイトのある人材、資金面、もろもろの対応力がある方が果たして何%あるのか。となると、詳しいことはわかりませんが、我々の見る限りでは、かなり厳しいものがあると思うのです。理想は、物販でなくていわゆる観光施設、だれにも喜ばれる観光施設であれば一番理想だと思いますけれども、あの二万平米でお客さんを年間何百万と呼べる観光施設は何があるのか。また、それをやろうとする企業があるのかなのかとなると、恐らくないと思う。出てきたのは、物販関係のみです。

余り詳しく言いたくないのですが、「ラクテンチ」が、あのように経営陣が変わりました。大阪の会社が跡を受けました。かなりの手は入れたのですけれども、オープン直後一、二カ月はそこそこのお客さんがありましたが、今は従前とほとんど変わらない。週末のみという状態が続いております。これもじっと見ていますと、オープン直後はお客さんがそこそこあったのです。ところが、大分の「うみたまご」がオープンしたら、潮が引くごとくお客さんがさっと少なくなりました。これが現実です。果たして「ワンダーラクテンチ」が奮闘してくれるだろうかと思って、ひそかに心配しておるのですけれども、楠港の跡地にしても非常に心配が多いのです。うまくいってくればいいがな、別府が再生できればいいがなと心から願うのですけれども、果たして現実はどうなるのかな。そういう気持ちでおるわけですが、プロジェクトの資料に基づいて若干の質問をさせていただきます。

きのうもお話が出ましたが、年間集客力八百万、商圈二十八万。これをじっと考えてみますと、仮に別府市の人口が十二万として、子供からお年寄りまですべての人が一カ月に二回ずつ出かける計算して、また、周辺の市町村からの残りの十六万が月に一回ずつお見えになっていただくと、こう計算したときに年間約四百八十万。残る数が観光客と仮定して、毎日約八千人は入らないと計八百万という数字は出てこないのです。

ちなみに東京ディズニーランド、恐らく世界一か日本一であろうと思うのですけれども、

年間千七百万人。その約半分です。使う金は変わりますが、東京ディズニーは平均一人一万円、株式会社イズミは、試算しますと八百万人、一人平均千五百円ぐらいかなと。この八百万人がもし本当に来たならばすばらしいし、また逆に言うと困るといふか、大分の「うみたまご」と同じような大渋滞を起こさねばいいがなという心配もしてみるのです。

そこで、いろいろ言われておる、また一部書かれておる交通アクセスの問題を含めて、当局が確定はしていないでしようが、歩道橋が必要だろうとか、あそこをどうしたらとかいう空想といふか考え方があれば、お知らせをいただきたい。

とりあえず以上二件について、御答弁をいただきます。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

現在、神楽女湖のしょうぶ園の管理は、自衛隊のOBの方五人で行っていただいております。私どもの担当課の職員と連携をとりながら、いい花を咲かせるように一生懸命努力しているところでございます。そういったOBの方々の努力もありまして、今では大変きれいな花を咲かせることができまして、市内はもちろんですけれども、県外からも多くの観光客の皆様方に来ていただいて、大変喜んでいただいているところでございます。

それから、今後の神楽女湖の整備についてということでございますが、今のところ具体的な内容はありませんけれども、もし整備をすることになりましたら、御存じのようにあそこは阿蘇国立公園の中に入っておりますので、自然景観に配慮しながら、余り人工的なものではないものを整備していきたいと考えております。

○建設部参事（松岡真一君） 楠港の開発につきまして、交通アクセスのことについて御答弁申し上げます。

今、交通渋滞、「うみたまご」によります交通渋滞のお話がありました。私どもは、国道十号線でございますけれども、一日に約八万一千台、それから十二時間平均では約六万台キャパシティがあるというふうにとらえております。それで、このときの例えば今、「うみたまご」の交通渋滞のことをおっしゃいましたので、それからちょっと解析と申しますが、そこから入りたいと思うのですが、このときに大体二万二千台ぐらいしか現実には通ってないのです。何でこのような渋滞が起こったかということでございます。これは、「うみたまご」につきましては千六百台の駐車場を確保しております。それから、駐車場からシャトルバスの対応も行ったようですが、「うみたまご」の入り口付近、上りは約五キロ、それから下りは八キロの渋滞となって、関の江海水浴場近くまで車がたまつたと、それは別府警察署が発表しております。この原因でございますけれども、県の交通管制センターでございますが、これがこの原因について解析してございますが、今、「解析」というふうに申しましたけれども、何も難しいことはございませんで、上下線とも「うみたまご」の中に、要するに駐車場の中に入りきれない車が、国道十号線に出た。全く単純なことでございます。やはり私どももこの「うみたまご」のことを含めると、「うみたま

ご」がくしくも千六百台という車の駐車台数が、今度来るでありましよう株式会社イズミの駐車台数とほぼ一緒でございます。それで、これを考えますと、やはり「うみたまご」が交通渋滞を起こしましたことを真摯に分析をいたしまして、それを繰り返さないようにしなければならないというところがポイントだと思います。

それで、これは例えばそういう企業が来ましたときに、駐車場に入りきれない車が、国道十号線の北浜の近辺にあふれるというような状況が交通渋滞かなというふうに考えます。現状では、国道十号線は車を流せる能力は持っておる。

それともう一件でございますが、やはり株式会社イズミの平日の車の来る量が大体三千八百台であろうというふうに言っております。それから、休日では七千六百台、これの倍であろうというふうに言っております。先ほど申しました交通量のキャパシティからしますと、やはりこういうものはある意味では流せるのではないかなというふうに考えておりますから、私どもといたしましては、今申しましたように、いかに来客の方の車が国道側にあふれないかということ、十分にこれは検討して協議をしながらやっていく必要があるというふうに私どもは考えております。

それからもう一件、歩道橋につきましてでございますが、これは非常に、国道十号線でございます、渡るスパンが長うございますから、果たしてこれが、皆さんは十号線に歩道橋をつくるぞというような感じでございますけれども、これもいろんな制限があると思いますし、私どももこれも十分注視しながら、交通渋滞にそれが資するものであったり、それから、ここに買い物にお見えになる方に非常に利便性があるのであれば、また行政としては一生懸命応援していかなければならないものというふうに考えております。

○三十一番（村田政弘君） もう一つは商工課長かどなたかが答弁するのではないかと考えたのだが、きのう浜田市長が答弁したことにに関して私も同感であり、心配している。そのことに対して何か御意見はないのですか。

（答弁する者なし）

○三十一番（村田政弘君） はい、では、よろしいです。問題は、商店街の対応力だと思う。残念ながら過去幾つかの近鉄問題、トキ八問題等々含めて、果たして商店街あるいは関係方面に対応力があつたかどうか、発揮できたかどうか。御承知のように脇屋市長時代に診断した、たしか大分大学の先生だったと思うけれども、楠銀天街については、悪く言えば救いようがない。住宅地として開発するのがよろしいのではないかとことです。ですから、松原住宅ができた。一階の店舗は入り手がないけれども、住宅の方には応募者がたくさんあつた。これが如実に現実を物語っている。恐らくあの「シャッター通り」と言われる楠銀天街を再生しようとしても、神わざ以外にはできないのではないかと。もしできるとするならば、流川以北を市が精いっぱい援助し、当事者が精いっぱい努力すれば何とかかなるかなと思うけれども、そのエネルギーとファイトが果たしてあるかないかとなる

と、後継者の問題、その他いろいろ含めて、我々が心配する以上に厳しいものがあるのではなからうかな。となると、市長のおっしゃった、お客さんに綱をつけて連れていくわけにはできませんと。観光にしても商業にしても、魅力があれば勧誘しなくても向こうからいらっしゃる。魅力がないからお客が行かない。どなたかが言ったように、トキ八に買い物に行っても、車で行って車で帰る。あの周辺を周遊するお客さんが何%あるかなと。魅力があれば、遠方からでも飛んで来る。いわゆるお客さんのニーズに沿えるだけの内容が充実してない、努力ができない、足りないから、お客さんが行ってくれない。

残念ながら我々も銀座街を一年に二、三回通るかな。あの銀座街で買いたいものが、余りないのでですね。別府の商店街は、基本が土産品店です。温泉都市はすべてが土産品店が基本なのです。そして、その間にいろんな商売人が店を出しております。それが現実です。ところが、時代が変わって旅館・ホテルが、ホテル内に土産品店を出すようになってから、浴衣がけのお客さんがそろそろまちの中を歩く姿がなくなった。おのずから土産品店が閉鎖していく、シャッターがおりていく。それに引きずられて、他の店にも寂しさが移っていく。駐車場はない、魅力はない。お客さんが寄りつく可能性が薄れても、濃くなる傾向は出てこない。この悪循環をどこかでどうかしない限り、そう簡単に中心商店街の再生は難しいと思う。市長が言われるように、株式会社イズミにお客さんが言うとおりに集まるかどうかわかりませんが、五百万でも集まってくれば大したものだなと思うのですけれども、そのお客さんの一割でも周辺商店街に足を運んでいただき、お茶を飲んでいただき、物を買っていただければすばらしいのですが、その名誉ある再生をするためには、商店街が一致団結して立ち上がってくれなければ成功はおぼつかないというのが、市長の御意見だと思うし、私もそのとおりだと思う。

市が悪いのだ、行政が悪いのだ、そればかり言われても、おのずから限度がある。できないことはできない。やれる範囲は限定されるとなると、商売人だけが物を言えるのですけれども、一般市民が言った声は聞こえない。これが、今回の問題の現実だろうと思うのですけれども、恐らく消費者はいろんな店ができることを好むでしょう。商店は、競争相手が少ないほどうちに来てくれる客が多いだらうと思って、進出企業に対しては神経をとがらせる。この気持ちはわかるが、自由経済の中で競争の原理からするならば、ただこの土地が市有地であるというがゆえに物が言えるので、民間対民間なら言える範囲はおのずかと限定される。今の議論をする限り、別府市は永久に二分というか、意見百出で港に着くことが恐らく難しいのではないかと思う。そういう感じがしますので、当局から何かお話があるかなと思ったら余りお話がないので、もうこれ以上言いませんけれども、やはりどなたかが言ったように商店街の意見聴取、これも大事でしょう。それから各市民の声をいろんな角度で調査・研究し集約してみることもいいのではないか。商売人だけで物事を決めるとというのが、果たして市民本位なのかな。できるならば住民投票が一番はっきりする。

しかし、投票条例がない以上、そこまでも行かないと思うけれども、各方面の御意見を十二分に聞いた上で執行部の御判断をいただきたい、もうそれ以上申しませんが……。

いろいろ申し上げたいのですけれども、もうスポーツ関係等については、議案質疑でやりましたから、あえて言いませんけれども、この問題についても十二分に部内で検討していただきたいとお願いして、市長の答弁をいただきます。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

昨日来の私の答弁に対する思いを何か代弁していただいた、修正をしていただいたといいますが、御指摘をいただいた、御指導いただいた、このように受け取りたいと思います。私は、全く思いは同じでございます。また心配している点も全く同じように心配をいたしております。私が、「これから出番だ」と言った思いは、あらゆる市民の声をこれからしっかり聞いて、そして議会に提案するまでにはこういう図面ができ上がりましたということで、ある程度の合意を得るという段階まで精いっぱい努力をしていきたいという思いがあります。

それから、きのう、やはり私は頭が悪いものですから、なかなか答弁が、十分な思いが皆さんに伝わらない部分で誤解される点があったかと思えます。岩男議員なり泉議員の本当に温かい御指導に対しましても、答弁が足りなかったのかなという部分もありますので、少し今の御助言をいただいた部分とあわせて基本的な思いだけを少し補足をさせていただきたいなと思えます。

今回、選定のあり方等々について、私が選定をした以上は一切介入してないということ を明らかにしました。それから、市の職員の問題、市の職員に対してもこの業者をという、みんなで集まって話したということは一回もありません。とにかく私の思い、市民の思いを聞いていただけるような業者を選定してくれるといいなという思いを伝えてきたことは事実でございます。選定の結果、その過程についてはいろいろ議論があるところでございますが、選定されて答申をいただいた以上は、その株式会社イズミに対してこれから真摯に私は、土俵に上げていただいたわけですから、非常に頼りない男でございますが、その足を引っ張ったり引っかけたりして倒すのではなくて、しっかり後ろから支えていただいて、「イズミと戦え、市民の思いをぶつける」と、この応援をいただきたいというのが、私の思いでございます。

さらに、商店街活性化という中心商店街の活性化の目的であります。この埋め立て事業、これを売却しなくてはいけないという宿題があります。しかし、今この安い時期に売却していいのかという問題もありますから、賃貸も含めてまだ決定しておりません。そういう状況の中で、市民のためにこの貴重な財産をどう生かしていくのか、このことを基本にこれからしっかり頑張っていく決意でございます。

さらにまた、中心商店街の皆さんにその対応力があるのか、パイの問題とか、いろいろ

言われました。そのことにつきましても、私は協働のまちづくりを掲げております。いわゆる協働というのは、協力して働く。もうあなたたちは勝手にやりなさい、努力が足りませんよということをしているのではありません。精いっぱい努力をしている。これまでの長い歴史の中で中小商店街の皆さん、浜野議員からいみじくもそういう具体的なお話をいただきました。本当に苦勞している。私も商売人の子供で育ちました。商売人の苦勞というのはどれぐらいのものかというのは、自分で肌で感じています。そのことを考えたときに、そういう人たちの心を抜きにして楠港だけ開発すればよいという気持ちで、私は今、市民の論議を与えたわけではありません。楠港開発で株式会社イズミがどうなろうと構わんなんか言いませんが、そのことが目的ではないのですね。そこを核として、そこに交流拠点施設、人が集まってもらいたい、そのことを精いっぱい仕掛けられるのが行政の仕事だという思いで企業誘致に踏み切ったわけでございまして、そのことから商店街の皆さんがシャッターを閉めるために、また大型店が撤退をするために目標を持ったわけでもありません。絶対それはしてはならないという思いで、その以降は行政がどれだけ応援をして頑張っ、集まったお客さんをその地域、魅力あるまちづくり、それにどう打ち込んでいくのかというのが、私たちの仕事ではないでしょうか。

そのために、これから精いっぱい努力をさせてください。そして、最後には議会の責任にしたわけではありません。一番大事なものは議会です。市民の代表である議会に御提案をさせていただいて判断を仰ぎたい、これが私の気持ちでございます。だから、今しかないという気持ちと急がないという気持ちは、そういう意味でございますので、十分私の心、思いを御理解をいただきましたら、大変幸せでございます。

以上、補足をさせていただきました。ありがとうございました。

○三十一番（村田政弘君） 賃貸か売却か、これらについてもいろいろ意見を陳述したいのですが、まだ未定の部分が多いので、次の機会に譲らせていただきます。

○二十六番（原 克実君） 多少順序が入れかわるかもしれませんが、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。できるだけ、順序に沿っていききたいと思ひます。

まず、境川の緑地帯の整備についてということで質問をしていきたいと思ひます。

この境川の緑地帯は、現在二級河川でございます。この境川の緑地帯といひますと、これは非常に範囲が長いのですけれども、一部――わかりやすく言えば――天満橋から朝日橋のところまで、この緑地帯が平成五年から平成十年にかけて六年間、国の事業を受けて土地の買収を含めて整備事業をされております。この間は非常に緑地帯として整備がされて、現在は市民の一つは遊歩道、憩いの広場であるし、ジョギングコースともなっております。ところが、天満橋から、それから下、要するに石垣幸通りといひますか、それから旧国道は境川橋通りといひますか、それからJRの高架線のところまで。このあたりの緑地帯が全く未整備のままになっております。このことについて、私もずっと公園緑地課の課長と

もお話をいたしましたし、私も現実その場所に行きまして、これは証拠写真というわけではないのですけれども、結局実態を調べてまいりました。非常に今、この境川の河川敷が、実際言うと放置されたまま。以前は、これは石垣の区画整理がある前は、あの河川敷は道路部分として利用されておったと言われておるところなのです。

これをなぜ今回議場でひとつ行政の方をお願いしたいかといいますと、先ほど言いましたように、別府市は一級河川がありません、二級河川だけです。その中で境川は、非常に河川敷は県の整備事業だったのでしょうか、きれいに護岸整備がなっております。しかも護岸の上の堤防、ここがきちっと整備がなされているところが、この境川の緑地帯なのですけれども、この天満橋からJRの河川まで、行政としては今後どのような考えがあるのか。そしてまた、私が提案させていただきましたけれども、県とどのような協議を現在までなされたのか。その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

御質問の件でございますが、「境川緑地」と私たちは言っておりますが、これは都市計画決定された緑地でございます。面積が二十五・八ヘクタールあります。そのうち供用開始されておりますのは、南立石公園西側の右岸約百五十メートルと、それから先ほど議員さんが申されました朝日橋から天満橋の左岸約五百五十メートルの区間、これはパストラルの南側になります。この区間でございまして、天満橋からJR日豊線までの左岸ですね、約七百二十メートルでございますが、これは現在未整備でございます。緑地として整備してはというような御意見でございますが、御指摘の区間につきましては、緑地は桜並木として市有地でございますが、堤防側につきましては、県の管理する境川の護岸敷でございます。

議員さん御指摘のとおり散策や通学路としまして、小学生や中学生が利用しているのが見受けられます。ほとんどが県の管理する護岸敷でありまして、利用しにくいというのは、私なんか現状は察知しております。

今後の整備方針といたしましては、先ほども申しましたように県有地でございますので、また護岸敷ということでもありますので、県とも十分協議していきながら検討していきたいと考えておるところでございます。

○二十六番（原 克実君） この緑地帯は、今後開発・整備をしていけば、非常に私はいい緑地帯ができるのではないかなと思っております。現状は、土木課ですから、現状を見ていただいたらわかると思いますけれども、ガードレールが朽ち果てて落ちているところ、それから危険だからということで地元の皆さんから要望があって、環境保全課が防護さくを設置したところもありますが、全く未整備のところもあります。とにかく全く、言われればする、言われなければしないというのが、今の境川の河川敷なのです。当時は、車の安全対策のためにつくったガードレールですから、高さが約五十センチです。ちょうど私

のひざ小僧のところですね。河川敷は、高いところは四メートルから五メートルあるので、あれがもし子供が散歩したり、通学の生徒さんが、万が一間違っただけで転倒した場合、もう川に落ちてしまう。これは非常に危ない。本来、今の防護さくといいますと、大体私たちのこのあたり、大体へそあたりくらいの高さですから、約一メートルが本来の防護さくなので、すなわち、あそこは、河川敷は通学路にもなっております。それから非常に夕方、朝方は高齢者の方が散歩しております。

それからもう一つは、ベンチがあそこに二、三カ所ありますね。あれは非常にユニークなベンチ、いいです。ところが、あれはちょっと傷んでおいたら、今きれいに整備になりました、板を張りかえまして。そうしたら、私、ここにも早速写真を撮ってきましたけれども、このベンチに座って読書している若者がおった。この写真ですね、私は撮ってきましたから、間違いありません。あそこはリュックサックを担いで、例えばハイキングをしている方もおります。それから、あそこは一気登山のコースにもなっております。ですから、歩道をきちっと整備すれば、非常に私はいいい市民の憩いの広場になるのではないかなと思います。

それから、もう一つは歩道。これが昔は車道だったかもしれませんが、今歩くと、もうでこぼこですね。とにかく高齢者の方は引っかかって歩けない。これは今、交通バリアフリー法の基本計画を策定していますが、あの通りは今の状態ではだめです。ですから私は、今できた五百五十メートルのパスラルのところまでの緑地帯、これは土地の買収費を入れてたしか八億ぐらいかかったと思います。土地の買収費だけでたしか六億九千万円ぐらいかかって、そして整備費に一億ぐらいかけております。そんなにお金をかける必要は全くありません。というのはなぜかと。きれいなあそこは桜並木があるのですよね。ですから、やはり市民を危険なところから守るための防護さくをきれいに整備することと、今せつかく立派にできた緑地帯の五百五十メートルからその下の遊歩道をきちっと整備するならば、私は非常にすばらしい桜並木の遊歩道公園ができるのではないかな、しかも河川敷の公園ができるのではないかなと思っております。ですから、せつかくあれだけの、いわば別府にとっては宝物だと思うのです。その宝物を生かされないということは、宝の持ち腐れなのです。これを私は早急に県と協議をして、河川敷を占有許可を取るかどうかは知りませんが、別府市として早く整備をしていただきたい。その間が七百二十メートルあります。七百二十メートルを整備しますと、一・二何キロのきれいな遊歩道ができるのです。そして、今あります天満橋それから下の石垣幸橋、それから旧国道の通り、あそこの交通区分をきちっとやったならば、私は非常にいい場所ではないかなと思っております。

公園緑地課の課長さん、あそこは桜の木は実際何本ぐらいあったのですかね。覚えていますか。ちょっと、いいですか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

ちょっと正式な本数、ここに手持ちにないのですが、二百本程度だったと思っております。

○二十六番（原 克実君） 台風の前に――河川敷の地図を持っていますが――二回通りを歩いてまいりました。実際整備をされた現在の天満橋のところまで六十六本成木があります。それから天満橋からJR下は、若草町の緑地帯が若干ありますね。あそこの七本を含めると、全体的にはあの成木のきれいな桜の木が百六十二本植わっています。ところが、この桜の木も大体植えて三十年から四十年たっていますので、今は成木です。ところが、ソメイヨシノとかいう桜は、大体通常六十年から七十年、手入れをして百年しか育ちません。ですから、次の桜並木をどう育成するかということも常に視野に入れておくと、あの桜並木が、あと二十年もしたらもう衰退してしまうということもありますので、ぜひその桜並木を保全しながら、そしてあの遊歩道と通学路としての整備を今後進めていただきたいな、このように思います。

どうでしょうか、ひとつその点をもう一回御答弁願いたいと思います。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃっておりますように、あの境川の小学校の横の通り、それから天満橋からJRの横の通りでございますが、これは区画整理でされた以前にできた道路でございます。それで、区画整理が完了いたしましたときには、こちらの小学校通りの横の通りを車と皆さんがお通りになっておりまして、現在、当初につくられた護岸敷の上の道路は、車道としては使われておりません。それを皆様方が遊歩道として御利用いただいておりますが、何分にも先ほど議員さんが申されましたように老朽化しておりまして、舗装の部分がポケットとかいろいろ壊れております。この部分につきましては、県の護岸敷という形で今まではちょっと手をつけられない状態でしたが、これから県の方とも十分協議してガードレールそれから防護さくを含めまして、舗装も含めまして十分協議をしていながら、桜並木そういうものの保全に努めていきたいと考えているところでございます。

○二十六番（原 克実君） ぜひこれは早急に検討して、市民の皆さんが本当にいい河川敷だと言われるようにしていただきたいと思います。あれが本当に別府市の桜の名所になるならば、私は、観光客の皆さんだつて周辺のホテルとかいろんなところに来たとき、あそこを一つの別府の風物詩として利用できるのではないかと思います。

それから、もう一つこの河川敷のことで、これは観光課にお尋ねをしたい点の一つあります。

私実際に考えておったのは、前回の六月の議会のころ、大体河川敷のことはずっと調査をしておったのです。その中でたまたま合同新聞に境川のこいのぼりのことが出ていまし

た。ということが載っておったかといいますと、「ピンチ、境川の風物詩 破損や色あせ、在庫不足」。そして、守る会は寄附に協力をと呼びかけているという記事が、大分合同新聞の記事に載りました。これを見ておった。そうしたら、次の日に大分合同新聞にまた出ました。これは五日付ですから一日違い。「杖立温泉で日本一のこいのぼり祭り」というのが出ました。片や色あせた風物詩、境川のこいのぼりピンチ。これ、どういうふうに皆さんが感じるか知りませんが、片や杖立温泉。三千五百匹のこいのぼりが遊舞している。これはいろんな解説が、ほかの新聞にも載っていました。もともこの杖立の温泉は四十匹から始まったのですね、四十匹から始まった。それが、今は三千五百匹。この要するにこいのぼりを取得した方法、これはやっぱり見習うべきだと思うし、やはり杖立は地域おこし、まちおこし、そして杖立温泉の活性化のために、私は非常に力を入れているなと思っております。

片や別府は、境川はこんな状態。しかも別府は今、市制八十周年ですね。また、これは話してあれですが、私のところの公明新聞に載っておったのですね。これはどういうことかといいますと、神奈川県相模原市が、市制五十周年を記念するために、「泳げこいのぼり 相模川」ということで、あそこは相模川というのが流れています。そこに千二百匹からのこいのぼりを遊舞させた。そこに家族連れや若いカップルが来て楽しんだということが載っていました。ですから今、例えば観光戦略がどうこうと言っていますけれども、先のことも大事だけれども、現在あるやはり地域、そのあたりがどういうことをして地域の活性化に寄与しているかということ考えたときには、やはり私は市としてはとるべき道があるのではないかなと思います。ですから、こういう風物詩をなくすのか、それとも育てていくのか。そこあたりの今後の観光課のやっぱり意気込みを私は知りたいと思いますので、ぜひ答弁ください。

○観光課長（溝口広海君） お答えいたします。

境川のこいのぼりにつきましては、私ども季節感を感じ、非常ににぎわいがあるというふうに感じておりました。しかし、二十六番議員御指摘のように、先般の新聞で非常にピンチだということも私は目を通してありますが、今後、地域づくり、まちづくりの事業の中で素晴らしい試みであると思っておりますので、地域の活性化の一環といたしまして、関係団体、関係者、それから関係課との連絡・調整をさせていただきたいと思っております。また、まちづくり推進室の方の事業で、泉都まちづくりネットワークということをやっておりますので、そこでも呼びかけをさせていただきたいというふう考えております。

○二十六番（原 克実君） ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。これは、全国にインターネットを通じて不要なこいのぼりをいただく。そのいただいた全国の皆さんにどういふふうに別府市に関心を向けるかというのは、それからの皆さんのまた戦いがあるのですよ。私は、そういうことをしながらやはり別府の観光のかさ上げをしていく必

要があると思いますので、ぜひそのようにしていただきたいと要望しておきます。

それから、ちょっと順番を入れかえますけれども、五番の桜の木の保全、てんぐ巢病についてちょっと質問をしたいと思います。

これは前回、私は三月の議会でてんぐ巢病ということと、桜の木を今後どういうふうに保全していくかということで質問しました。その中で公園緑地課の課長さんから答えをいただきましたけれども、別府には二万五千本からの桜の木があると言われました。しかもずっと私も去年の二月から三月にかけて調査をいたしましたら、別府の桜の木は非常に今病気にかかっています。これを早速調査して、今後どのような対応をするかということとを質問をいたしましたら、今後それぞれの農林水産それから公園緑地、建築住宅、それから教育委員会、さまざまな分野で取り組みを始めるやに聞いておりますが、もう今九月です。ぼちぼちこの準備をしなければ、このてんぐ巢病というのはなかなか撲滅ができないと思いますので、今までどのような話をし、今後どのような対応をしていくかをお聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

さきの三月議会で二十六番議員さんの御提言を受け、私も市内の桜の名所を見て回りました。被害状況を確認したのですけれども、ほとんどの桜の木がてんぐ巢病の被害を受けており、早急な対応が必要だと実感いたしました。被害の範囲も神社、観光施設、医療施設、県道・市道沿線など広範囲で、継続した維持管理と桜を大事にする心、また愛する心を広く市民に周知することが必要だと痛感いたしました。

桜の木の保全について、その後の取り組みはということですが、被害の範囲が広範囲で、総合的な管理・保全のためにはネットワークが必要であり、現在、協議会の立ち上げに向けて関係者と調整中で、早いうちに素案を作成し実践活動に取り組みたいと考えております。また、桜を愛する心を広く市民に呼びかけ、てんぐ巢病の拡大を防ぐとともに、保全・育成のため市報による広報・啓発を予定しております。

○二十六番（原 克実君） 今後取り組んでいくということですが、これはなかなかね。てんぐ巢病が今、別府市内に蔓延しております。これを撲滅することは非常に厳しい実情だと思います。でも、これはどこかがやらなければいけない。ですから、県、市それから緑化組合、例えば企業、企業であれば九電とか九電工、機材を持っております。それから桜の木については、非常に詳しい方、それからボランティアで手伝ってくれる方もたくさん市民の中にはおられると思います。こういう方の力を結集して持続的な撲滅作戦をしなければ、てんぐ巢病をなくすことはできないと思います。ただ、そこはこれからが問題なのです。時期は十二月、一月、二月の冬時期ではないとできないということですから、今からその対策を考えなければいかぬわけですね。それは全庁体制でやっていただきたい。これは農林水産課だけではありませんしね。さっき私が言いましたように、

公園緑地課それから建築住宅課もあります。それから学校教育の学校現場にも桜の木はたくさんあります。それから民有地にもあります。これらを集約して、ひとつ撲滅作戦をしていただきたい。

ただ、中にはボランティアで協力しようと思っても、てんぐ巢病が何か、なぜ桜の木を保全せねばいかんかというのがわからん人も結構おると思います。それで、ことしの二月ですかね、日田市が弘前から樹木医の方を呼んで、まずてんぐ巢病に対する知識を講義、講習を開いて、そして一斉に撲滅作戦をしたと報じられておりました。それから四国、四国の高知市、ここも市内のほとんど、九五%の桜の木にてんぐ巢病が蔓延し、しかも中にはもう桜の木そのものの保全が無理ということで、全体の七百七十六本のうち二百八十八本は伐採せねばいかんというような状況にまで追い込まれておったということが報道されておりました。ですから、今管理をすれば桜の木の保全がどうできるか、そして、前回私が農林水産課長にも言いましたように、境川とか今の扇山の桜の園、これをどのような剪定をして、どのような桜の名所とするのか、保全をしていくのか、名所としてするかということも私は質問をしております。今後、そういうところを含めて、ぜひこのてんぐ巢病の撲滅に対して、各課がまたがっておりますけれども、全庁体制でとっていただくことを要望したいと思います。

では、次に移ります。次は温水プールの管理について、お尋ねをしたいと思います。

温水プールは、この上にありますね、水道局の上にあります。この温水プールの管理についてちょっとお尋ねをしたいと思います。この温水プールは、平成六年に建設をいたしまして、ちょうど十年が経過をしております。現在、非常にこの利用者数も多いようにありますし、十年たちますと、例えば営繕とか管理の面、ハード、ソフトの面を含めて総点検をする時期に私は来ておるのではないかと、このように思いますが、その点はいかがですか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

この温水プールは、市民の健康増進を目的に平成六年に開館し、十年を迎えました。年間の利用者は、平成十五年度は六万四千人に上り、人件費を除くと黒字傾向にある唯一のスポーツ施設でございますが、議員さんが御指摘のとおり、施設の総点検及び指導者、プログラムを含めた水泳教室のあり方、職員の市民に対する対応等、今後検証していかなければならないと考えております。

○二十六番（原 克実君） この温水プールは建設して十年になりますけれども、これは今、六万四千の人が平成十五年に利用していると言いました。でも、これは当初の平成六年を除きまして過去九年間、大体平均どのくらい市民の皆さんが御利用いただいているかといいますと、一年間に七万七千人利用しています。ただここ一、二年、若干利用者が減っておりますね。これはどういう理由かわかりませんが、別府市も去年、健康増進

法に基づいて「健康都市別府21」ですか、制定しましたね。ですから、温水プールを利用することによって市民の健康増進にもつながるわけなのです。それで、確かに利用者は多いけれども、ここ十年になりますと、いろんな施設の面で市民の皆さんから苦情が来ております。ですから、一回その設備の面を見直して、より快適な温水プールに私はしていただきたいなと思います。タイトルも、ここに書いております、「日本一清潔なプールを目指します」。ですから、日本一清潔なプールを目指すということは、温水のろ過それから設備の改善、これをしなければ、この日本一清潔な美しいプールを目指すことはできないわけです。ですから、十年しますと、いろんな面で傷みが来ております。いろんな市民の方からも苦情が来ておりますけれども、きょうはその点は言いません。ですから、ちょうどいい十年の節目ですから、ここを整備していただくことを要望したいのですが、もう一度その点を含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

現在の施設の状況や管理マニュアルなどを検証し直し、利用者の立場に立った管理運営をすべく、振興センターと綿密に連携をとり、市民の皆様に気持ちよく使っていただける快適な環境を提供できるよう努力してまいりたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） そこあたりをきちっと連携をとりながら、よりよいプールを目指していただきたい。教育長、お願いしておきますね。

では、次に移らせていただきます。

きょう、私が三日目の五番でございます。楠港の埋立地の問題について、今回は開発問題ということについて質問事項を上げております。私で十一人目ですから、なかなか私的確な質問ができるかどうかということとはわかりませんが、私なりに私の思いを市長にお尋ねしたいと思います。

今まで私、ここ議場に立たせていただいて二十一年になりますけれども、この楠港の埋立地の経過はもう省きます。実際言って私も議員の立場から、そして市民のいろんな皆さんからの意見を拝聴しながら、この議場で今後の楠港の埋立地の活用方法についてどうしたらいいかという立場から、私はいろんな事例を挙げながら私なりに質問してきました。今回は、もう要するにそういう活用方法についての質問ではなくて、現実もうこれが動き出したわけですから、今後これをどう整理していくかということが、私は一番大事なことではないかなと思っております。今までいろんな方が質問をしてみられました。問題はどこにあるか。株式会社イズミさんが進出するということが決まった。それは五社の中から第一番に決まったという、これは別に問題があるわけでもないのです。それは選定委員会で決まったことですから、当然これは尊重していかなければいけないことだとは思っております。でも、その選定委員会の中でいろんな問題点があったということが、今指摘されておりますので、これがちょっと私たちには見えてこない、わからない面が一つはありま

す。

それから、市長の思いですね。市長の思いが、この企業誘致に対してどういう思いがあったかということが、私たちにはまだ見えてこない。市長はいろんなことを言われております。「今しかない。でも急ぎません」と言うかと思えば、「不退転の決意で……」、おとといですか、私どもの方の市原議員に答えた言葉では、「五社から一社に選定した経過が明確でないし、今までの答弁では市民を納得させるまでにはいかない」……ボタンをかけ違えたかな……。まあ、慌てんでもいいわな。多過ぎる。あ、ここにあったあった。すみません。「イズミとはこれからしっかり交渉して、皆さんが心配していることは私も心配していることであり、しっかり議論していく。八割も九割も商業施設」――要するに括弧して――「物販ではいけない。これから業者との戦いですよ。後押ししてほしい」。先ほども村田議員から言われたとき、ただ足を引っ張るとか足をかけるというのではなくて、後押ししてほしいというようなことを言いました。そのとおりだと思います。「最終的には議会です」という言葉を言っております。これも当然、市長の思いを言われていると思います。

もともとイズミさん、株式会社イズミさん、そして今の西日本、それから関東を含めて非常に各都市はこういう複合施設、大型施設がどんどん軒並み建ってきております。私は、商業者ではありません。ですから、どっちかと言えば消費者の立場しか考え方が浮かばないのですけれども、私は今まで長年サービス業においてセールスをしておりましたから、各地を回っております。いろんな形で福岡にも行っておりますし、熊本も行っておりますし、いろいろところに行っております。今、西日本では要するに株式会社イズミさん、それとイオン、これはダイエーグループでしたかね、ダイエーではなくて、イオンはジャスコグループですね。この二社が大体大型施設として九州管内にずっと各店舗を設けています。ですから、二社が競い合いですよね。ですから、百万都市、五十万都市にどっちが早く進出するか。それがもう第一ラウンドで私は終わっていると思うのです。福岡へ行って久留米へ行っても、どこへ行ってもそういう施設がたくさんできました。これからそういう企業が進出するといったらどこかと言ったら、もう中小都市なのですね。例えば十万か二十万、それ以下の都市にどういう地域の商圈を巻き込んで施設をつくるかということが、やはりこの大型複合施設の進出をもくろんでいる企業の考え方なのです。

今、私どもがどこへ行っても……、これは一つの私の意見ですから聞いておいてください。大都市に行っても地方都市に行ってもそうですけれども、ほとんどが市街化中心型、要するに中心市街地に施設があります。それがもう一つは郊外型。市からちょっと離れたところにあります。その最たるものが久留米なのですね。その隣には百年公園とかいろんな開発した商業施設がありまして、非常に周辺はにぎわっております。そういう施設をつくっておりますけれども、大分にもいろいろ施設があります。どこでも一番大事なのは、

もう要するにパイの奪い合いなのです。とにかく福岡の施設は、周辺のお客をいかに吸収するか。そして久留米は、今度は久留米を中心としたエリアでどこまでのお客を集客するかというのが、一つのターゲットです。大分でも、私はもう何度もパークプレイスとかわさだタウンに行きました。一番問題は、別府に確かにそういう大型商業施設ができたと思います。最初は非常に関心がありますから、交通渋滞を起こすぐらいのやはりお客様が来るかもしれません。でも、大分でも、どこの今都市でも、要するにお客の奪い合いをしているのです。しかも土曜・日曜ではなくて平日、ここをどういう戦略で、どういう企画を立ててお客を集客するかが、今からの商業施設の大きな目標になっているのです。

ですから、別府も確かにそういう面が今もしあったとするならば、当然いずれは起こってくるでしょう。そのときに、例えばもう別府の商業施設はだめになったときにすぐ撤退ができるような企業か、撤退をしない企業か。その分かれ道も一つあります。

それから、一つは、商業施設、例えば市長が八〇%、九〇%の物販は要らないというような気持ちがあるかもしれませんが、別府ではどういう施設が必要かということ、まず検討する必要があります。それが中心市街地活性化計画で出た答申の中に含まれておると思います。デパートとか大型ホテルを除いた中に、やはり本来の自分たちのまちづくりがどうであるかということ、私は多くの商業者の意見が反映されているのが、あの中心市街地活性化計画の答申だと思います。ですから、それを尊重するならば、あの商業施設はどのぐらいの物販率でいいのか、そして商業……、私は絶対商業施設がゼロでいいということはありません。当然やっぱり商業施設も必要です。そして文化施設も必要です。観光と温泉施設も必要なのです。ですから、そういうものの総合的な施設はどういうものがあるかということ、よく商業者の方と、そして地元の市民の皆さんはどういう施設を望んでおるかということ、これから集約して結論を出すのが私は市長ではないかと思っております。ですから市長、あなたの決断は重大なことですよ。これを間違ったら、私はこの別府市が今後開発する商業施設、それから観光戦略にも大きく響く要素だと思っております。これは私の意見として言わせてもらいます。

問題は、それから先のことなのですよね。例えば商業施設が何か来た。今、いろんな各都市で計画がされております。その中で一番大事なことは、今の開発の中ではこういうことが言われております。まちづくり三法というのがあります。これは国、地方を問わずやっていることなのですが、その中に中心市街地の活性化事業というのがあります。それからもう一つは大店立地法、改正都市計画法というのがあります。この三つがまちづくり三法として平成十二年に成立をしております。このまちづくり三法というのはどういうことかといいますと、今までの規制が割りかし緩和されているんなそれぞれの地域、それぞれの都市、それぞれの考えを織り混ぜながら平成十四年より十年間の時限立法として成立して、これが今各都市で行われております。その中で一番大事なものは、大店立地法、こ

れが緩和されております。ですから、非常にいろんな条件さえちょっとクリアすれば、大型店舗がそれぞれの都市に出やすい条件にはなっております。でも、出やすい条件にはなっているけれども、一番大事なところは、市長これからなのですよね。大型店舗が進出しておるところのまち、そこは商店街の地盤沈下が進んでいるところがほとんどというところなのです。さらに廃業する小売店がどんどん続いている。要するに先ほど浜野議員が言いましたように、「シャッター通り」というのが多くなってきておる。だから、ここが一番大事なところなのですよね。ですから、本来地域の实情に合った魅力あるまちづくりというのは、ただ大型店舗を誘致するだけが地域の活性化ではないわけですから、そこあたりを例えば株式会社イズミさんが、別府市の实情をくみ入れていただいて、本来地域型の店舗というのはどういうものかということ、よく別府市がやっぱりその意思を相手に訴えないかんわけです。今まで私が言ったように、今ほとんどが高かれ低かれ、密集型の商業施設なのです、郊外に出ても市街化区域にあっても。別府は、別府らしさのやっぱり商業施設がないとおかしいと思う。それを、地域の人たちは望んでいると私は思います。

ですから、きのう、ちょっと建設部参事が言いました。これは十番議員の平野議員ですかね、あそこのアミューズメントのことを言いました。そうしたら、あそこは要するに都市型のウォーターフロント。ですから、その商業施設を誘致することはそう問題ではないというようなことを、ニュアンスはちょっと違いますけれども、そういうことを言われた。私は、あそこの楠港の埋立地に何度も行って、自分でカメラで写真を撮っている研究をしてみました。この楠港の埋立地、大規模リゾート地ということでこのパンフレットも、これはどこがつくったのですか、商工課がつくったのですか、都市計画課がつくったのですか、ここにあります。これは航空写真ですけども、あそこはヨットハーバーもありますし、船だまりもあります。これは立派な別府市の要するにウォーターフロントですね。今度進出する、例えば企業がどこであれ、このウォーターフロントを抜きにして考えられないと思うのですよね。今、船だまりと言いましたけれども、要するにここは漁船よりも遊船が多いところです。私も果たして遊船というのは何かなと思ったら、釣り船ですね、魚を釣りに行く船。ここが圧倒的にその船だまりには多いところです。ここは毎日毎日、それから毎週毎週、土曜・日曜になりますと釣り人でにぎわうところなのです。そうしますと、大体どのくらい来ているかというのを、私はこれは憶測でしか物が言えませんが、大体三百六十五日、一日に百人来ても三万人ぐらい。半分に見積もっても一万五千人から二万人の県外からの釣りのお客さんが来ている。こういう方がやはりホテルとか旅館とか、地域の経済を支えてくれている。ですから、この商業地を考えたときには、この港文化、港町の文化を外しては私は考えられないと思うのです。ですから、これは市街地の開発と同時に港の開発と通じるものがないと私はいけないと思っています。ですから、このウォーターフロントを抜きにして考えるなんというのは、それはおこがましいと思

ます。そういうことをちょっと私は、都市計画課の参事の方が言っていましたから、ちょっとこれはおかしいなと思いました。

あ、おらんな。きょうは、ここの組合長さんがおるかと思ったら、いない。その人にも聞きたかったのだけれども。

実際ここはウォーターフロント、要するに水辺、海辺の開発、それからそれに隣接した商業地の開発、これは一体として考えるべきです。ですから、そのために別府市の思いがどこにあるかということが、今後私は重大な点ではないかなと思います。ですから、商工会議所の会頭さん、それから副会頭さんが、今回のその検討委員会のメンバーに入っていました。いろいろ今、商工会議所も事態を収集するためには非常に難しい時期に来ているのではないかなと思いますけれども、例えば市長が先ほどもいいことをおっしゃいました。土地は売却した方が今はいいか、それとも賃貸にしたのがいいか。例えば今、土地が下落していますから、売るとしたら非常にこれは安いと思います。安いといっても金額はわかりません。でも、今回、選定委員会のメンバーの方があの周辺の土地を買った。この土地が何坪あるかというのは、登記簿謄本をある方から見せてもらいました。約百七十坪ですね。そうしますと、大体坪当たり――これは私の憶測だけですけれども――約二十五万です。あの周辺の路線値、これがどのくらいかといいますと、約三十八万になります。これでどうこうということではないのですけれども、例えば土地の売買をするときには路線評価それから鑑定評価、それから土地の近年売買された土地の評価が参考になるのです。そうしますと、路線価で三十八万円一坪の土地が、いずれそのメンバーに入っておる人が先取りして買ってしまった。それが二十五万円といいますと、路線価よりもどのくらい開きがあるか。そうすると、今度は楠港の土地を売るとなると、それが参考になったときには、では別府市はどのくらいで売らなければいかんかということになってしまいます。それで、結局市民の貴重な税金を投入した土地を売却するというのは、これは私たち議員も、本当に有効に利用できるものであれば、それは喜んで議決はします。でも、本当に市民のためにならるのであれば、あれは血税なのですよ。これはなかなか判断は難しい。

きのうも市長が言いました。お金があれば、それは行政が開発してもいいというようなニュアンスの、お金がないからそういう業者を選定しているのですというような意味合いのことを言ったか言わんか、ちょっと……（「言った」と呼ぶ者あり）言ったですかね。言ったですね。それはもう歴然とした失敗の例があるではないですか。それがコスモピアなのです。今は別府市民の血税をどれだけつぎ込んでいるか。あれだって今、商工課、どういふふうな状況になっていますか、コスモピアの清算。

○副議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午後三時 五分 休憩

午後三時 二十分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

別府市は、北浜開発を拠点としまして、別府商業開発観光公社を昭和五十九年度に設立いたしております。昭和六十三年にコスモピア専門棟、またトキハオープンということになっております。その後、専門店の入居率、テナントの入居率が低下しまして、コスモピア自体の経営が悪化しております。その後、平成十年十二月に四十四億円で専門店棟、いわゆるコスモピアの上物を買っていただいております。その後の議会におきまして、十四億円の債務が残りましたので、これを十年間の債務負担行為をお願いして議決をいただいております。この十四億円の返済の財源としまして、現在、トキハに貸しております平面駐車場、さらにはコスモピアの底地、この使用料七千九百万円をいただいておりますので、これを財源としまして十四億円の債務負担の支払いに充てております。

ちなみに平成十六年九月現在におきまして、この十四億円の残というものが十一億三千六百十万円残っております。この分につきましては、利子の支払いがありますので、そのような状況となっております。

○二十六番（原 克実君） 結果的にはこういう別府商業観光開発公社、トキハに四十四億円でそこを買っていただいた。しかも、なお十四億円の債務負担行為を起こして、今、清算をしている。でも、結果的にはこれを十年間で、十年たってトキハに買い戻してもらっても、なおかつ金利を含めたら残が残る。要するに別府市の借金が残るといふ。これは、通常第三セクターの行政が介入した悪例が残っておるわけですから、市がもう商売をする時代ではありません。やはり当然、民間企業の融資をして活性化につなげていくことはわかるけれども、市長が常々言っているように、やっぱり市民の目線というのはどこにあるかということを考えて、私は本来交渉していただきたい。

今回の、もう選定委員会で決まったことですから、これは白紙にしてとなかなかそれは難しいと思います。市長もそれは考えはないでしょうから、では、交渉するのだったらどういふことを交渉するかということが私たちの、議員を含めて商業者、市民の皆さんの大きな関心事なのですよね。ここあたりは何か、今の時点で答弁ができますかね。できたら、あったら教えてほしいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

これから株式会社イズミと何を交渉するのかという質問だと思います。これが一番これから私は大切だというふうに思っております。「私の出番だ」と言った思いもそこにありますし、「土俵に上げていただいた、あと後押しをお願いします」という部分もそのことでございます。

中身は、基本的にはまだすべて固まっておられませんから、私は、市民の目線でという形で市民の皆さんの声を聞いてやるということになれば、それが基本ではございますが、逃

げることになりますから、これまでしゃべり過ぎると言われて指摘もいただきましたが、私の思いは一貫して変わっておりません。そういうことで私の思いという形で、こういう形をお願いしていきたいなということをお話をさせていただいて、いや、それはもうせんでいいよという声であれば省いていくということもあり得るということでお聞きをいただきたいと思います。

まず、いろいろ議論をされております、やはり渋滞の問題が気になります。それから八百万人という問題も、これから本当にそこは重要な部分ですから、本当に来るのかどうかという検証はしっかりやっていかななくてはいけない。まずは交通渋滞ということで、交通対策のための建物の設計はそれでいいのかという部分もありますね。この視点がまずあります。

それから、中心市街地の活性化の対策とどう結びつけるかな、この方策も十分相手にぶつけていかななくてはいけない問題。

それから、よく言われています楠港の埋立地は、油屋熊八翁が一番最初に棧橋――旧棧橋ですね――港文化を発祥していただいた非常に貴重な、あそこが修学旅行が押し寄せて来て別府が栄えていったという歴史があります。そういう港文化の地であるということ必ず残したいという思いは、私には強いものがあります。このこともぶつけていきたいという問題でございまして、さらには、進出した場合の別府雇用の問題ですね。

別府市民を優先的にやはり採用していただきたいということも、強くこれは要望していかなくてはいけない。今、千人ということでございますが、今のこの不景気の時代に千人本当に雇用してくれるかどうか。市民を優先して雇用していただきたいといった問題も優先的採用のこともお話をしたい。

それから、別府のやはり名産といたしますと、水産にしる農産物にしる、そういった優先的な販売ができないのかな。

それから建物については、海、山、やはりそういう景観、これをしっかりやはりね。ウォーターフロントの話も出ました。やはり表側、玄関が流川だけを向くのではなくて、ヨットハーバーが整備されてヨットが帰ってくる、そのヨットを見ながら食事ができる、コーヒーが飲める、アウトカフェ。玄関が海の方に向く、そういうお店ができるのかな。アウトレットモール、若者が――非常に今人気を集めている――福岡の方に行っています、ああいうものができないのかな。とにかく「ゆめタウン」というのですか、あれは、名前は。「ゆめタウン別府」という形のものが、よそにあるものと同じものをぼんと持ってこられたら困るなというのが、これは正直な気持ちなのです。あなたが言う別府らしさ、ウォーターフロントと別府と、どう景観を保っていくのか、そういう部分もしっかり訴えていきたいし、そのためには県内外のイズミの会社を手分けして、議会終了後、私自身が見に行って、海との景観の場所もあります、近々オープンするところも聞いています。そう

いう部分でどういった形でその地域の商店街と活性化策を考えたのか、そういう部分もしっかり検証して勉強させていただきたい、このように思っております。

いずれにしても、あとは清掃管理の設計委託の問題とか建築に至っては、市内の業者をできるだけ考慮していただきたいといった問題とか、当然要求する部分はしっかりお願いをしていきいたいと思っています。いずれにしても、まだ大きな部分は固まっておりません。別府らしさとか、そういう意味では、遊びの空間が欲しいとか、そういった部分がどこまで通るのか、そして海の景観、見えるような場所はこうした形で作れるのか、そういった部分もこれから一生懸命勉強して、市民の声を聞きながら、皆さんだったらここに何が欲しいのですか。それは、商店街の皆さんの話も聞きますし、できれば大分県にない品物が並んでくれると来るのではないかな。しかし、それは不可能かもわかりません。すべてがそういうふうにならんとします。しかし、あそこに行ったら、別府に行ったらこんなものがあるぞ、では、行ってみようか、そういう思いのショッピングモールができたらいいのではないかなという思いがありますから、そういった部分で「しっかり戦っていきいたい」という言葉を使いましたが、本当にお願いをしていくわけでございます。うちがお金を出すわけではありませんので、業者に、民間がこれだけ投資をしていただくのですから、ありがたいという思いの中でも、市民はこういう思いがありますから、市民の思いを受けてください。これを何度でも頭を下げてお願いをしていきたい。

そういう思いでございますから、これからのイズミとの協議の中は、私一人では到底できませんので、皆さん方のお力、市民の皆さんの後押しを一致団結した中で、こういったものをつくらせよう、つくっていただこう、こういう気持ちで一致団結をお願いしていきたいな、こういう思いでございますので、何か、十分理解ができるかどうかわかりませんが、現段階で私はそういう思いを持っておりますので、まだまだ市民の皆さんから、いや、その辺はもう言わんでいいよ、こういったものを要求してくださいという部分をこれからしっかり聞いていきたい。そういう聞く手段も、今、どうしたら皆さんの声が聞けるかな、そういうことを今考えております。

○二十六番（原 克実君） 市長の考え方、思いをお聞きしました。要は、何が一番大事かといいますと、私が先ほど言いましたように、大型店がどんどん地方に進出をして一番今泣いておるのは、中小零細企業なのですよ。そういう人たちを、今回、開発行為はどういう開発行為かということ、市有地を利用した開発行為なのです。ですから、要するに商業者、既存の商業者、そういう人たちを守るのはどこが守るかということです。我々地方自治体と本来は商工会議所が守ってやらなければならないのではないですか。だから、そこあたりの心配があるから、議会でも論議がされているわけです。そして、いろんな商業者も心配されている。その中で、もう選定の時期からいろんなことがささやかれているというのは、それは市長は一生懸命かもしれませんが、やはりどこかで狂ってきて

おる面があります。ですから、ここをどこで調整を市長がしていくかということが、私は重大なことだろうと思います。

一つは、商工会議所のことを何度も言って悪いけれども、あしき事例をつくってしまった。土地を買ってしまう。だから、例えば今回、土地を売らないとしても、賃貸にもし万が一するとしたときに、市長が多くの市民の負託を受けてどういう交渉をするかですよ。例えば本当に中心市街地活性化計画の中で商業者や市民が思っている施設をつくってくれるならば、では、この部分の賃貸については免除しましょう、そのかわり別府市の思いを入れてくださいよ、この部分は賃貸で、別府市の貴重な財源ですから、お金をいただきます。でも、この部分は免除しますというぐらいの気構えがあってもいいと思う。それをどこで市民の判断を受けるかといったら、浜田市長が市長になったときにやはり公約として掲げておる住民投票、市民によって選んでもらう。だから、もしそれが決めた。市民が「悪い」となったら、やっぱり市長は、そこでいいか悪いかを、悪いと思えばやめる、いいと思えば、例え多少の――民主主義ですから――賛成、反対はあったとしても、それは多くの市民の負託を受けて決断をするというぐらいのことがあってもいいと思う。でないと、この開発は中途半端に終わってしまう。消えてしまう。消滅してしまう。

ですから、商業者の方も、そして私たちに寄せられている声も、ただ批判のための批判、反対のための反対ではないのですよ。本当に別府がこれから再生できるかできないか、大きな瀬戸際に来ておるのです。ですから、今、市民グループも一生懸命何とか地域おこしをし、市を発展させようと思って頑張っているのです。それに水を差すようなことをしたら私はいけないと思います。ですから、反論には誠実に施策を検討する。そして正論は真摯に受け入れて、そして自説に誤りがあれば、これを正していくのが、私は、政治家としての役目、市長の役目でもあるし私たち議員の役目だと思っております。これをしっかり踏まえて今後このことには取り組んでいただきたいと思います。それを申し述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○十五番（堀本博行君） 大変に御苦労さまでございます。私を含めてあと二人というところまでまいりました。今議会は楠港問題が集中的に論議をされておりますが、ほぼ意見も尽くされたかなというふうな形でありますけれども、楠港だけではなくて、いろいろ私も質問項目を上げております。若干順番を変えさせていただいて質問を進めてまいりたいと思っております。

初めに、色覚バリアフリーのことについてやらせていただきます。その後、教育問題それから音楽療法、最後に楠港という順番で進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

バリアフリー、色覚バリアフリーという、皆さん方は御案内のとおりでございますけれども、近年、高齢者の方々に対するバリアフリー、それからまた障害者に対するバリアフリー、こういう方々が社会参加をする上でバリアフリーに対する国民の理解もかなり進んできております。そういった中で反面、外面的からなかなか判断できない障害者の方々、先般も私が、おとしですか、議会で質問をさせていただいて、去年、この役所の一階に設置をされましたオストメイトの方々の障害者用のトイレが設置をされました。それ以来、総合体育館、それから……ちょっと思い出しますが、いろんなところにも、全部で別府市内でも今七カ所のオストメイトトイレができ上がっております。非常に喜んでおりますが、今回は色覚バリアフリーということで項目を上げさせていただきました。このいわゆる色覚障害者、いわゆる色盲とかそれから色弱、こういったふうな表現がされております。この色覚障害者に対する大きな間違いといいますが、日本全国でもこの色覚障害者の方々が、男性で約五％、だから二十人に一人色覚に障害が、障害の多少はありますけれども、男性でほぼ五％、だから二十人に一人の方々が色覚に若干の障害がある。女性でいえば〇・二％といえますから、五百人に一人の方々が色覚の障害を持っている。このような現状を見ますと、まだまだこの色覚バリアフリーというふうな観点からいえば、非常にこの色覚バリアフリーについては若干の立ちおくれがあるのではないかというふうに思っております。近年、インターネットまたコンピューターの急速な普及によって多様な、いわゆるコンピューターの画面をのぞきますと、皆さん方は御存じかと思いますが、いろんな色が目に飛び込んでくるわけでありまして、こういうふうないわゆる諸問題をこれからどういふふうで解決をしていくのかということが、大きな問題になっております。

戦後、日本でも一九五八年に公布をされた学校保健法において色覚検査というのが位置づけられました。いわゆる石原式色覚異常検査用であります。我々も小学校のころ、青とか赤とかの点々を見させられて「2」とか「3」とかいろんな、皆さん方、この議場におられる方はほとんど毎年小学校、中学校でやってこられた方でありましょう。実は私も過ぐる何年前の議会でも言いました。私は色弱です。赤緑色弱といういわゆる色覚障害者であります。赤緑色弱、これは実は私が小学校二年生のとき、毎年やっていたのですが、一年生の記憶はありません。小学校二年生のときに初めて、我々の時代はプライバシーもへったくれもなく、とにかく皆さん、みんな子供たちを集めて、「これが見えるか」と、こう見させて、私の前にぱっと来たときに――今でも明確に覚えています――「8」か「3」かわからなかった。私が「3」と言ったら、周りの子供たちが「ええっ」と声を上げたのです。私だけ「3」に見えるのです、これが。それで、みんなは「8」に見えるのです。私は、その後、先生から小学校二年生の――今でも覚えている。もうお亡くなりになっているかどうかわかりません――工藤先生という女の先生、「堀本君、ちょっといらっしゃい」と言われて職員室に連れていかれました。その先生の後をついていく

ときに、小学校の昔の、今はなき浜脇小学校、我々の時代は蓮田小学校でありましたけれども、あの渡り廊下を先生の後をついていきながら、幼心に「おれ、どこか悪いのだろうか」とすごい不安に駆られたことを今でもしっかり覚えています。

それ以来、毎年毎年この色覚検査をずっとやられながら、中学校までずっとやられました。中学校のころはもう気楽になって、「見えんものは見えんだ」というふうなこともあったのですが、こういうふうな中でこの色覚検査が、何を我々の時代に与えたかといいますと、中学校になって進学ということが出てきます。そのときに学校の先生から、「堀本君、おまえな、工業系には行けんぞ」、こういうふうに言われました。これになれん、あれになれんといって、いろんなことを言われました。それが例えば工業には行けん、簡単に言えば色盲は現実的には消防署員にはなれんぞと。今の別府消防署の基準からいえば、今でも私はなれません、消防署を受けてもはねられます。そういういろんな選択肢のいわゆる幅が狭まったといいますが、これが当時、だから私は、もう工業系には行けんだというふうなことで大分商業に行きました。それが、今になっていろんな形で明確になってきて、今はもう工業系でもそんなケースはありませんし、どんどん行っています、みんな。一つはそういう職業の選択が狭められたといいますが……。

もう一つは、赤緑色弱だというふうなことでアフターフォローがあったかといえば、何ともありません。ただその自覚症状があっただけという、ただそれだけのことでありました。そういうふうなことを考えて、それ以後、いろんな形でこの色覚に対するいわゆるプライバシーの問題とかいろんな問題が進んできて、年に二回とか三回になり、最近では、おととしまで小学校四年生、それまで小学校四年生で一回だけ色覚検査をやっていました。「それはやめてしまえ」、「それはやめた方がいい」、私もずっと言ってきました。それをずっと言ってきて、国の方針に従って二年前ですか、千九百何年だったか、ちょっと覚えませんが、二、三年前から色覚検査はしていませんよね。してないのですけれども、そういうふうな流れになってまいりました。

その中で一つ危惧されるのは、小学校で現在――二年前、三年前ですから――その検査をやって色覚障害があるというふうに言われた子供たちも、今は中学生になっています。これから先、小学校の中で、中学校の中、小学校や中学校の学校生活の中で色覚検査がありませんから、色覚検査がない分、自分が色覚であるということがわからない子供たちがふえてきます。そういう子供たちに対して、そういうふうな形になって進んでいきますがゆえに、色覚に対する配慮というのが必要になってくると思いますが、学校現場の色覚バリアフリーに対する取り組みを説明していただけますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

平成十三年度までは小学校の一年生、四年生、中学校一年生を対象に健康診断の際に色覚検査を実施しておりました。しかし、議員さんがおっしゃいましたように、学校保健法

の施行規則の一部改定によりまして、平成十四年度からは実施をしておりません。これまで学校では、黒板に書く文字、チョークの色を配慮する等の取り組みはしてありましたけれども、色覚バリアフリーという観点から考えますと、決して十分な対応はしてなかったのではないかとこのように考えております。議員御指摘の色覚バリアフリーの趣旨につきましては十分理解できますので、教育委員会といたしましても十分配慮するよう努力いたしたいと思っておりますし、学校に対しましても子供たちへの指導において正確な情報が伝わるように配慮するよう指導してまいりたいと思っております。

○十五番（堀本博行君） 今の見解を教育委員会の見解ととらえて、しっかりと進めていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

それからホームページ、学校のホームページ、それから市報については、表と裏だけカラー張りで、あとは白黒ですから、今のところは余り問題ないのですけれども、ホームページに対する配慮はどうですか。

○情報推進課長（古庄 剛君） お答えいたします。

現在、市民向けの情報提供の手段といたしましては、議員さんが今御指摘のように市報やそれからケーブルテレビ、それからまた、より広範囲に情報提供できるということで、最近では御指摘のようにホームページによるものが随分ふえております。この情報提供の手段として、市のホームページにそういう「カラーバリアフリー」と言うようですが、こういう施策がなされているかということでございますが、私どもの方といたしましても、この点については細心の注意を払っております。最近ではインターネット情報によりまして、東京都が地下鉄の路線図、いわゆるカラーで色分けして区分している路線図を、今後、色覚特定の方に支障のないようにということで改善していくというような流れもあるようでございます。

市のホームページの対策といたしましては、こういうものにも十分配慮して、極力そういう色覚特性を持たれている方に支障を来さないような配慮をしながらホームページを作成していったような状況でございます。

ただ、例えばホームページの中で映像をそのまま、図面をそのまま映像として取り入れているものにつきましては、映像そのものの色がそのまま出てくるものですから、そういう一部のものにつきましては、まだ改善されていない点が多々あるかと思っております。こういう点につきましては、今後、十分関係課と協議しまして対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○十五番（堀本博行君） ありがとうございます。

あと、職員の採用に対する、これの件について若干触れたいと思っております。特に今、職員採用については色覚検査はもちろんありませんが、いわゆる消防職員の正常な色覚の検査が出ております。いわゆる色覚が出ています。この中で別府市の場合は、以

前私も指摘をしましたが、**「弁色力」**という言葉を使っていました、条例の中に。

「弁色力正常な方」でしたか、**「弁色力」**。私は、近くの眼科の先生に聞いたのです。

「先生、弁色力ってどういうことですかね」と聞いたら、**「私も聞いたことないな、そんな言葉は」**と言って、眼科の先生がそういうふうだから、だれに聞いてもわからんのだらうな。最近になって文言の言い方が変わっています。**「色覚が正常な者」**と、こうなっています。意味合いは同じですけども、こういうふうに変りました。先ほど申しましたように**色覚バリアフリー**ということで、特に東京消防庁のホームページの中に、ここもありますけれども、この東京消防庁の――あなた方の本部ですよ――東京都内の採用試験の資格の中に**「視力」**というところがあります。この**「視力」**という中にどういふふうにあるかといいますと、**「矯正視力を含み、両眼で〇・七以上、かつ片目でそれぞれ〇・三以上であること」**。それと色覚のことについては、**「消防官として職務執行に支障がないこと」**、こういうふうになっています。実は私、東京消防庁に電話しました。人事官に電話して、**「この色覚のことについて消防官として職務遂行に支障がないことというのは、これはどういう線引きですか。どういふふうな線引きになっているのですか。例えば免許証がとれるとか、こういうふうなことですか」**と聞いたら、**「いやいや、そういうことではありません。色覚に対しては一切の検査をやっていません。ふだんの生活できちっと生活できればオーケーですよ」**と、こういう話でありました。だから、要するに色覚に対しては一切、ここまでがいいとか悪いとかではなくて、生活に支障がなければもうどんどん受けられて通るといふふうな、こういう見解でありました。

先ほど、自衛隊のOBさんの方から**「危険ですよ」**というふうに言っていましたけれども、自衛隊のホームページも見させていただきました。色覚で引かかるのは航空自衛隊だけでありました。それで、（発言する者あり）まあ聞いてください。（発言する者あり）色覚のところについては、自衛隊さんも、**「色盲または強度の色弱でない者」**、こういうふうな表現になっていました。だから、この**色覚バリアフリー**の角度からいえば、東京消防庁の話ですけども、**「何でこういう方向になったのですか」**と聞きました。**「いつなったのですか」**、**「おととしになりました。国の方向性に準じて、こういうふうな方向に転換しました」**というふうに言っていました。別府消防署として早急にこういう対応をしていただきたいと思います。いかがですか。

○消防本部庶務課長（荒金 傳君） 議員さん御指摘の色覚につきましては、二、三の先進都市を調査しましたところ、現時点では現場での問題はないが、業務遂行上支障が生じれば、産業医と相談しながら当該職員の事務職場への異動を考えていくというスタンスをとっているということでありました。

それから、別府市消防本部についてどうかということの御質問につきましては、消防本部といたしましては、限られた人員と消防という業務の特殊性ということから、御理解を

いただきたいと思います。

○十五番（堀本博行君） 「御理解いただきたい」という意味がよくわからんのですが、東京消防庁、本庁の方がもうそういうふうな方向になっています。そういう意味では、さっき言ったように男性の場合は二十人に一人。だから、この議場の中にも何人いらっしゃるかわかりませんが、何人かはいらっしゃるということなのです。それくらいに現実の生活の中に、私なんか、生活でこれは困ったな、何も見えんな、「色盲」とか「全色盲」なんという言葉があるのですけれども、「全色盲」というのはどういうことかという、
「色のない世界のことでしょう」という、大変な誤解をされている方もいらっしゃいます。色のない世界なんかありません。「全色盲」というのは色のない世界で、「色盲」がちょっと見えてという、こういう非常に間違った認識の方がいらっしゃいますが、時間の関係でしつこくは申しませんが、きちり対応していただいて、研究していただいて進めてもらいたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育問題に行きます。

別府市の就学援助のあり方についてということなのですけれども、これは私の知り合いが相談に参ったわけなのですけれども、子供が大分の附属小学校に行っています。最近、離婚をしました。母子家庭になったので、それまでは簡単に言えば裕福な生活をしておったのだけれども、母子家庭になって、だんなが、簡単に言えば女をつくって逃げた。おらんようになった。大変になったということで相談に来たのだけれども、そこで、この就学に対する、何かありませんかということで、これを教育委員会の課長とお話をする中で、この中に別府市では「義務教育の円滑な」――これは実施要綱なのですけれども――「実施を目的として、別府市内の市立小・中学校に在学する児童・生徒」、こういうふうに枠が決まっているのですね。支給対象者という中で、簡単に言えば母子家庭の場合は、児童扶養手当の支給を受けている人。資格の中にははまるのだけれども、この前段の、別府市内の小学校と中学校におらんとだめですよ、別府に住んでおっても大分の学校に行く人はだめですよ。これはちょっとおかしいのではないかと、こう思うのですが、いかがですか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

現在の別府市学齢児童・生徒就学援助規則は、平成十四年八月二十一日教育委員会規則第十号で改正されていますが、議員さんが言われますように、この対象者としましては、別府市立の小・中学校に在学する児童・生徒で、別府市に住所を有する者となっております。別府市内に住所を有し、他の市町村の学校に通学している児童・生徒等についてどう扱うかということにつきましては、早急に他市の状況等を調査・研究いたしまして、必要があれば規則の改正も含めまして対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○十五番（堀本博行君） しっかり対応していただきたいと思います。同じ、今回の防犯

プザーの件でもそうでした。当初は別府市内の市立の小学生、中学生、幼稚園も含めて「市立の」と言っていたところが、先般の六月議会で、私立の子供たちはどうするのかというふうになったときに、それも入れましょう、同じ別府市の子供たちですからというふうなことになりました。この別府市に住んでいて大分の学校に行っておったらだめ、私立もだめです、明豊もだめです、別府附属もだめです。こういうふうないわゆる理屈というのは、ちょっとおかしいのではないかと思います。しっかり、これもまた十二月議会でやらせていただきたいと思います。研究してください。

次に、金銭教育ということで上げさせていただきましたが、これは非常に今「おれおれ詐欺」とか金銭に対する問題、トラブルというのが多くあります。その中で私なんかもあるいろ相談を受けるのですけれども、自己破産とかカード破産とかさまざまなお金に対するトラブルといえますか、そういうものが今多発をしています。そういった中で子供たちが、我々なんかの場合、「我々」というか、私の場合は家が貧乏だったから、貧乏即やっぱり金銭に対する教育というか、もうお金がないから辛抱するみたいな、それが教育かどうかわかりませんが、実質そういうふうな部分があったのですけれども、現実的に今、子供たちが、物があふれ、お金があふれるというふうなことはないと思うのですが、金銭に対する感覚というのは、学校現場でどういうふうになされているのかなというふうに思って、今回こういうふうな質問を上げさせていただきましたが、何かやっていますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校における金銭教育のねらいは、子供たちが物やお金を大切にするとともに、資源のむだ遣いを避ける心配りを身につけさせること、つまり健全な金銭感覚の育成にあるとらえまして、主に社会科、家庭科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間で行われております。例えば小学校では、社会科で買い物調べを通して消費生活を考えさせたり、家庭科では小遣い帳の記帳を通して計画的な金銭の使い方を考えさせたりしております。また道徳の時間では物を大切にすることを育てる学習をしております。中学校におきましては、社会科で経済活動の仕組みについての学習を行ったり、総合的な学習の時間に勤労体験学習やボランティア活動を行ったりしております。ほとんどの中学校では、生徒会を中心に廃品回収等の資源回収活動を行いまして、資源を大事にするという取り組みもしております。しかしながら、子供たちのお金の使い方や物への接し方を見ますと、健全な金銭感覚が十分に育っているとは言えない状況にあるとも思っております。

教育委員会といたしましては、子供たちの発達段階に応じて、先ほど議員さんが申されましたように、今日的課題となっておりますカードローン、悪徳商法等から身を守る方法などの学習も組み入れながら、家庭と学校で連携をして、これまで以上に金銭教育が充実するよう働きかけてまいりたいと思っております。

○十五番（堀本博行君） その点もぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、音楽療法について質問をさせていただきます。

この音楽療法は、再三取り上げさせていただいておりますが、早急に養成講座をしっかりと立ち上げていただきたいということが一つと、課長には大分の件も紹介をさせていただきましたが、大分の社協の状況、またこれからの取り組み、どうなっておりますか。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） 音楽療法の指導者養成講座につきましては、以前から議員さんから要望をいただいておりますが、現在勉強をいたしておりますが、音楽療法につきましては、訓練された指導者が音楽の持つ力を活用して、心身の機能の維持、回復、また健康増進のため行う治療と認識をいたしております。現在、医療機関や福祉施設の現場等で幅広く活用されております。音楽療法の指導者養成講座につきましては、大分市の社会福祉協議会が平成十四年度に福祉サービスの一環として取り組みをいたしまして、現在この講座の受講者四名をパートとして活用し、派遣養成講座を行っております。大分市の社会福祉協議会の担当者からお聞きしますと、講座を受講して大変効果があった、また楽しく受講したという声をたくさん受講者から聞いているというお話を伺っております

別府市におきましても現在、市内の病院や福祉施設の現場等で活用されておりますし、市としても介護予防や心身の回復維持のため、介護予防事業等の取り組みのためぜひ必要ではないかと考えております。養成講座の受講につきましては、別府市の社会福祉協議会とも今後とも協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

○十五番（堀本博行君） 大分に予算のことも聞いたのですけれども、そうそう余り予算がかかるといふうなことでもないようで、予算がかからない分、若干手間がかかるといふうなことがあります、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、楠港のことについて若干触れさせていただきたいと思っております。

今議会、私が十二人目であります。ほぼ出尽くしたというか、何も出てこなかったというか、そういう思いがあるのですけれども、現実的にすべてこれからでありますというふうな答弁しか返ってこなかったのでありますけれども、やっと見えてきたというのが、市長の思いが、先ほど答弁をいただきまして、見えてまいりました。交通の対策云々とか港文化。それはもうずっと今まで言われてきたことの一環なのでありましようけれども、三月、六月とずっと論議が進んでまいりました。その中で、今までずっと市長も「私の思いが通らなければ白紙撤回もあり得ますよ」、前回六月の議会で私と市長のやり取りの中でもそういう市長の言葉も、答弁も出てきたのでありますけれども、ずっと「白紙撤回がありますよ」と言ってきて、先般の――先ほども出ましたけれども――全協まで大塚助役が「白紙撤回もありますよ」と、事と次第によってはというふうなことでございました。今議会に入って、きのう、おとといの議論の中で、「白紙撤回はない」、もうここまで来て白紙撤回があるわけはないではないですかみたいな、こういう答弁が出てきました。今までずっと「白紙撤回はありますよ」というふうな形で来て、全協までそうやって、今議会

に入って、「白紙撤回は、それはありません」。市長の思いが通れば白紙撤回はない、それはそうでしょう。ところが市長は、きのうも、「さあ、これから私の出番だ」。こうやって、「さあ、今からだ」と市長はおっしゃっていましたが、市長が今から「戦う」という言葉、勇ましい言葉を使っていますが、「戦う」というふうな形で言って、これからだという前に「白紙撤回はない」、こういうふうな答弁を、きのう、部長もしましたけれども、その間、何か、これが変わったから、この分があったから「白紙撤回はないのですよ」という答弁になったのですよというものが見えてこないのですが、その辺はどうなのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

全員協議会の席で、私、泉議員さんからですか、「この企業との協議が成立しなければどのようになるのか」という御質問がありまして、「協議が成立しなければ、議案として提案ができないと思っております」、そのようにお答えいたしました。そして、きのうでございます。観光経済部長よりお答えいたしましたのは、「白紙撤回はない」というのは、今の段階でまだ協議をしてない段階ですので、「今の段階で白紙撤回はあり得ない」、そのようにお答えしたのですが、ちょっと私どもの説明が十分でなかったから議員さんはそのようにお取りになったと思いますが、今、公募をして選定委員会で選んでいただいて、今その答申をいただいたところでございます。そして、この段階で今から協議をしていくわけですから、今の段階では白紙撤回というのは考えてない。それで私は、これから協議をしていって協議が整わなければそのようなことになる、提案できないのではないかと、そのようにお答えしたところでございますので、御理解をお願いいたします。

○十五番（堀本博行君） それは、今までと変わってないということですよ。これから市長がイズミと戦うのだ、株式会社イズミと戦って、先ほど言った具体的な、市長がこれを今から詰めていくのだというふうなことで、今までと全くスタンスは変わってないというふうに理解していいのですね、助役。

そういうふうな、まあ、それはそれで結構です。一つは、今まで基本的に大型施設の、細かいやり取りはもうちょっとやらない、今までずっと出てきましたから、やるつもりもないのですが、ひとつ今までのこの流れ、これまでの流れ、これをちょっと私は余り頭がいい方ではないのですけれども、しっかり自分なりに考えてみました。いろんな人に御相談もして意見もちょうだいして、いろんな話をさせていただきました。その中で、当初公募を始めた。そのときに十七、八社説明会に来た。それから来て、いざ公募に入った。七社が来た。七社が公募して、最終的に二社撤退して五社になった。選定委員会に入った。選定委員会に入って、立ち上げて入って、その間の株式会社イズミが一社選定になるまでのこのプロセスというのが、申しわけないけれども、批判的に上がった。いろいろ選定委員の問題、その間のプロセスの問題、クローズの問題、「企業秘密」だという言葉の中

でいわゆるクローズしてしまいました。それで進めてきた。ずっとこうやって来て、我々議員は、いろんな意味で部長に聞いたりとかできますけれども、市民の方々からすれば何にもわからない。何もわからない。新聞紙上でほんとイズミが上がってきた、こういう印象しかないのですよね。我々は、こういう議員という立場でありますから、いろんな形でそれなりにその経緯がわかってきますけれども、別府市民に対する、市長ね、ホームページで立ち上げていますけれども、ホームページでいろんなコメントを言っていますけれども、市民の皆さん方の目の前に出されたのはイズミだけなのです、イズミー社なのです。簡単に言えばこれからどういうふうな形で市長が進めていくのか、後でまたお伺いをしたいと思いますが、今、別府市民――きのう――おととい、いろんな形で市民グループの方々が、あの楠港に対するいわゆる「対案」というふうに呼べるのかどうかわかりませんが、ウォーターフロントに対する整合性とか、そういったふうなものでいろんな対案が出ています。きのう、先輩議員が、「一遍白紙に戻したらどうか」というふうな話まで出ました。市長は、「白紙はもうあり得ん」というふうにおっしゃっていましたが、やっぱり私は、白紙に戻すというよりも、今までの経過をもうごちゃごちゃ言うつもりもありません、もうこれまで全部十一人の方が言いましたから。今までの経緯は経緯として、イズミが一社選定で上がった。これはしょうがない。「しょうがない」という言い方がいいのかわからない。この一社になった。それを市長に提案というのか、お願いというのか、これまでずっと流れの中でこの一社にイズミが選定委員から決定で上がってきた。こういう結果がもう紛れもなくあるわけですから、この複合商業施設というものに対して、これを「白紙にせよ」とは申しませんが、私は、今まで市長とか執行部の方は、十一年間あそこは塩漬けだった、そういうふうにおっしゃいますが、楠港のあの跡地の問題でこれほど論議されたことは、今までありませんでした。これだけ公募に始まってずっとこの一連の中で、いろんな形で市民グループの方々がいろんな意見を持ち寄って、反対だ、賛成だ、いろんな意見が出てきました。

その中で、市長に一つ提案というかお願いといいますが、それはここで市長、一遍ちょっと立ちどまってもらいたいと思います。そして、例えばこれは私の提案ですけれども、もう一回複合施設以外、別府市民の皆さん方に例えばいい案があれば出してください。公募をさせていただく。いろいろ反対、反対と言うけれども、公募したら何も出てこないかということもあるかもしれない。だから、そういう意味ではもう一回、十、十一、十二の三カ月でいいと思うのです。三カ月も要らない、二カ月ぐらいで、市長、一遍ちょっととまっていただいて、立ちどまっていただいて振り返っていただきたいと思うのです。市長、振り返ってみたら、いろんな市民がいろんなことを言っています、今。それで私の知り合いの方が言っていました。「市長なら絶対してくれると思う」、そういうふうに言っていました。

市長は――私が一生懸命話しているとき、首をかしげてくださいよ――そういうふう
にしているんな、例えば複合施設、複合商業施設がいいのか、いわゆる林さんたちがおっ
しゃっているようなああいうふうなものがいいのか。これは同じ土俵の中で一遍市民に公
開をしているんな意見をいただいて、それでその上で、どうしても商業施設がいいとい
うのであればそうすればいいと思うし、やっぱり一遍市民に諮ってもらいたいと思うの
です。でないと、市民はわからんまま。「いい、悪い」、「いい、悪い」と言うだけ、反
対、賛成だけで、物の判断の基準がないままにそういうふうに進んでいます。そうい
う意味では、一遍やっぱりとまって、市民に一遍フィードバックして、こういうふうな
ものがありますよと。だから、私は、賛成の人でも今この議場の中にもいらっしゃる
と思います。賛成の人でも賛成と手を挙げればいい、主張すればいい、反対は反対で
主張すればいいというふうに、今の時点でいえば、賛成の人がどうも声を出しに
くい状況にあるのは確かです、これは。市民の中にも。だから、そういう意味では
一回フィードバックしてとまっていただいて、それはイズミさんにも事情を説明
したらいいと思うのです。今、別府市はこうなっています、いろんな意味で真っ
二つとは言わんまでもいろんな問題が吹き上がっています。ちょっとこういうふう
な形でやりたいと思うのですよと。これはだれができるかといったら、やっぱり
市長にしかできませんから、だからそういう意味では一回立ちどまっていただいて、
市民にもう一回目を注いでいただいて、それで例えば来年の三月に提案して、決断
しますというふうに言って私は構わないと思います。だから一遍市民に公開をしない
と、このままではやっぱりなかなか……、賛成だ、反対だということだけで……。先
ほど商工会議所のお話もありましたが、会議所も何かもう一回仕切り直してみたい
な形でもやっていますしね。市民の中にも分断、分かれていますし、意見も分か
れていますし、市長が前回の六月議会のときの答弁にも、いやいや、賛成の人の
メールをいっぱいもらっていますよ、歓迎のメールをいっぱいもらっていますよ。
そういう市民、いっぱい来ているのであれば、まさに自信を持ってそういうふう
にやるべきだというふう思うのですが、市長、いかがですか。

○ 助役（大塚利男君） お答えいたします。

確かに議員さんのおっしゃるとおり賛否両論あるかと思えます。そういった思いから
議員さんの御提案でございますが、この楠港の開発プロジェクトの募集につきましては、
今まで私ども、平成十二年から埋め立てたときからの手続きがございまして、十二
年に活性化基本計画の中で位置づけて、これは総合基本計画の中にもうたっており
ます。総合基本計画は議会の方にも御提示しております。そういう手続きを踏んで、
公募につきましても、市民の皆様もわかるように市報に載せております。そして公
募した結果、応募したのが、私どもは複合商業施設だけを誘致したわけではござい
ません、公募したわけではございません。応募してきたのが、たまたま複合商業施
設であったわけでございます。公募の

結果を見て、それから選定委員会、この選定委員会についても正規の手続きを経ております。そういったことで正規の手続きをずっと経てきておりますので、これをもう一度やり直すということは、行政としては今のところできない、そのように考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○市長（浜田 博君） 大変ありがたい御提言だと思います。できれば私も立ちどまって振り返りもう一度、市民の皆さん、何を開発したらいいのですか、このまま放置していいのですか。問いかけができたらしたいです。私は、十一年間このままではいけないという思いで、今しかないという思い、それも私は公約の中でお話したように、あそこはこのまま荒れ地のまま、壁で海を閉ざしてしましたね。あれは何て書いていましたか、「人間性回復都市」とか「日本一の応接間」でしたか。このままの形はよくないな、海が見えないな。だからこそ、来るとは思っていませんから、私の任期中来なかったら、このまま放置できない。せめて緑豊かな、緑いっぱいのイベント広場にしたいな。昨日答えたように、公約では出しました。そのつもりでいて、就任してすぐ私は、あの塀を取り崩せないか、木を植えかえてきれいにできないかという議論も内部でしたことも事実です。しかし、その一カ月後から企業が出てまいりましたね。こんなに早く、この不景気な時期に別府のために、活性化のために出ようという企業が来た。今思えば、そこに飛びついて、どういうものをするのですか、そこで市民に問いかけていく、議会に諮っていく方法もあったと思います。しかし、全国に公募して、私は本当はたくさん、交流広場として集まってくれる施設はどんなのがあるかなと夢を描きました。そして海岸整備事業が国の直轄事業で入るということも感知をしておりました。これにウォーターフロント計画とマッチしたそういう交流施設が、交流拠点ができないかなという思いで全国に公募して踏み切りました。この公募選定委員会をつくったことが、結果的にいろんな混乱を――仮にですよ――招いたとすれば、本当は最初に来た業者と出会って見て、だめだったら次の業者の――二社、三社と来ましたからね――今考えれば、振り返ってそういうことができたのかなという反省はあります。

しかし、現時点で選定委員会をつくって、選定委員会が結果を出すまでは白紙撤回もあるというのは、五社とも別府に合わないよという選定委員会の決定が出れば、私はそこでまた考えなくちゃいけないなという思いはありました。それで選択肢として白紙撤回もありますということは通してきましたし、ただ、選定された以降は、きのうはっきり言ったように、現時点では白紙撤回をすれば、業者に対してやはり損害賠償の対象になりますよ、これは。また選ばれた業者だけではなくて選ばれなかった業者からも、何のためにプレゼンテーションまでして鳥瞰図まで出して、いろんなところで業者に無理なお願いをしてきた部分もあると思います。私自身が、あの鳥瞰図が出た時点で、どの鳥瞰図がどの業者ですか、私自身も知らないのですよ。市民が知らないのも当然だと思います。

そして一社選ばれた。この時点では、これから立ちどまれない中では、立ちどまると、自分の心の中には仕切り直したつもりです。これから皆さんの声をしっかり聞いて業者と戦っていくということは、本当に勇ましいようにありますが、お願いして行くのですよ。市民の思いを一生懸命今度は業者にぶつけていく。そういう気持ちでこれから時間をかけて、立ちどまった以上に皆さんの声を聞きたいなという思いで「急がない」という部分を使わせていただいておりますので、そういう気持ちで御理解をいただきたいと思います。

○十五番（堀本博行君） お話をいただいております中で、本当にここまで来たのだから後戻りはできんぞみたいな感じがしているのですけれども、申し訳ない。市長ね、申しわけないのでけれども、今、商業施設は「ノー」だと言っている方々というのは、市長が先ほどおっしゃったような中心市街地の問題とか、今、何項目か雇用の問題とかおっしゃいましたけれども、こういうふうなレベルのところで反対しているのではないのですよね。要するに市長がおっしゃる、また執行部がいろいろいただいた答弁にやっぱり納得できないから反対するのです。要するに中心市街地に客が流れるとか流れないとか、市長のホームページの、市長の大分合同新聞に対するインタビューといいますが、あの中に出ていましたけれども、市長のコメントがありました。それを聞いていても、例えば大型店の連携とかおっしゃっていましたが、連携をとる。どういうふうな連携をとるのかな、商店街と連携とかね、とるとか何とか言っていましたけれども、大型店同士の連携とかそういうふうなこと、よくこんなことを言うなというふうなコメントです。ちょっと、どこに行ったかわからなくなりましたので、あれですけれども……。（発言する者あり）

実際時間もあと十分しかありませんけれども、これから市長が戦ってかち取って、どこまで行くのかわかりませんが、その会社といるいる、どういうふうに何を、市民から何か聞いてそれをぶつけるみたいに、聞かれた市民も困るだろうなというふうな思いもあるのですけれども、しっかりと。これからどういうふうな展開になるかわかりません。一つの反対の勢力といいますが、こういう方々に対する、市長が話し合いをするのかどうかかわかりませんが、反対の方々と話し合うというふうなつもりはありますか。

○市長（浜田 博君） 反対とか賛成とか、私は区分をしていません。反対するのは、本当に心配をして反対をしていただいているのですから、貴重な意見だと思っておりますので、しっかり連携をとってお話を聞いて、どこの部分がだめなのですか、では、この部分は生かせるか、その話をしてみましようという形で精いっぱい聞いていきたい、このように考えています。

○十五番（堀本博行君） しっかり戦っていただきたいことをお願いして、終わります。

○十三番（野口哲男君） トリをとらせていただきまして、ありがとうございます。

質問に先立ちまして、一言申し述べさせていただきます。

昨日の一般質問で二十五番議員から、新聞報道の記事を読み上げる形で私・野口哲男が、

今回の楠港跡地の問題で、あたかも別府市議会議員倫理条例に抵触するかのとき発言がありました。私は、天地神明に誓って自分自身の名誉をかけて潔白を証明したいと思えます。

今回、友人の問い合わせにより、楠港跡地の売却について別府市に紹介した行為は、一市民として、また市議会議員として、十一年間も解決されなかった塩漬け土地の開発について買収したい旨の相談があり、別府市の将来の活性化に少しでも役立てばと考えて、多数の方々にも広く相談もし、そしてまた公募して選定委員会が設置される以前の時期であった。それから、それを広くオープンにして取り組んだものでありまして、何らだれからも批判されるものではないと確信しているところであります。昨日、議場で浜田市長からも、公募前のことであり何ら問題はないと明言していただきましたとおりであります。

今後とも、別府市議会議員として市勢発展のため全力で取り組んでまいりたいと考えております。どうぞ皆様方の御指導・御鞭撻をよろしくお願いいたします。（発言する者あり）

それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

先般も先議会で私が教育問題について質問をさせていただきました。ここにその続きをやらせていただきますが、ちょうど五十九年前、この「東西南北」という、大分合同新聞に載っております。一面焼け野原の横浜にやってきたアメリカの新聞記者は、ある光景に目を見張った。校舎が焼け落ちたがれきの小学校の校庭で授業が始まっていたのである。その青空教室を見て記者は思ったという。日本は必ず復興する。記者の予感どおり日本の復興とその後の発展は御案内のとおりでございます。

それからまた、別府市馬場の方が、同じように旧満州の撫順で敗戦を迎えた。その不穏なときに日本人の建てた神社の境内に五十人ほどの日本人の子供が集まって、低木の枝に画板をつるし野外授業が行われました。満州の地は冬の訪れが早く、一カ月もせんうちに野外授業はできなくなりましたが、住宅を変えて再開した。そのとき、一人の中国人が用紙を寄附してくれました。その方が、「日本こそ、やがて立派な国になるであろう」と言われたことを後で聞いた。そういうことで、教育というものがいかにこれから先の日本をどのような位置で維持していくのか、継続していくのか。私ども、今こういう議場でも話をしておりますが、次世代にいかに引き継いでいくかということが大変大事であろうと思えます。

そのような中で、先議会でもお話をしましたとおりに、非常に今、学力低下を招くゆゆしき問題が起きている。社会的な事件も多発しているというような中で、ようやくそれを是正するべく学力検査、学力試験といいますが、そういう基礎・基本の定着状況調査というものが行われるようになって、これから先の教育の改革あるいはそういうもの、教育をどういうふうにしていくのかという指針としてとらえることができるような制度が始まっ

たということですが、今回、また前回に引き続き、基礎・基本の定着状況調査というものが行われております。その概要について知らない方が多いと思いますから、私も含めて説明をしていただきたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

昨年度から県が実施しておりますこの調査のねらいは、県内小・中学校児童・生徒の学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の定着状況を客観的に把握し、指導内容や方法の改善・充実を図ることにより、児童・生徒の確かな学力の向上に資するとなっております。今年度は四月十四日に実施されまして、県内の全公立・私立小学校第五学年の児童及び中学校第二学年の生徒を対象に実施されました。対象の教科は、小学校五年生では国語と算数の二教科、中学校二年生では国語、数学、英語の三教科であります。この調査は、全国や県との比較ができるようにし、児童・生徒一人一人のつまずきの状況が把握できるようになっております。

○十三番（野口哲男君） ありがとうございます。そういう学力検査が行われた。この中で、県の報告書を私は見させていただきましたけれども、偏差値ということで発表がされております。この偏差値というのは非常にわかりにくいのですが、後ほど説明を時間があればしていただきますが、すべて今、大学受験等も偏差値で示されておりますけれども、県と国とか、そういうことで比較して別府市はどの程度の学力があったのか。よかったのか悪かったのか。全部言えば長くなりますので、簡単に説明をしていただきたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

小学校の五年生の国語では、県が四十八・〇、別府市が四十七・〇、算数では、県が四十九・九、別府市が四十八・七。中学校の国語は、県が四十九・八、別府市が五十・〇、数学は、県が五十・二、別府市が四十九・四、英語は、県が四十九・三、別府市が四十九・九でありました。県と比較して偏差値が上回っているのは、中学校の国語と英語でありました。小学校の二教科と中学校の数学は、県の偏差値よりも下回ってりました。

なお、対象の児童・生徒が違いますので、簡単に比較はできないかとも思いますが、昨年度と比較しますと、小学校の偏差値がやや下がり、中学校の偏差値が上がったという状況がございます。

○十三番（野口哲男君） 昨年に引き続きこういう質問がなされておりますけれども、そのような中で、この調査結果を比較はできないとは言っても、市の教育委員会としてはどのように受けとめて、総体的に悪かったということですから、どのような対策、あるいは具体的な取り組みをしていこうとしているのかということ、ちょっと考え方を聞かせていただけますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

昨年度の調査結果を踏まえまして、あらゆる機会を通じて学校や研究会などを指導してまいりましたが、今回の結果を見ましても、基礎的・基本的な内容が十分に定着していない学校、教科がありまして、一層指導を行うことの必要性を痛感いたしておりますし、反省をしているところでございます。各学校では、昨年の結果を踏まえまして、個別指導の確保、ドリル学習や繰り返し学習、また小グループ指導などを積極的に取り入れたりするなど、指導内容や指導方法の工夫・改善を行ってきたところであります。

別府市教育委員会といたしましては、先月八月二十五日に校長会が実施いたしました学力向上に関する臨時校長会の場で、特に次の点について指導を行いました。一点目は、項目別に正答率が出されていますので、特に正答率の低い分野については、児童・生徒の弱い部分や指導しても定着しにくいところが明らかになるので、特にそのようなところについては定着に向けて指導の工夫をさらに行うこと、そして繰り返し指導を行う必要があるということであります。二点目は、これは別府市だけのことではありませんが、五段階評定であらわしますと、一と二の児童・生徒の割合が多い傾向が見られます。まずこのような児童・生徒に対してきめ細かな指導と手だてを講じて、この子たちの基礎・基本をきちんとつけていく、これが先決ということも訴えいたしました。三点目は、評価の方法が相対評価から絶対評価に変わってきましたので、評価基準をしっかりと定めて、評価をもとに児童・生徒一人一人の状況を把握して、個に応じた指導を強化すること等を指導してまいりました。

また、年二回実施しております学校ごとの学力向上会議の有効な活用を図るようにも指導してまいりました。さらには、今年度から市の教育センターに正規職員を二名配置していただきましたので、学力向上に向けた研修講座、また学校研究への助言等を積極的に行うような取り組みをしているところでございます。

○十三番（野口哲男君） 余り目新しい抜本的な対策というのは見られないような気がするのですが、実は相対評価から絶対評価というようなことについては、ちょっと問題がいろいろあるということではありますが、今回はこれは、内容について聞くことはやめておきます。次回また聞かせていただきますが、この中で、先般、私が教科書の選択それから学校の選択制というものを質問させていただきました。ちょっと進んだ自治体の視察に行ってみましたが、長崎市が平成十七年度からこの学校選択制を導入していくと。その中身を見てみますと、やはり特色ある学校、あるいは生徒自体がこの学校に行きたいという魅力ある学校をつくっていく。その中からやる気を引き出して学力向上なり何なりを求めていくということで審議会をつくりまして、その審議会の答申に沿って議会が賛成をして、四校から五校ぐらいの近隣のといいますか、通学可能な学校を一くくりにして選択制を実施するというのを始めております。この中で非常に参考になると思うのは、別府市は、前回私が質問したときに、今、学校統廃合をやっていますので、その進

捗状況を見ながら取り組んでいきたいというようなことを言われましたけれども、この長崎市は、学校の統廃合を同時に進行させながら学校の選択制を実施するという事で、議会も賛成多数でそれがもう決まったそうであります。

要は、私がお話をしたいのは、例えば地方分権時代の地方自治体というものは、教育についても、今国が進めておりますいろんな意味での規制緩和といいますが、そういうものが図られていると思います。そしてまた、地域の中で教育委員会を中心に、学校がどのようにそういう学力の向上とか、いろんな意味で特色ある学校をつくっていくのかということが求められていると思うのですね。この長崎市の、余り長くなりますから詳細は省きますが、基本的に長崎市は、かなり今回の学力調査、独自でやっておりますけれども、ここは偏差値ではなくて平均点で出していましたが、かなり私が見た限りでは別府よりもいいのではないかなと思っております、平均点が。だから、そういう意味で私どもが今やらなければならないということが、徐々におぼろげながらその取り組みがわかってきたと思うのですけれども、この点について、学校選択制等についてはどのように考えているのか、再度お聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育参事（木村善行君） お答えいたします。

ただいま、十三番議員さんから学校選択制の先進地の状況等をお話しいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま別府市の教育委員会では、通学区の弾力化につきましては、さきの議会でも御報告申し上げましたけれども、十六項目の許可事項を設けまして運用しているのが現状であります。また、学校規模の適正化を図るために、旧市街地の小学校の統廃合を進めておるという状況でもございます。

学校選択制の導入につきましては、その目的が学校の活性化あるいは特色ある学校づくり等々というふうにお伺いをしておるところでございますけれども、その歴史がまだ浅いわけで、その実質的効果あるいはデメリット等を教育委員会としてもまだ十分把握・掌握しかねておるのが現状でございます。そういう中、私ども、ただいま進めておる小学校の統廃合等を勘案しながら、積極的にこの学校選択制について調査・研究を進めていきたいというふうにおっしゃっておるところでございます。

○十三番（野口哲男君） 調査・研究はいいのですけれども、十年後ではもう間に合わないと思うのですね。これは早急に実施しないと、他の自治体の教育委員会等が取り組んでいる状況をちょっと見てみますと、今回の大分県の都市別の結果を見ますと、宇佐郡が抜きんでていいのですよね。別府よりも、小学校も中学校もかなり上回っております。宇佐郡ですよ。宇佐郡が取り組んでいる、何でこんなにいいのかなと思ったら、新聞に、投書欄に大分の教員の方がこういう投書をしているのですね。「一斉学力テストの結果が掲載された。すぐに気がついたのは、中山間農村の宇佐郡が、小・中学生とも全科目で全国平

均を上回ったことである。一般にこの種のテストの結果では、都市部に比べて農村部は劣るとされている。宇佐郡の各小中学校は、この常識を覆したことになる。この逆転劇の背景を探るとき、小生の脳裏をよぎるのが、地域やPTAなどが学校と連携・協力し、地元の高校を存続させようと中・高一貫教育活動に精力的に取り組んできた経緯である」。これはもう中身はもう御存じでしょうけれども、教育委員会の方は。

それから、まだあるのが、いろんなところで取り組まれておりますけれども、今、民間出身の校長さん、かなりの方が各地で活躍をされております、いろんな問題があったところもありましたけれども。この校長さんは、民間出身の企業の方ですが、校長になって株主総会をヒントに学校の経営をやっている。というのは、今まで学校の計画あたりは、年間計画は三月につくればいいやというようなことでやっていたそうですが、予算に合わせて、市の予算に合わせてこの総会を開く。そして予算はこういうふうに使います、そしてこういう教育をしていきます、そしてまた前年度の実績はこうありました、というようなことで、地域の住民の方々四百人ぐらいに集まっていたいただいて報告をするそうです――総会をするそうです。そしてかなりの、学力向上とか生徒指導に関する三十項目以上の取り組みの進捗状況を数値化して示したというのですね、どのくらいよくなってどうなったかということ。数値化するとわかりやすいのですよね。最初はそういうふうなことで、また名札をつけてくださいというお願いをしましたところ、先生からは、「校長さん、あなただけが私の名前を知らんのだから、付けんでいいではないか」ということで、最初は名札もつけていただけなかった。しかし、「名札を付けるのは、あなたがこのクラスとか学校において責任を持って仕事をするためのあかしになりますから、付けてください」ということで理解をいただいて、付けるようになったということが言われております。

それから、もう一つ大事なことは、この校長さんは、やはり民間の出身ですが、教育現場に来て三つ感じたというのですね。一つは、コスト感覚のあれが全然ない。結局、公立小・中学校の教育には一人当たり年間約百万円かかっている。これは教職員の人件費とか除いてですよ、生徒一人に対してそのくらいの経費がかかっている。そして、生徒たちは一時間ごとに千円ずつ払って授業を受けているのと同じだという比較ですね、これは民間出身の校長さんだからこういうことができるのだと思うのですが。そうやって授業を受けているにもかかわらず、それだけの、千円払うだけの価値があるのか、先生に、学校に千円払うだけの価値があるのかというところを、そういう意味で、目で自分の授業をチェックしてくれということを行っている。

それから、二つ目がスピード。先生がしゃべること、私もいろんな学校に行くのですが、先生が子供さんに対して非常に優しい問いかけをします。しかし、今の子供はそうではないというのですね。バーチャルリアティーの世界に住んでいますから、テレビとかそういうものすごい言葉のスピードとか音楽のスピード、例えば私たちが今、若い人の

歌を歌おうと思っても、どこで息していいかわからないような歌が多いのですよ。そういう世界の中に生きている。だからテレビゲームや体内クロックが高速化しているにもかかわらず、先生はそれと乖離しているというのですね、授業の進め方とかそういうものについて。だから、年度か学期の終わりに反省するだけではなくて、企業では優秀な組織は日々三百六十五日改善を行うのだから、先生はそういう意味で自分が今やっていることがどうなのかということ、毎日改善をしていただきたいということをお願いしていると。

それから三つ目が、正解主義からの脱却。やっぱり我々もそうでした。テストがあって正解しなければ零点か百点かという、それで絶対評価ではなくて相対評価というのがあったのですけれども、そういう意味では本当にビジネスで有能な人材を育てるのは、決して正解主義ではない。やはりそこには例えば野球が秀でている者もおれば音楽が秀でている者もいるし、そういう個々の能力をいかに引き出していくのかということが、今の教育の中に欠落をしているのではないだろうかということも言われております。

そういう意味で学校の活性化について、今いろんな自治体とかで全国的に進んでいるところもありますけれども、別府市としては、先ほど言われたような対策だけで、これから本当にこの教育を真剣に学力向上とか特色ある学校をつくっていくという、生徒・子供を育てていくということができのでしょうか。その点についてお考えを聞かせてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

先ほど議員さんが三点、今の学校はコスト感覚がない、スピードが違っている、正解主義から脱却しなければいけないということでございました。

まずコスト感覚。これは実際私自身を考えますと、現場にいるとき、そのコスト感覚がなかったなというのは思っておりますけれども……。子供のスピード感覚。教師は、やはり子供たちの状況を見ながら授業を進めているので、そこはできているのではないかな。正解主義からの脱却ということですが、やはり教師は、それぞれ子供の持っている特技なり、そういう個性を伸ばしていこうという努力はしているものと私は考えております。

御質問の学校の活性化について、別府市教育委員会はどのような方策をとっているかということですが、現在、学校の活性化に向けまして四つの点で学校に指導・助言していることをお話ししたいと思います。

一点目は、家庭や地域社会とともに子供の成長を支援するという視点に立って、開かれた学校づくりを積極的に進めるように指導しております。各学校では、外部のすぐれた人材を講師として招いて学習効果を高めたり、学校フリー参観日を設定しまして、地域住民から学校に対する要望や意見などを聞く外部評価を取り入れたりしております。

二点目ですが、教師の、これは一番大事な資質の向上であります。教員の視野を広げるために、これは県の事業であります、社会体験研修といって民間企業に半年間研修に出かけるという、そういう研修もしておりますし、県とは別に別府市独自で教育課題を踏ま

えた研修を行っております。

三点目ですが、個に応じたきめ細かな指導の充実ということでもあります。子供の実態に応じてチームティーチングとか個別指導、習熟度別指導など授業形態、授業方法を工夫するよう各学校に指導し、学校も鋭意取り組んでいるところであります。

四点目は、学校運営の活性化であります。現在、別府市の全学校では、教育に関する理解及び識見を有する方を学校評議員に委嘱しまして、学校運営の活性化に向け御意見をいただき、御協力をいただいているところでございます。

以上、四点御紹介いたしましたけれども、教育委員会といたしましては、先進的な取り組みに学びながら、この別府の実態に合った学校の活性化に向け環境整備に努力してまいりたいと考えております。

○十三番（野口哲男君） ゆでがえる現象というのがあるんですね。先ほどの楠港の跡地でも話が出ましたけれども、やっぱり自由競争といいますか、そういう中で今、各自治体は、これから私がお話しする観光の問題もそうですが、やっぱり生き残りをかけて何をしていかなければいけないか。これは私も企業に長くいましたから、管理職というのは、何をではやるのか。これは事前障害除去作業をやるというのですね、事前障害除去作業。これがある目的に沿って、それを達成するために管理職というのはいろんな従業員とか、教育委員会では先生たちが動きやすいように、またそういう目的が達成されるように。企業が幾らいいことをやっても利益が上がらなければ、結果が出なければ、これは何もならないわけですから、そういう意味では今の取り組みで果たしていいのだろうかという気がするのですよね。

そのところを考えていただいて、きょうは、ちょっと時間が、あとありませんので、ここに教育長と市長にちょっと、大阪府の池田市、教育特区というものを申請したまちがあるのですが、この市長の考え方を見てもみますと、福祉が充実したまち、高齢者にやさしいまちなど、自分が住みやすいまちを求め住民が引っ越す時代になった。だから、自治体は競ってみずからの特色、独自性を発揮していかなばならない。これが分権時代のまちづくりの姿だ。これは、まさにそのとおりだと思うのですね。教育に特色を持たすのが池田市の特色づくりと思い至ったと。それで、少人数学級で特色を出そうと取り組んだが、何かと制約も多い。特区の方がやりやすいという話が教育委員会から出て、それなら英語教育、科学・情報教育を推進しようと考えた。この中でまず注目に値するところは、教員の人事権を市町村に移管しろというのですね。今は教育委員会がなぜ、私は学校に対して強く指導できないのかなという疑問がかなり以前からあったのですが、先生方はみんな県の職員なのですね。教育委員会は市町村単位にあるのです。これを市民の方々が知らないのですよ。ほとんど、市の先生、小学校にいるから市の採用された職員だろうと思っている。ほとんどの方に聞いてみたらそういう思いです。だから、ここに問題があるのです。

だから教員の人事権、例えば私の同級生は――この前も言いましたけれども――ある校長、もう今度退職するのでしょうか、突然教育委員会から異動の内命がある、校長にほとんど相談はない。その先生が学校に来て、M教師という問題教師というのです、M教師が学校に来て、以前のことはわからないけれども、突然何か事件を起こす。今、大変処分が多いのですが、そうすると校長が呼び出されて、まず頭を下げなければいけないし、そしてまた校長が処分を受ける、戒告なり訓告なりね。そういう意味で校長というのは、非常に管理職でありながら自分の部下に対しての人事権も持っていない。相談もない。だから市町村単位の教育委員会というのが、そういうことでは非常にやりづらいということで、教員の採用人事権を市町村に移管すべきだという考えを持っているのですね。

それから義務教育費、今非常に問題になっています、国がやるのか。議論は今ここではやるべきではないと思いますけれども、市長は、義務教育費国庫負担金をめぐる議論があるが、いっそ一般財源化して市に全部くれればいい。与えられた金額の中で市教委が中心になって独自の教育行政を進め、不足分は市が出せばいい。文部科学省には一般財源化したら全部を教育に回さず、一部を他用途に使いかねないとの懸念があるようだが、考え方が逆だ。市の追加負担はあっても、転用など考えるはずがない。自治体にとって教育は核である、基本だ。住民の関心も高い。市長は、みんなが住みたがるまちにしようと頑張っている。最重要の教育で手を抜けば大バッシングに遭う。そういうことを文部科学省は軽く見ている。これはまさに私、この市長に一遍お会いしたいと思うのですけれども、非常にこういう明確にビジョンを持っているということはすばらしいことではないかと思えますね。

今、こういうことが教育に対して求められておまして、教育基本法の改正についても議論がされております。きょうの議会の中で憲法と教育基本法を変えてはならないという一般質問がありましたけれども、私どもは今の状況に、日本の国の国情に合った憲法も教育基本法も早急に改善すべきだ、改革すべきだということを思っておる一人でございますけれども、この市長は、教育委員会についてもこう話をしております。

教育委員会制度の改革論議も盛んである。私は教委を尊重する立場だが、教委は保守的だ。すべて任すのではなく、市民を代表する市長として言うべきことはどんどん言う。ただ、教委制度が現行でよいとは思う。運用で市長の影響力が発揮できる。とはいえ、一般住民が教育委員会制度を十分に理解していないことも多く、市長が全責任を持つ方がわかりやすいのかなとも思う。教育委員は名誉職になり、教育委員会が形骸化しているのも問題である。委員を公募し、その中から市長が選ぶというのもよいかもかもしれない。

こういう、これは日本経済新聞から引用させていただきましたけれども、私は、こういう状況を勉強させていただいた中で、別府市としては教育長、まずどのようにお考えでしょうか、そういう今のような教育特区の中のある市長が言われた、池田市の市長が言われた

ようなことについて、どのようにお考えでしょうか。そのことについて、お聞かせいただけますか。

○教育長（山田俊秀君） まず初めにちょっと、これは私見になると思いますけれども、ちょっとお話しさせてください。

来年度から、コミュニティースクールというのが全国的に施行されます。大分県では何校になるかわかりませんが、先般も県に聞きましたけれども、まだそこははっきりわかりません。それと同時に、教育評価システムというのが来年度から施行されて、十八年度から実施されます。なぜこういうふうになってきたかというのは、私自身考えますと、実はノンフィクションで大宅賞という賞の本がありますが、その中で「さみしいアメリカ人」という本を桐島洋子さんという方が書いたことがあります。その本を読んでみて、私がたまたまアメリカに行ったことがあるのですが、そのときのアメリカの経済はでたらめだった。一つの組織として車をつくるときに全然工場が機能しないというわけですね。例えばでき上がった新車を見たら、その中にコカ・コーラの缶が入っていたのがそのまま店頭並ぶとか、そういうようなことがあって、これではアメリカの商品は売れないぞということであって、大変アメリカ国じゅう、車に関する人たちがえらい危機感を持ったことがあるのだそうです。それから、その後、「病める国イギリス」という本がやはり出ました。これはカロラインフミコさんという人が書いたのですが、もう皆さん御存じのように、イギリスは日本からやっぱり車が向こうで製造されておりますが、その車は日本の車よりも高いのだそうです。高いのだけれども、日本の車の方がよく売れる。本来だと安い方が売れるのですが、それがよく売れる。なぜ売れるかといったら、例えば車ですから当然、途中で故障したりするわけですが、イギリスの車だと、当然その車屋さんに持っていきますと、三日後に来てくださいといったら、三日後に行くと、まず三日後にイギリスの車は修理ができていない。ところが日本の車だったら、そういう車屋さんに、三日後に持ってきてくださいといったら、必ず三日後によくなっておる。そうすると、値段が少しぐらい高くても、きちんとそれを自分が使えるわけですから、その方が値段が高くてもよいのだと。

同じようなことが、私も海外でそういう経験したことがあるのですが、ある文房具屋さんで、たまたま同じ文房具さんが並んでいて、向こうの国の文房具さんはきれいで、日系人、日本から移民した人の文房具さんは汚いのです。例えば私が「絵の具をください」と言ったら、「絵の具を何に使うのですか」と、こう聞きます。同じように聞くのですが、一方は高く売ろうとします。日本人の方の店は、「ああ、それだったらこれがいいのではないですか」と、こう言う。ところが、その品物がありません。「それでは何日に持ってきてください」と。日本人の場合は、例えば一週間後と言ったら、一週間後に行ったらあるわけです。一方は一週間後と言ったら、一週間後にはない。「アスタマニャーナ

の国」とか言っていましたけれども、そういうことがある。

私、そういうことを経験しながら、かつてアメリカの駐日大使をされていたライシャワーさんという方は、もう皆さんも御存じだと思いますが、あの方のお話を直接お聞きしたことがあるのですが、あの方のお話を聞いて、本当に「目からうろこ」という感じがして、ああ、物の見方というのは、こんな見方もしなければならないのだなというふうに感じたことがあるのですが、そのときに三菱商事以下……（「時間がありません」と呼ぶ者あり）はい。大手の企業の支店長さんたちと帰りに一杯飲んで、ちょうどそれが一ドル三百六十円が三百九円になった昭和四十九年ごろの話ですが、そのときに、戦後あんなに日本とドイツとイタリアがめちゃめちゃにやられたのが、この経済復興を遂げたもとは何かという話になったときに、その大手の支店長さんたちが話すのは、その五人と一緒に飲んだのですが、五人ともまるっきり同じことを言ったわけです。だれがその立て役者かといったら、それは工業高校を出た人だ、この人たちのハングリー精神でいろんな日本から海外に物を送る、そのときも当然人がついていかなければなりませんから、そして、そこで一生懸命働いた。それが日本の戦後の経済の復興の立て役者だと話を聞きました。

その話を聞いたとき、今、私がいろいろ言っているときに、私は、やっぱり子供たちに教えなければならないというのが、私自身もそうですが、やっぱり物事を何かするときには誠意というのが基本的に植えつけないといけないのではないかな。私もある程度海外旅行をしましたけれども、海外旅行をするとき何という言葉が一番よく使うかということ、私は「ノー」という言葉を使うのです。「イエス」という言葉は余り使いません。だって、言葉がわからないのです。わからないときに「イエス」と言ったら、そのままおっといってしまいますから、わからなければ私は「ノー」と言うのです。向こうは、何とか私をわからせようとするから、わからなければ筆談できます。私も辞書を持って筆談でやればいわけです。そうするとわかるわけですが、急いでやると、どうしても間違う場合があります。だから、私は、必ず急ぐのがいいとは思いません。

だから、教育でも例えば私どもが教壇に立って、あるいは五百人ぐらいの前で物を言うときに、人数が多ければ多いほどゆっくりしゃべらないと、私の気持ちは伝わりません。一对一の場合は、割と早口でべらべらとしゃべっても伝わるのですが、だから、何か早ければいいということと……、議員さんの質問とちょっと私は食い違うかもわかりませんが、早ければいいということは私は違うのかなというような気もするのです。

ただ、池田市の話に戻りますけれども、確かに池田市の場合はいろんな、英語のことを言ったりとか、あるいは科学とか情報の時間の云々とかというようなことで言っておりまして、市の負担の講師を雇ったりとか、あるいは三十五人以下の学級をつくったりとか、大変すばらしいなというふうに思っておりますけれども、こういうことも一応は考えたことがあります。（「だから、別府市としてどうするのですかということを書いてください」

と呼ぶ者あり)はい。まず、この英語についてですが、英語は、私の調べた感じでは、英語はやっぱり一番難しいのは巻き舌なのだそうです。巻き舌というのは、十二歳までにでき上がる。しかし、日本人はあくまでも最後まで外国に行ったら日本人だということです。だから、私の考えでは無理に――今は日本語でやる必要――お金をたくさんかけてやらなくていいのではないかという気がします。今、大変別府市も経済・財政的に厳しい折ですから、今慌てて池田市のようなことにするという気持ちはありません。

ただ、今後、この……(発言する者あり)いや、今後、機会あるごとに、今、野口議員さんがおっしゃっていたように、私も規制緩和でいろんな学校が自由に選択できる場所というの、もうすでにこれまでも四カ所見に行きました。大変いいところと悪いところがありますので……(「わかりました」と呼ぶ者あり)はい。

○十三番(野口哲男君) 教育長の思いは、痛いほどわかります。ただ、今の状況の中で教育委員会に対する理解というものを市民が得られてないということ、先ほど私は申し上げました。だから、どのようにこれからね……。今の状況の流れの中でずっと進んでいけば、何十年もこのままだと思うのですよ、私は。だから、どこでどのように変わるかということ、さっき、ゆでがえる現象まで出して申し上げたのですけれども、そういう意味で取り組んでいただきたいと思います。

市長のもう回答は結構でございます。(笑声)実は、市長の思いも同じようなことであると思います。

もう時間がありませんので、余り時間がなくなると観光課が喜ぶますから、後の質問のためにね。ここに、いろんなアンケートをとった結果が出ているのですけれども、ここをちょっと参考までに言います。中三の数学と理科の年間授業時間数、オーストラリア三百九十時間、日本は百五十八時間、アメリカ二百九十五時間、オランダ二百六十七時間、ずっとあります。日本が一番、この表の中では最低です。愛国心をはぐくむ歴史教育をしているかどうか。米国は、「あなたは自分の国のために役立つことであれば、自分自身の利益を犠牲にしてよいか」という質問に対して「はい」と答えた者の割合、パーセントでいえばアメリカ七〇%、日本は一三%。もうとんとん、淡々と行きますよ。日・米・中の高校生の規範意識。「本人の自由でよい」と回答した者の割合、売春など性を売り物にすること。中国は二・五%が「いい」、本人の自由でいい。アメリカは調査していない。日本、二五・三%が「いい」と書いている。学校をずる休みすること。中国九・五%、アメリカ二一・五%、日本は六五・二%が学校をずる休みしても本人の自由だ。人を脅して金品を取ること、中国は一・六%が「いい」、アメリカは八・一%、日本は九・二%の割合で高校生が金品を取ってもいいと、人を脅して。それから、親に反抗すること。中国一四・七、アメリカ一六・一、日本八四・七%、親に反抗していい、自由である。先生に反抗すること。中国一八・八、アメリカ一五・八、日本、七九%が先生に反抗してもいい。問

題はここにあるのですけれども、家族は国家の責任とか、いろいろ調査があるのですけれども、「どんなことをしても親を養う」と答えた青年の割合、タイ七七%、ブラジル七一・八%、米国六六%、フランス五六・八、英国五〇%、韓国四四・三%、日本二五・四%というような結果があります。

そういうことを見渡しても、私どもが今やらなければならないことは、本当にこれからの日本をどういうふうにして私どもが次世代に引き継いでいくのかということが問われているこの時期が、大変重要な時期だと思います。時間がないと思うのです。だから、そういう意味で口幅ったいことも言わせてもらいましたけれども、先議会で引き続いてこの質問をさせていただきます。

評価制度の件等については、また次回じっくり質問をさせていただきます。

それでは、教育の問題はこれで終わります。次の観光の問題に入りたいと思います。

今、ちょっと教育委員会に、先ほどの市長ではありませんけれども、足をかけられたか引張られたかわかりませんが、時間を取られましたので、大変例えは悪いのですが、観光行政の中でONSEN・ツーリズムについてお聞きをします。

その中で地域再生計画について質問をさせていただきたいと思っていましたけれども、これはいろんな意味でここにありますように、行政サービスの民間開放を阻害している制度的要因の排除とか、国や県が持っている権限の大幅な委譲、補助金を支出するための要件の緩和、複数の省庁にまたがる支援策の連携集中。縦割り社会をなくして地方が動きやすいようにしてあげますよという国の政策が今度出たということであろうと思うのです。その支援策についてアイデアをこれから別府市が出していくということになるかと思うのですが、その点については、今回は時間がないので、また改めて次回でも聞かせていただきますが、私がお聞かせをいただきたいのは、ONSEN・ツーリズム。今、別府市は観光戦略推進会議といいますか、そういうものを設置して、本当に観光立市である別府市をどのように戦略的に観光立市として再生をしていくのか、これは市長の思いを具現するためにつくられたものでありますけれども、このONSEN・ツーリズムということについていろんなことで説明がされておりますが、参事、観光経済部参事。これは一言で言えばどういうことでしょうか。

○観光経済部参事（山川浩平君） 一言で申し上げますと、ツーリズムは全国的にいろいろ展開されておりますけれども、その中でも、別府は独自のツーリズムを構築した上でこれを推進していきたいという考えのもとに、市長が、まず温泉をベースにしたツーリズムの推進、それとあわせて芸術・文化的なものもあわせて推進する必要があるだろうということで「音の泉構想」というのを打ち出しておりますので、あわせてその「音の泉」が、そのまま言いますと「ONSEN」、「音の泉」ですから「ONSEN」になりますので、ホット・スプリングの「温泉」と、音楽的な「音の泉」、これを掛け合わせて「ONSEN

N・ツーリズム」ということで進めていこうとしております。

○十三番（野口哲男君） 考え方は非常にいいと思うのです。具体的に、もう十分ちょっとしかありませんからね、そのONSEN・ツーリズムをどのように具体的に別府市の中で、戦略会議の中で答申が出てくると思いますけれども、今考えられていることはどういうことなのか、ちょっと。全部でなくてもいいですから、具体例を挙げていただけますか。

○観光経済部参事（山川浩平君） 具体的には観光戦略会議の中で御提言をいただくようになっております。この中で具体的に出てまいりますけれども、私どもが今考えているのは、まず推進体制からですけれども、ツーリズム推進をする上で横の横断的な認識が必要だろうということで、その研修等をやっております。それと、あわせて幹部の人たちが、資源の掘り起こしをすることによって共通認識を持つということで、今、資源の掘り起こしもあわせて行っておりますけれども、これを今、集約しております。そうするといろんな、例えば八湯であっても、八湯がそれぞれは今まで知られておりましたけれども、それぞれの個性を持った例えば衣食住の関係、歴史的なもの、それぞれの完全な掘り起こしができているかということ、私は完全なものができてないと思っていますので、個々の八湯の独自性をまずすべて洗い流して構築をするということで、最終的にはそれをルートづくりをして一つの情報提供できるようなものにしたいという願いがありまして、そういう方向で今進んでおります。

○十三番（野口哲男君） 私がツーリズム産業について何年でしたかね、三年ぐらい前にこの議会でお話をさせていただきました。ツーリズム産業、別府市はまさにその集合体であるというふうに私は考えております。大工さんも植木屋さんも魚屋さんも、それから調理も、レストランも、それから観光施設、温泉施設、そういうことも含めてこれはツーリズム産業であるわけで、そういうものの集合体をいかに一つにまとめながらコーディネートしてこの別府市の観光の再生に取り組んでいくのか。これが今回の私は目玉だと思うのですね。だから、まさにその意味で、今、参事が言われたように横断的に、やっぱり観光協会もあるし旅館組合もあるし商工会議所もあります。しかしながら、やはりその核となるのは、別府企画集団である別府の市役所の観光課がやらなければいかんというふうに私は思うのですね。だから、そのためには、この前も言いましたように、観光公社をつくるのかどうかということまで発展するとは思うのですけれども、長崎が、「さるく博」というのを今度やろうとしているのですね。白杵の竹宵も、あれは別府のピーコンでお祭りがあったときに竹ぼんぼりをつくってろうそくを入れたものが、これはいいなというようなことを、白杵が持ち帰って、あの竹ぼんぼりを般若姫の伝説の中で始めたわけですね。これは盗まれたわけですよ、別府市はいいものを。今、アーケードでもやっていますけれども。

それから、今度、「さるく博」というのは、「さるく」というのは歩くという意味らし

いのですね、長崎の方言で。これは、別府のまち歩きをそのまま、あの方々は別府に来て勉強して、そしてこの「さるく博」というのをやるのですね。今、長崎が取り組んでいる「長崎市の概要」というのを見ますと、この中で予算がついているものの中で長崎の食推進事業六百八十万円、泊まってよかった宿づくり資金保障料補助金、それから図書館建設準備費、まち歩き観光ルート整備事業、これが全部で四億五千万円つけてあるのですね、もう予算をすでに。何か別府から盗まれたものが、よそでどんどんこうして羽を広げて飛んで歩いているような気がするのですけれども、大変残念ながら、やはり別府市は――私が申し上げたいのは――長崎がこのイベントをやるのに市民八十名の審議会をつくった。その中でどういうふうなことをやっているのかと申し上げますと、まず町中の演劇をつくっていくとか、コースの設定、ガイドさんの養成、それから、ここにありますように、イベントの中ではいろんなイベントが考えられております。考え方は、長崎が、すべての市民が参画をしてイベントを計画して実施する。その事務局というものを市の職員が九名でしたか、それで囑託が四名というような事務局をこさえてね、その八十人の審議委員会、審議の方々は、これは全部長崎の市民の方々ですが、長崎をどのようにこれから一大観光地として再生をしていくのかという取り組みを始めているわけですね。

こういうことを見ますと、やはり、やっぱり――「やはり、やっぱり」と二つ続けますけれども――別府市が今までの状況の中で考えてみますと、「市民と協働して」と市長が言われておられますけれども、市民のアイデア、あるいはそういう企画集団である市役所のアイデア、そういうものが、アイデアだけは出ているけれども、これまでまとまった実行部隊としての取り組みがなされてなかった。ここに私は大きな問題があるのではないかなという気がするわけです。

それでここで、もう時間がありませんから、おいしいところをさらわれたというのは、これはもう一回取り戻して、今言われましたように、ONSEN・ツーリズムというのは、非常に考え方は私はもう大賛成です。私はいつも温泉医療の取り組みとか、いろんなことで滞在型の温泉地として別府から医療に、例えば介護保険にかからないための予防医学的な温泉医療というものを発信していくべきだ、これは私の持論でございますけれども、先般もヨーロッパに勉強に行ってきました。これはまた次回発表させていただきますが、やはり先進地を見るということと、それを実際に今度この場で実現できるかどうかという、これはものすごくエネルギーがかかると思います。しかしながら、やはりここで市が中心になって町中のグループ、私も観海寺歴史ロマンウォークの案内人をしておりますけれども、別府出身ではありませんけれども、別府市の歴史を勉強しながら皆さんに案内をしていく。これはかなり勉強しないとしゃべれません、なかなか。そういう意味ではガイドさんも養成していかなければなりませんし、そういう取り組みというものを今、市民の方々がやっておられるわけですから、ぜひこのONSEN・ツーリズム、先ほど言いましたよ

うに、ツーリズムというのはほとんどの産業が含まれるということも含めて検討していただいて、早速、戦略会議の答申が出るかもしれませんが、答申は答申として生かしながら、もう一步突っ込んだそういう取り組みをぜひなさっていただきたいと思いますが、いかがですか、そこら辺は。

○観光経済部参事（山川浩平君） お答え申し上げます。

具体的に申し上げますと、観光戦略会議は、たぶん私も先般お答えしましたように、まちづくり中心ですから、長期的な計画の中に入って行くのかなという理解をしております。ただ、私どもが今やろうとしておりますツーリズム推進部署は、身近なものの資源の掘り起こしを点から線に結んでいきたいという願いがありまして、今、資源の掘り起こしをやっていきますので、それが最終的には一つの情報誌としてタウン誌であったり、そういうものに編集できればという強い願いがありますので、浅学ですから、どの程度できるかわかりませんが、今、課長さん方の協力をいただきながらやっておりますので、来年、そういう形ができて、それを推進する部署が――議員さんが言われますように――ないと、これは前に進みませんので、機構改革の中でそういう部署を設けていただくようなお話、ありがたいお話が出ていますので、私どもは其中でどんどん実践ができていくのではないかなというふうに期待をしております。

○十三番（野口哲男君） 機構改革、人事制度も含めてやっぱりベテランは要らないのですね、プロが欲しいのですよね。だから、観光のプロというのは、市長、二、三年で異動させたら育ちません。やっぱり十年以上その部署にとどまるか、あるいは出向させてプロとしてのそういう専門知識を学ばせるかどうか。これはやっぱり別府は観光立市ですから、長湯の首藤さん、今は県議になっていますけれども、あの人はやっぱり、村役場にいながら、村長が、「おい、おまえ、やってこい」と言って、村長も偉かったと思うのですが、やはりそういう意味で別府市にはそういうプロが欲しい。はっきり言ったら観光に没頭するぐらいの人がぜひ出てきてほしい。そういう人たちが、このまちをつくっていくのではないかなという気がします。

大いに期待しておりますので、ぜひとも我々の市民の期待にこたえていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（清成宣明君） これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第二により、議第八十七号平成十五年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第八十七号は、平成十五年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

何とぞ御審議の上、よろしくお願いいたします。

○議長（清成宣明君） 次に、監査委員から、一般会計及び各特別会計決算に対する審査意見の報告を求めます。

○監査委員（櫻井美也子君） 平成十五年度別府市一般会計、各特別会計決算の概要説明をさせていただきます。

ただいま上程されました議第八十七号平成十五年度別府市一般会計、各特別会計の決算につきまして、地方自治法第二百三十三条第二項の規定に基づき審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

平成十五年度の一般会計及び各特別会計の総計決算額は、歳入九百五十七億四千九十万四千元、歳出九百四十三億一千九十七万円で決算されております。一般会計・各特別会計相互間で行われた繰入金、繰出金を控除いたしました純計決算額では、歳入九百四億五千二百七十四万三千元、歳出八百九十億二千二百八十九万九千元で、歳入歳出差引額は十四億二千九百九十三万四千元の黒字決算となっております。

なお、この純計決算額を前年度と比較いたしますと、歳入は〇・四％、歳出は〇・二％、いずれも増加いたしております。

次に、歳入歳出差し引き額から翌年度繰り越し事業にかかる繰り越し財源を差し引いた実質収支について見ますと、一般会計及び特別会計の実質収支の総額は十三億七千二百五十万六千元の黒字となっております。内訳は、一般会計では六億二千三万九千元、特別会計では七億五千二百四十六万七千元となっております。本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、二億四千三十一万七千元の黒字となっております。

次に、平成十五年度普通会計の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は九〇・五％で〇・一ポイント、財政力指数は〇・五九八で〇・〇一ポイント、公債費比率は一〇・六％で一・七ポイントと、前年度に比べて改善しております。

以上、決算審査の内容について概略を申し上げましたが、財政の現状を見ますと、歳入の根幹をなす市税や地方交付税などが減少し、歳出では人件費や扶助費などの義務的経費が増加していることから、今後も一段と厳しい財政運営が強いられることが予想されます。

今後の財政運営に当たっては、経済・財政運営と構造改革に関する基本方針に基づく地方交付税制度の見直しや税制改革などの厳しい情勢を踏まえ、中・長期的視野のもと、市税や各種財源の確保や事務事業の見直し、民営化、民間委託等の行財政改革を推進し、行財政の健全化を目指すとともに、簡素で効率的な行財政体制を確立することを要望いたします。

終わりに、審査に付された決算諸表は、関係法令の規定に準拠して調整され、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められたところであります。

平成十五年度の各会計決算の内容等詳細につきましては、お手元に配付いたしております「決算審査意見書」により御了承を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果についての報告といたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、議案に対する提案理由の説明並びに一般会計及び各特別会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

これより質疑を行います。（「動議」と呼ぶ者あり）

○十三番（野口哲男君） 私は、この際、特別委員会設置に関する動議を提出いたします。

上程中の議第八十七号平成十五年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任することの動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（清成宣明君） ただいま、十三番野口哲男君から、議第八十七号平成十五年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、十三番野口哲男君提出の動議は、可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置され、議長に一任されました決算特別委員会の委員の数は九名とし、

四 番 国 実 久 夫 君

五 番 麻 生 健 君

七 番 猿 渡 久 子 君

九 番 黒 木 愛 一 郎 君

十五 番 堀 本 博 行 君

十六 番 田 中 祐 二 君

二十一 番 永 井 正 君

二十九番 首藤 正 君

三十一番 村田 政 弘 君

以上九名の方々を御指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上九名の方々を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。明日十日から十四日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、十五日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、明日十日から十四日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、十五日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時三十一分 散会